

平成30年度実績評価書

(評価対象期間:平成30年4月～31年3月)

令和元年8月
金融庁

目 次

I 実績評価の実施に当たって

1.	金融庁における政策評価の取組み	2
2.	実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）	2
3.	政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見	4
	（参考資料1）金融庁における政策評価への取組み	6
	（参考資料2）政策評価に関する有識者会議メンバー	14
	（参考資料3）金融庁における平成30年度実績評価（概要）	16

II 各施策の評価結果

基本政策	施策目標	施策	ページ
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	21
	2 金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	32
	3 金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	36
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること	利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	44
	2 金融サービスの利用者の保護が図られること	利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	53
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護に資すること	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	68
	2 企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること	企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	78
	3 市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること	市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	91

(横断的施策)

施策目標	施策	ページ
1 デジタイゼーションの進展等の環境変化の中で、金融システムの安定、利用者保護を確保しつつ、イノベーションが促進しやすい環境を整備しつつ、利用者利便の向上を図ること	IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応	100
2 大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図ること 東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨による被災者の生活や事業の再建の支援等により、被災地の復旧・復興に資すること	業務継続体制の確立と災害への対応	108
3 世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化により、我が国及び世界の経済・金融の発展と安定に資すること。金融行政を円滑に遂行するための環境を確保すること 基本政策に横断的に関係する施策の実施により、金融行政の目標の実現を図ること	その他の横断的施策	114

(金融庁の行政運営・組織の改革)

施策目標	施策	ページ
金融庁のガバナンス改善等を通じた金融行政の質の向上	金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	123
金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善すること	検査・監督の見直し	130
職員が真に「国民のため、国益のために働く」組織へと変革していく	金融行政を担う人材育成等	134

I 実績評価の実施に当たって

1. 金融庁における政策評価の取組み

金融庁においては、平成14年4月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- ① 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
- ② 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
- ③ 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

また、政策評価に関する基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり（参考資料1）、実績評価については、平成13年度以降、毎年度、実績評価書を作成・公表してきています。今回は、これに引き続き、平成30年度（平成30年4月～31年3月）を対象とする実績評価を実施し、本評価書を公表するものです。

なお、こうした金融庁の政策評価の取組み状況については、インターネット等により公表しています。（<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>）

2. 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）

実績評価書については、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民に対する説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性及び一覧性の確保を図ることから、金融庁においても、統一的な標準様式により、評価対象となる施策ごとに評価書を作成しました。

平成30年度における実績評価の実施に当たっては、これまでと同様、法において示されている施策や業務の必要性、効率性、有効性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）

- 必要性の観点…施策効果からみて、対象とする施策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該施策を行政が担う必要があるか。
- 効率性の観点…施策効果と当該施策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。
- 有効性の観点…得ようとする施策効果と当該施策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる施策効果との関係が明らかか。

なお、金融庁が実施する政策評価に関する基本計画は、

- I. 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮
- II. 利用者の保護と利用者利便の向上
- III. 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

を「基本政策」として位置付け、「基本政策」を実現するための中期的な「施策」を定めています。

平成30年度金融庁政策評価実施計画においては、当該計画に基づいて策定されており、各施策において達成すべき目標については、施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や社会経済にもたらされた成果）の視点から評価できるように「達成目標」を設定し、この達成目標を実現するための取組みを「主な事務事業」として掲げることとしています。

また、実績評価の記載に当たっては、施策目標ごとに各施策の評価結果を記載した上で、施策ごとに、その効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目について説明を行いました。

①施策名

平成 30 年度金融庁政策評価実施計画に定めた「施策」を記載しました。

②施策の概要

目標を達成するために実施した内容のほか、施策の必要性や趣旨などについて説明しました。

③達成すべき目標

平成 30 年度金融庁政策評価実施計画に定めた「達成目標」を記載しました。

④目標設定の考え方・根拠

当該施策の目標設定の考え方・根拠（当該施策に関係する主な内閣の重要政策を含む）を説明しました。

⑤測定指標及び参考指標

設定した測定指標及び参考指標について、その進捗状況を説明しました。

⑥評価結果

○目標達成度合いの測定結果

平成 30 年度の想定基準（状況）に対する目標の単年度における達成度について、5 ページの「評価の判断基準」に基づき、S、A、B、C、D の 5 段階で評価を行い、その判断根拠について説明を行いました。

○施策の分析

評価結果の概要として、可能な限り取組みの成果（アウトカム）について分析し、法において示されている 3 つの観点（必要性、効率性、有効性）から評価するよう努めました。

○今後の課題・次期目標等への反映の方向性

当期の評価を踏まえた、今後の課題、次期の施策及び測定指標を説明しました。

⑦主な事務事業の取組内容・評価

当該施策の達成すべき目標を実現するための取組内容とその評価を説明しました。

⑧施策の予算額・執行額等

当該施策についての予算額及び執行額を説明しました。

⑨学識経験を有する者の知見の活用

各施策の評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

⑩政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

評価を行う過程において使用した資料等を記載しました。

⑪担当部局名及び政策評価実施時期

当該施策の担当部局及び評価の実施時期を記載しました。

3. 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見

有識者会議のメンバーの方々(参考資料2)から、平成31年6月13日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各施策の実績評価に関するご意見については、実績評価書を作成する上で参考とさせていただきます。

また、有識者会議のメンバーからのご意見の中には、今後の評価のあり方と合わせ、金融行政のあり方に関わるご意見をいただいております。今後の評価や金融行政に活かされるよう努めてまいります。

評価の判断基準

S : 目標を超過して達成した場合

A : 目標を達成した場合

B : 相当程度進展があった場合

C : 進展が大きくない場合

D : 目標に向かっていない場合

(参考資料1) 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13年1月	<ul style="list-style-type: none"> 中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 「政策評価に関する標準的ガイドライン」策定(13年1月政策評価各府省連絡会議了承) 	
3月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価の実施要領」策定(13年3月28日)
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定(13年法律第86号) 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13事務年度の政策評価の運営方針」策定(13年10月31日)
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する基本方針」(13年12月閣議決定) 	
14年4月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行(13年法律第86号) 	<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定(14年4月1日) 「事後評価の実施計画」(計画期間14年4月～6月末)策定(14年4月1日)
7月		<ul style="list-style-type: none"> 「事後評価の実施計画」(計画期間14年7月～15年6月末)策定(14年8月6日)
9月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(14年9月13日)
11月		<ul style="list-style-type: none"> 「第1回政策評価に関する有識者会議」開催(14年11月12日)
12月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価(平成13年度実績評価)の実施、評価結果の公表(14年12月26日)
15年4月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(15年4月17日)
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価結果の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(15年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2回政策評価に関する有識者会議」開催(15年6月12日)
7月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(15年7月1日) 「平成15年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間15年7月～16年6月末)策定(15年7月1日)

	政府全体の動き	金融庁の動き
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第3回政策評価に関する有識者会議」開催（15年8月5日） ・政策評価（平成14年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（15年8月29日）
16年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第4回政策評価に関する有識者会議」開催（16年4月21日） ・「平成14年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（16年4月23日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（16年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5回政策評価に関する有識者会議」開催（16年6月18日）
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成16年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間16年7月～17年6月末）策定（16年7月7日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（16年7月7日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第6回政策評価に関する有識者会議」開催（16年8月5日） ・政策評価（平成15年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（16年8月31日）
17年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成15年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（17年4月27日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（17年6月国会報告） 	
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第7回政策評価に関する有識者会議」開催（17年7月5日） ・「平成17年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間17年7月～18年6月末）策定（17年7月26日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（17年7月26日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第8回政策評価に関する有識者会議」開催（17年8月9日） ・政策評価（平成16年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（17年8月31日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する基本方針の改定について」（17年12月閣議決定） 「政策評価の実施に関するガイドライン」（17年12月政策評価各府省連絡会議了承） 	
18年4月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成16年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（18年4月28日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（18年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第9回政策評価に関する有識者会議」開催（18年6月20日）
7月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成18年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間18年7月～19年6月末）策定（18年7月10日） 「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（18年7月10日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> 「第10回政策評価に関する有識者会議」開催（18年8月3日） 政策評価（平成17年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（18年8月31日）
19年3月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13年政令第323号）の一部改正（規制の事前評価の義務付け） 「政策評価に関する基本方針」の一部変更（19年3月閣議決定） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（19年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第11回政策評価に関する有識者会議」開催（19年6月13日） 「平成17年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（19年6月14日）
7月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成19年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間19年7月～20年6月末）策定（19年7月3日） 「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（19年7月3日）
8月	<ul style="list-style-type: none"> 「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」策定（19年8月政策評価各府省連絡会議了承） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第12回政策評価に関する有識者会議」開催（19年8月2日） 政策評価（平成18年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（19年8月30日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
20年6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(20年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成18年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(20年6月10日) 「第13回政策評価に関する有識者会議」開催(20年6月11日)
7月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間20年7月～24年3月末)策定(20年7月3日) 「平成20年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間20年7月～21年6月末)策定(20年7月3日)
8月		<ul style="list-style-type: none"> 「第14回政策評価に関する有識者会議」開催(20年8月6日) 政策評価(平成19年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(20年8月29日)
21年2月		<ul style="list-style-type: none"> 「第15回政策評価に関する有識者会議」開催(21年2月26日)
3月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成21年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間21年4月～22年3月末)策定(21年3月31日)
5月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(21年5月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成19年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(21年5月22日)
8月		<ul style="list-style-type: none"> 「第16回政策評価に関する有識者会議」開催(21年8月5日) 政策評価(平成20年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(21年8月31日)
22年3月		<ul style="list-style-type: none"> 「第17回政策評価に関する有識者会議」開催(22年3月17日) 「平成22年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間22年4月～23年3月末)策定(22年3月31日) 「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(22年3月31日)

	政府全体の動き	金融庁の動き
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」(13年政令第323号)の一部改正(22年5月閣議決定) ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更(22年5月閣議決定) ・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更(22年5月政策評価各府省連絡会議了承) ・「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」策定(22年5月政策評価各府省連絡会議了承) ・「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」策定(22年5月政策評価各府省連絡会議了承) 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(22年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成20年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(22年6月4日)
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(22年8月24日) ・「第18回政策評価に関する有識者会議」開催(22年8月25日) ・政策評価(平成21年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(22年8月31日) ・「平成22年度金融庁政策評価実施計画」一部改正(22年8月31日)
23年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(23年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成21年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(23年6月17日) ・「平成23年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間23年4月～24年3月末)策定(23年6月24日) ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(23年6月24日)
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第19回政策評価に関する有識者会議」開催(23年9月27日) ・政策評価(平成22年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(23年9月30日) ・「平成23年度金融庁政策評価実施計画」一部改正(23年9月30日)

	政府全体の動き	金融庁の動き
24年3月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（24年3月政策評価各府省連絡会議了承） 「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」（24年3月政策評価各府省連絡会議了承） 	
5月		<ul style="list-style-type: none"> 「第20回政策評価に関する有識者会議」開催（24年5月21日） 「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：24年4月～29年3月）策定（24年5月31日） 「平成24年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：24年4月～25年3月）策定（24年5月31日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（24年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成22年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（24年6月8日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> 「第21回政策評価に関する有識者会議」開催（24年8月10日）
9月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価（平成23年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（24年9月7日）
25年4月	<ul style="list-style-type: none"> 「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の一部変更（25年4月政策評価各府省連絡会議了承） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（25年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第22回政策評価に関する有識者会議」開催（25年6月7日） 「平成23年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（25年6月21日） 「平成25年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：25年4月～26年3月末）策定（25年6月28日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価（平成24年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（25年8月30日）
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」改正（25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承） 	
26年5月		<ul style="list-style-type: none"> 「第23回政策評価に関する有識者会議」開催（26年5月30日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(26年6月国会報告)	・「平成24年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(26年6月13日)
7月		・「平成26年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:26年4月~27年3月末)策定(26年7月1日公表)
8月		・政策評価(平成25年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(26年8月29日)
27年3月	・「政策評価に関する基本方針」の一部変更(27年3月閣議決定)	
4月	・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更(27年4月政策評価各府省連絡会議了承)	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(27年6月国会報告)	・「平成25年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(27年6月12日) ・「第24回政策評価に関する有識者会議」開催(27年6月29日)
8月		・政策評価(平成26年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(27年8月31日公表) ・「平成27年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:27年4月~28年3月末)策定(27年8月31日公表)
28年5月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(28年5月国会報告)	・「平成26年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(28年5月20日)
6月		・「第25回政策評価に関する有識者会議」開催(28年6月8日)
8月		・「平成28年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:28年4月~29年3月末)策定(28年8月12日公表) ・政策評価(平成27年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(28年8月31日公表)

29年6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(29年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成27年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(29年6月23日) 「第26回政策評価に関する有識者会議」開催(29年6月26日)
7月	<ul style="list-style-type: none"> 「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更(29年7月政策評価各府省連絡会議了承) 	
8月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間:29年4月~33年3月末)策定(29年8月1日公表) 政策評価(平成28年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(29年8月31日公表)
12月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成29年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:29年4月~30年3月末)策定(29年12月15日公表)
30年1月		<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する有識者会議」開催(30年1月31日)
5月		<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する有識者会議」開催(30年5月21日)
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(30年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成28年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(30年6月13日) 「政策評価に関する有識者会議」開催(30年6月22日)
7月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価(平成29年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(30年7月17日公表)
9月		<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する有識者会議」開催(30年9月13日)
12月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成30年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:30年4月~31年3月末)策定(30年12月3日公表)

31年2月		<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価に関する有識者会議」開催 (31年2月15日)
元年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」 (元年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成29年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(元年6月10日) ・「政策評価に関する有識者会議」開催 (元年6月13日)

(参考資料2)

政策評価に関する有識者会議メンバー

令和元年6月13日現在

座長	吉野 直行	アジア開発銀行研究所所長、 慶應義塾大学名誉教授
	岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
	岩間陽一郎	前 日本投資顧問業協会会長
	翁 百合	(株)日本総合研究所理事長
	多胡 秀人	一般社団法人 地域の魅力研究所代表理事
	富山 和彦	(株)経営共創基盤 代表取締役 CEO

[計 6名]

(敬称略)

金融庁における平成30年度実績評価(概要)

基本政策 ／ 施策	主な取組み(実施計画より)	主な実績	今後の課題
(横断的施策)			
1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融デジタル化戦略として、①情報の蓄積と活用、②顧客のプライバシー、匿名性や顧客情報の信頼性その他の顧客保護、③デジタル化に対応する情報・金融リテラシー、④金融・非金融の情報の伝達を可能とする金融インフラのデジタル化、⑤金融行政のデジタル化、⑥様々なサンドボックス等によるイノベーションに向けたチャレンジの促進、⑦オープン・アーキテクチャによるイノベーションの推進、⑧国際的なネットワーク、⑨デジタル化の基盤となるブロックチェーン、AI、ビッグデータ技術等の推進、⑩サイバーセキュリティその他金融システム上の課題等への対応、⑪これらの課題を実現するための機能別・横断的法制からなる11の施策に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 機能別・横断的法制について、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」において検討。「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」を公表、関連法案を国会へ提出。また、「「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告〈基本的な考え方〉」を取りまとめた ✓ 全邦銀138行中130行がオープンAPI導入を表明、うち95行が導入済(31年3月末時点) ✓ オンラインで完結する新たな本人確認方法の追加等を内容とする「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」を公布・施行 ✓ 全銀EDIシステムの稼働に向けた周知等を行い、XML電文への移行を実施(30年12月稼働) ✓ FinTechサポートデスクやFinTech実証実験ハブで受け付けた相談に対応 ✓ FinTech Innovation Hubを設置し、フィンテック企業等へのヒアリングを実施し、フィンテックについてのトレンド・状況を把握(31年3月末時点 102社) ✓ 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施など、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組を実施 	<p>現在、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」で取りまとめに向けた議論を行っている「基本的な考え方」を踏まえ、決済法制や金融サービス仲介法制に関し検討する。また、銀行と電子決済等代行業者との連携・協働による利便性の高いサービスの提供等に向けたフォローの実施、FinTechサポートデスクやFinTech実証実験ハブ等を通じたイノベーション支援の一層強化、FinTech Innovation Hubによるフィンテックの最新動向の把握と施策への反映、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催に向けた金融分野のサイバーセキュリティ対策の更なる強化など、金融デジタル化戦略を推進していく。</p>
2 業務継続体制の確立と災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融庁及び金融機関における業務継続体制の検証、震災等自然災害への対応に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融庁の業務継続計画等の実効性を検証するため、関係機関との合同訓練等を実施 ✓ 平成30年7月豪雨等への対応として、自然災害ガイドラインの周知広報や専用相談ダイヤルを設置したほか、金融機関に対してきめ細かな対応を奨励 	<p>金融庁の業務継続計画等を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、関係機関と連携した訓練等の実施により、更なる実効性の向上に取り組む。また、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促していく。</p>
3 その他の横断的施策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 世界共通の課題の解決へ貢献(金融規制改革を含む国際的な議論、SDGs、マネロン・テロ資金供与対応)及び当局間ネットワーク・協力を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ G20議長国として金融システム上の内外共通課題の解決に向けて議論を主導 ✓ SDGsに関し、TCFD関連のシンポジウムを開催したほかtwitterで関連情報を積極的に発信 ✓ AML/CFT対応として、モニタリングの結果等を金融機関に還元し、態勢整備の高度化を奨励 ✓ 当局間協力等の強化に関し、Brexitに係る英欧当局との連携や、その他取組(日中金融協力、ミャンマー支援計画、GLOPAC等)を更に推進 ✓ 30年6月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、ITガバナンスの強化や、情報セキュリティ人材の確保・育成に向けた取組等を実施 	<p>日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、G20議長国として金融システム上の国内外共通の新たな課題の解決に向けた経験や知見の共有に取り組むほか、国際的な当局間のネットワーク・協力の強化を更に充実させていく。</p> <p>業務支援統合システム等を活用したデータ分析に基づく行政を進めつつ、「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に掲げたRegTech/SupTechエコシステム(官民連携基盤)の構想を模索していく。</p>

I 金融システムの安定と金融仲介機能		
1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経済・金融市場の動向や金融システムにおけるリスク等をリアルタイムに情報収集し、金融システムの現状を定期的に分析・評価 ✓ 人口減少、低金利環境、デジタル化の進展を踏まえ、健全性を維持する観点から、金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に向けたガバナンス発揮への対応、長期にわたる金融緩和継続に伴うリスクへの対応、経済・市場環境の急激な変化への対応、について重点的にモニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経済・金融市場や金融機関を含む市場参加者の動向、内外環境変化等を適時に把握し金融機関のモニタリングに活用するとともに、金融システムの潜在的なリスクや脆弱性の調査・分析を実施 ✓ 健全性維持の観点から、以下を実施 <ul style="list-style-type: none"> ー持続可能なビジネスモデル構築に向けたガバナンス態勢に関する対話 ー信用リスク管理等の長期にわたる金融緩和継続に伴うリスクへの対応の促進 ーリスクテイクに見合った運用態勢・リスク管理態勢の構築や機動的なポートフォリオ運営の促進
2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融システムの安定性確保のため、国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等に向けて取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ パーゼルⅢ等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、TLAC規制及びレバレッジ比率規制等を国内に導入
3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ビジネスモデルの持続可能性やリスク管理態勢等に関して、オン・オフ一体のモニタリングを行い、特に深刻な課題を抱える地域金融機関については、課題解決に向けた早急な対応を促す。また、早め早めの経営改善を促す観点から、早期警戒制度の見直しを実施 ✓ 「地域生産性向上支援チーム」と各財務局が連携し、地域企業・関係者と関係を構築しつつ対話を実践する。これらの対話等を通じてきめ細かく把握した地域経済・企業の実態を基に、地域金融機関の経営陣や、社外役員を含む取締役・監査役等や営業現場の責任者等と金融仲介機能の発揮に向けた深度ある対話を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ビジネスモデルの持続可能性やリスク管理態勢等に関して、オン・オフ一体のモニタリングを行い、特に深刻な課題を抱える地域金融機関については、課題解決に向けた早急な対応を促したほか、社外役員を含め、経営陣等と経営やガバナンス(有効な内部監査を含む)について深度ある対話を実施 ✓ 地域金融機関に早め早めの経営改善を促す観点から早期警戒制度の見直しを具体的に検討 ✓ 「地域生産性向上支援チーム」と各財務局が連携し、地域企業・関係者と関係を構築しつつ対話等を通じ、地域経済・企業の実態を把握し、それらを基に、地域金融機関の経営陣や営業現場の責任者等と金融仲介機能の発揮に向けた深度ある対話を実施
II 利用者の保護と利用者利便の向上		
1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融機関の経営者による「顧客本位の業務運営に関する原則」の経営理念や戦略への反映、現場における実践について重点的に分析・検証するとともに、顧客アンケート調査を通じ、顧客への浸透状況を分析・確認。また、貯蓄性保険も含め、商品内容等の更なる「見える化」を促進 ✓ 生涯を通じた安定的な資産形成を支援する制度 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 販売会社に対し、顧客本位の業務運営の浸透・定着状況についてモニタリングを実施し、認められた課題や取組事例を公表するとともに、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針、自主的なKPI及び投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIを公表した金融事業者のリストを、四半期ごとに金融庁ウェブサイトにて公表。また、金融庁及び金融機関の取組みに対する顧客の評価を確認すべく、顧客意識アンケート調査を実施 ✓ NISA 制度の利便性向上のため、NISA 口座保有者が海外転勤等により一時

<p>グローバルな経済・市場環境は刻一刻と変化し、そこから新たにリスクが生まれることを踏まえ、今後も、金融市場を含む日本の金融システムに影響を及ぼす可能性のある内外環境変化に関する情報収集・分析の高度化等を通じて、金融システムの安定性の維持に向けた取組を進めるとともに、金融機関の健全性を確保・維持するため、実践と方針に基づき、業態横断的な対応に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ー大手銀行グループの海外業務やグループ連携の強化・拡大に加え、経営インフラの刷新・非金融業との協業の動きなど、リスクの多様化・複雑化を踏まえた対応 ー地域金融機関の金融仲介機能の十分な発揮に必要な健全性の確保への対応 ー長寿化やデジタル化等に伴う保険ニーズの変化や自然災害の激甚化等のリスクの変化を踏まえた対応 ー証券会社を取り巻く顧客層の世代交代、IT 化の進展に伴う取引チャネルの多様化等の経営環境の変化を踏まえた対応 <p>など、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じた金融モニタリングを実施していく。</p>
<p>IAISで検討されているICSの進展を視野に入れた保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法についての検討など、金融システムの安定性確保のため、国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備を図っていく。</p>
<p>地域金融機関をとりまく環境が引き続き厳しい状況にあることも踏まえつつ、将来にわたる健全性の確保や金融仲介機能を十分に発揮するため、金融機関との間でガバナンスの発揮を含め深度ある対話を行い、顧客企業のニーズを踏まえた取組を促していく。</p>
<p>金融機関における「顧客本位の業務運営」の確立と定着に向け、共通KPIや顧客意識アンケート調査結果等も踏まえ、販売会社の販売態勢や投資運用業者のガバナンス状況等について深度ある検証に取り組んでいく。また、金融リテラシー向上に取り組むとともに、つみたてNISAの普及・恒久化を含めた長期・積立・分散投資の促進を図っていく。</p>

	<p>のあり方についての具体的な検討や、金融リテラシーの向上に向けた金融経済教育を更に充実</p>	<p>的に出国する場合に引き続き NISA 口座での保有を可能とする等の税制改正要望を提出し、実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融庁職員の母校や各県の教育委員会・教育庁への働きかけを行い、当庁及び財務局が行う金融経済教育の出張授業を抜本的に拡充 	
<p>2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ コンプライアンス・リスク管理上の課題に対し、幅広い情報収集を通じたリスクの特定・評価を行い、リスクに応じたモニタリングを実施するとともに、投資用不動産向け融資に関するアンケート調査や検査も活用しつつ、深度あるモニタリングを実施 ✓ 仮想通貨（暗号資産）交換業について、イノベーションに配慮しつつ、利用者保護の確保に向けて、仮想通貨交換業者における実効性のある態勢整備・適切な業務運営の確保、国際的な連携、必要な制度的対応の検討等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「コンプライアンス・リスク管理基本方針」を公表し、同リスクの管理に関する取組事例の実態把握や、幅広い情報収集を通じたリスクの特定を行い、モニタリングに活用 ✓ 投資用不動産向け融資に関する横断的なアンケート調査結果を公表し、一部の金融機関については、検査も活用しつつ深度あるモニタリングを実施 ✓ 暗号資産交換業者に対する適切な業務運営の確保等に向けたモニタリングや登録審査、自主規制機関の認定、利用者に対する注意喚起、無登録業者対応、国際的な連携強化等を実施 ✓ 「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書を受け、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出 ✓ 銀行カードローンについて実態把握を行い、ベストプラクティスの共有や対話等を通じ、業界全体の業務運営水準の引き上げに向けた取組を促進 	<p>以下の取組をはじめ、各業態において利用者保護のために必要な制度整備を図るほか、適切な態勢整備を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関との対話を通じ、左記「基本方針」を踏まえた金融機関における実効的なコンプライアンス・リスク管理の浸透を促すとともに、重大なリスクとなりうる事象の分析・特定を行い、それらに焦点を当てたリスクベースのモニタリングを進める。 ・適切な管理態勢に基づく投資用不動産向け融資の慣行が金融機関に浸透するよう、当庁の問題意識を幅広く発信していく。 ・暗号資産交換業者に対する透明性の高い登録審査及び環境の変化に応じた機動的なモニタリング、改正法の着実な執行等に取り組んでいく。
<p>III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上</p>			
<p>1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市場監視手法や着眼点の改善を実施のほか、行政処分勧告等を行うだけでなく関係者との対話を通じた問題意識の共有や対外的な情報発信、AI等の活用も含めた新市場監視システムの導入を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監視の空白を作らないための継続的な業務改善に係る仕組みの構築、勧告・告発にとどまらない対話を通じた課題の共有、建議等の対外発信、より効果的・効率的な市場監視のための AI を活用したシステムの実証実験等を実施 	<p>市場のグローバル化やデジタル化の進展等により市場の構造が大きく変化する中、市場の公正性・透明性の確保に向け、システム整備のほか、検査・調査手法の改善等に取り組むなど、網羅的・機動的で深度ある市場監視を実施していく。</p>
<p>2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営戦略やガバナンス情報などの企業情報の開示の充実に向けた内閣府令の改正・プリンシプルベースのガイダンスの策定等のほか、監査人に対してより詳細な情報提供が求められるケースにおける対応の在り方等について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営戦略等の記述情報の開示の充実を図るため、内閣府令を改正したほか、「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」を公表 ✓ 「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」を開催し、通常とは異なる監査意見等に係る対応の在り方等について検討し、報告書を取りまとめ、公表 	<p>記述情報の開示の充実に向けた企業の好事例等の取組について周知を行うほか、IFRS の任意適用企業の拡大促進、監査報告書の透明化を含む会計監査に関する情報提供の充実に取り組んでいく。</p>
<p>3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 政策保有株式の縮減、取締役会の多様性、個別議決権行使結果の公表等の検証を行い、投資家及び企業の取組みのベストプラクティスの公表を実施 ✓ 資産運用業の高度化を目指し、総合的な環境整備に取り組むとともに、投資運用業者における業務運営態勢等の向上を図る ✓ 取引所の国際競争力の強化、投資家の利便性の向上等のため、総合取引所の早期実現に向けて関係者等への働きかけなどを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 有識者会議において、両コードの改訂等を踏まえた投資家と企業の取組の検証を行い、次回スチュワードシップ・コード改訂などを見据えた当面の課題について、意見書を公表 ✓ 金融業の拠点開設サポートデスクを通じて資産運用業者等の新規参入を後押しし、新たに 10 社の資産運用業者等が業登録を完了 ✓ 大手投資運用会社について、運用の高度化に向けた課題（グローバル運用体制の強化等）への取組状況について、グループ内の資産運用ビジネスの位置付け等の観点から対話を実施 ✓ 総合取引所の実現に向けて金融庁・経産省・日本取引所グループ・東京商品取引所等との間で協議・検討を行い、取引所の経営統合に関し基本合意書を締結 	<p>上場企業全体のコーポレートガバナンスの実効性向上に向けた取組、資産運用業の高度化に向けた環境整備を図る観点から取組を進めていく。</p>

(金融庁の行政運営・組織の改革)		
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各種有識者会議の活用や、外部有識者等を交えた職員による自主的な政策提言の枠組み(政策オープンラボ)を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「融資に関する検査・監督実務についての研究会」を設置する等、各種有識者会議を開催し、有識者からの提言等を金融行政へ継続的かつ的確に反映 ✓ 政策オープンラボを設置し、有志職員が外部有識者等を交えた調査・研究を実施
2 検査・監督の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 検査・監督基本方針を踏まえた金融機関との対話の材料とするために、各分野(健全性政策、コンプライアンス・リスク管理、IT ガバナンス(案))について「考え方と進め方」等を策定・公表 ✓ モニタリングの質の向上・改善のため、第三者による外部評価や金融機関からの意見聴取を実施
3 金融行政を担う人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上司が部下に目配りしながら育成・指導・評価を行い、活発なコミュニケーションが図られる環境を整備(業務単位の少人数グループ化) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 活発なコミュニケーションが図られる環境整備のため、業務単位の少人数グループ化を行ったほか、1on1 ミーティングを導入 ✓ コミュニケーション活性化のため、長官が定期的に職員に向けて意見発信する「Tone at the top」や、職員と幹部が直接意見交換する「タウンミーティング」の機会を拡充

<p>金融行政の質を不断に向上させていく観点から、有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、政策評価有識者会議を含め、取組を進めていく。</p>
<p>融資に関する検査・監督実務に係る「考え方と進め方(DP)」の策定に向けた検討を進めるほか、各 DP を活用した対話の実践、必要に応じた検査・監督に関する方針の示し方の検討等、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善するための取組を進めていく。</p>
<p>組織文化の変革には相応の時間がかかることから、1on1 ミーティングの定着など、人材育成や職場環境の改善等に継続して取り組んでいく。</p>

Ⅱ 各施策の評価結果

平成 30 年度 実績評価書

金融庁 30（施策 I - 1）

施策名	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施
施策の概要	マクロ経済・金融市場の動向や金融機関を含む市場参加者の動向、資金フローの動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析するとともに、その分析結果を基にオン・オフ一体の効果的な金融モニタリング（監督・検査）を実施する。
達成すべき目標	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保
目標設定の考え方・根拠	<p>マクロ経済・金融市場の動向や金融機関を含む市場参加者の動向、資金フローの動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析するとともに、その分析結果を基にオン・オフ一体の効果的な金融モニタリング（監督・検査）を実施する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁設置法 ・各業法の目的規定、各種監督指針 ・金融検査・監督基本方針(平成 30 年 6 月 29 日) ・証券モニタリング基本方針 ・「日本再興戦略」改訂 2016（28 年 6 月 2 日閣議決定） ・G20 サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言（25 年 9 月 6 日） ・G20 サミット首脳宣言・行動計画（20 年 11 月 15 日） ・変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針(平成 30 事務年度)～（以下「実践と方針」）(30 年 9 月 26 日)

測定指標		
指標①	[主要]実践と方針に基づくマクロプルーデンスの取組	【達成】
30 年度目標	金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析	
30 年度実績	・経済・金融市場や金融機関を含む市場参加者の動向等を適時に把握し、こうした動向等を踏まえた金融システムの将来的なリスクや脆弱性に関する調査・分析を行いました。	
指標②	[主要]実践と方針に基づく金融モニタリングの実施	【達成】
30 年度目標	実践と方針に基づく金融モニタリングの実施	
30 年度実績	・「平成 29 事務年度 金融行政方針」（以下「金融行政方針」という。）及び「実践と方針」に基づき、金融システムの安定性確保に向けたモニタリングを実施しました。また、29 事務年度に実施した結果を 30 年 9 月に「実践と方針」において公表しました。	

指標③ [主要]金融機関のリスク管理の高度化			【達成】
30年度目標	金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証		
30年度実績	・金融機関に対する適時のヒアリング等を通じ、リスク管理態勢の把握・検証を行い、金融機関との対話や業界団体との意見交換会等において当該リスク管理態勢の高度化を促進しました。		
指標④ [主要]各業態の健全性指標			【達成】
基準値	実績		目標値
29年度	30年度		30年度
29年度 各業態の 比率 (別紙参照)	30年度 各業態の 比率 (別紙参照)		前年度水準を 維持
指標⑤ 既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握及び承認希望金融機関に係る審査の実施			【達成】
30年度目標	既承認金融機関に係るフォローアップ及び承認希望金融機関に係る審査を実施		
30年度実績	・既承認金融機関に係る、安定的なリスク管理の運用状況等についての確認を実施しました。また、高度なリスク計測手法については、2先に対する承認を行いました。		
指標⑥ グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督			【達成】
30年度目標	関係当局との情報共有・意見交換等も行いつつ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化に向けたモニタリングを実施		
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・経済・市場環境の不透明性が高まる中、海外業務の強化・拡大を踏まえ、環境変化に即したタイムリーなストレステストを活用した、有価証券や海外貸出等の機動的なポートフォリオ運営等を促しました。 ・外貨調達環境が厳しさを増す中、マイナー通貨を含め安定的に外貨調達手段を確保する態勢や、流動性ストレステストを通じたストレス時の資金流出シナリオ等を十分考慮したリスク管理実施等、外貨流動性リスク管理の高度化を促しました。 ・海外では、レバレッジドローン等のリスク拡大領域におけるリスク管理態勢構築に向けた対応を促しました。国内では、不動産業向け貸出等について、融資規律の維持・向上への取組やクレジットサイクルの転換を見据えた対応を促しました。 ・3メガバンクグループ、野村グループや大手損保グループについては、グローバルベースでのモニタリングの実効性を高める観点から、監督カレッジ会合を開催した他、必要に応じて各国当局と個別にも対話を行いました。 		
指標⑦	国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化		【達成】

30年度目標	金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施
30年度実績	・地域金融機関に対して、オン・オフ一体のモニタリングを行う中で、貸出や有価証券運用に関して、経営体力・リスクコントロール能力に見合ったリスクテイクの実態、リスクテイクに見合った実効的な運用態勢・リスク管理態勢の構築の取組、リスクガバナンスの発揮状況について対話を行い、地域金融機関が抱える諸課題の解決に向けて、経営管理・リスク管理態勢の高度化を促しました。
指標⑧ 大手証券会社グループに対する適切な監督	
	【達成】
30年度目標	ヒアリング等を通じ、経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況、顧客利益を十分に考慮したビジネスモデルの構築に向けた取組についてモニタリングを実施
30年度実績	・大手証券会社グループについて、グローバルな業務展開を支える経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況のモニタリングを実施し、高度化を促しました。 ・顧客利益を十分に考慮したビジネスモデルの構築に向けた取組状況についてモニタリングを実施し、更なる充実を促しました。 ・グローバルベースでのモニタリングの実効性を高める観点から、必要に応じて各国当局と個別に対話を行いました。
指標⑨ 大規模な保険会社及び保険会社グループに対する適切な監督	
	【達成】
30年度目標	ヒアリング等を通じ、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証
30年度実績	・大規模な保険会社及び保険会社グループについては、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証を行いました。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A (目標達成)
	<p>【判断根拠】 金融システムの安定性を維持するため、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析 (測定指標①) しました。</p> <p>また、各業態の健全性指標の目標値を達成 (測定指標④) したほか、金融機関の健全性を確保するための重要な取組として、実践と方針に基づく金融モニタリングの実施 (測定指標②) や、金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を実施 (測定指標③) するなど、全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。</p>

<p style="text-align: center;">施策の分析</p>	<p>【必要性】 金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化するなか、そのリスクの特性や変化をきめ細かく、かつフォワード・ルッキングに把握・分析する必要性は高まっています。また、実践と方針に基づく金融モニタリングの実施（測定指標②）等の取組を通じて、金融機関の健全性の確保を図ることは、信用秩序の維持につながるるとともに国民経済の健全な発展の基礎となることから、必要不可欠であると考えています。</p> <p>【効率性】 金融市場の変化等について、日々情報収集を行うと共に、トレンドの変化等について、海外当局者や市場関係者等の見方を調査・分析することを通じて、効率的に金融システムのリスクの把握を行うことができました。また、モニタリング担当部局が緊密に連携し、オン・オフ一体のリスクベースによるモニタリングを実施することで、より効果的・効率的にモニタリングに取り組めたものと考えています。</p>
	<p>【有効性】 実践と方針に基づくマクロブルーデンスの取組（測定指標①）により、集積した情報及び分析結果について、庁内に幅広く情報共有を実施致しました。こうした情報、分析を利用した、実践と方針に基づく金融モニタリングの実施（測定指標②）等により、金融機関の抱えるリスクやその管理態勢、財務の健全性等についての実態把握・検証、それに基づく金融機関との対話を行いました。この結果、金融機関のリスク管理の高度化が促され、健全かつ適切な業務運営の確保（測定指標④）に資することができたと考えています。</p>
<p style="text-align: center;">今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 実施計画において掲げた測定指標の目標は達成となっていますが、グローバルな経済・市場環境は刻一刻と変化し、そこから新たにリスクが生まれることを踏まえ、今後も情報収集・分析の高度化等を通じて、引き続き金融システムの安定性の維持に向けた取組を進めていく必要があります。</p> <p>また、金融機関の健全性を確保・維持するため、引き続き実践と方針に基づき、業態横断的な対応に加え、</p> <p>【大手銀行グループ】 海外業務やグループ連携の強化・拡大に加え、経営インフラの刷新・非金融業との協業の動きなど、リスクの多様化・複雑化を踏まえた対応</p> <p>【地域金融機関】 金融仲介機能の十分な発揮と必要な健全性の確保への対応</p> <p>【証券会社】 顧客層の世代交代、IT化の進展に伴う取引チャネルの多様化等の経営環境の変化を踏まえた対応</p> <p>【保険会社】 長寿化やデジタルライゼーション等に伴う保険ニーズの変化や自然災害の激甚化等のリスクの変化を踏まえた対応など、業態ごとのビジネスモデルや当該ビジネスモデルに</p>

	<p>起因する課題に応じた金融モニタリングの実施や関連告示等の整備などを行っていく必要があります。</p> <p>【 施策 】 金融システムにおける潜在的なリスクについてフォワード・ルッキングに調査・分析を行い、金融システムの安定性の維持に向けた取組を引き続き進めてまいります。</p> <p>また、今後とも金融機関の健全性が維持されるよう注視する必要があります。</p> <p>【測定指標】 ①金融機関の健全性の維持を図るため、経済・金融情勢を勘案した効果的・効率的なモニタリングを行っていきます。</p> <p>②金融システムにおける潜在的なリスクについてフォワード・ルッキングに調査・分析を行っていきます。</p> <p>③金融システムの安定性の維持を図るため、引き続き、実践と方針に基づく金融モニタリングを実施していきます。</p> <p>④金融機関と深度ある双方向の議論を継続することにより、金融機関のリスク管理の更なる高度化を促進していきます。</p> <p>⑤リスク計測手法の承認を希望する金融機関に係る審査及び既承認金融機関に係るリスク管理の運用状況の把握を実施していきます。</p> <p>⑥監督カレッジ会合等での情報共有・議論を通じ、グローバルに活動している金融機関の適切な監督を行っていきます。</p> <p>⑦大手証券会社グループについて、引き続き、グローバルな業務展開を支える経営管理態勢及びリスク管理態勢等の把握・検証を行っていきます。</p> <p>⑧大規模な保険会社及び保険会社グループについて、監督カレッジの開催などを含め、引き続き、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢等の適時・的確な把握に努めます。</p>
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① マクロプルーデンスの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融市場の変化や日本の金融システムに影響を及ぼす可能性のある内外の環境変化等について、日々情報収集を行うと共に、トレンドの変化等について、海外当局者や市場関係者等の見方を調査・分析し、庁内に幅広く情報共有を実施致しました。これらを銀行のモニタリングに活用すると共に、モニタリング状況のフィードバックを受け、金融市場の調査・分析に反映させるよう努めました。
② 効率的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実践と方針に基づき、上記マクロプルーデンスの取組を踏まえ、経営管理・リスク管理体制について金融機関との対話を実施しました。また、金融システムの安定性を確保するため、モニタリング担当部局（総合政策局リスク分析総括課、監督局等）が緊密に連携し、オン・オフ一体の

リスクベースによる効果的・効率的なモニタリングを実施しました。さらに、金融モニタリングの結果については、金融機関の自主的な経営改善に資するよう、情報提供（フィードバック）等の充実に取り組みました。

- ・特に、本邦金融機関に対しては、健全性を確保する観点から、以下の三つの点について、重点的にモニタリングを行いました：①持続可能なビジネスモデルの構築に向けたガバナンス発揮への対応、②長期にわたる金融緩和継続に伴うリスクへの対応、③経済・市場環境の急激な変化への対応。
- ・モニタリング態勢を強化する観点から、大手銀行間の水平的レビューを3メガバンクグループから大手銀行7グループに拡大しました。水平的レビューや海外当局との情報交換等を通じて得られる知見を集積し、本邦金融機関全体の健全性にかかるベストプラクティスの追求に向けた取組を促し、金融システムの安定確保に資する内容に関しては積極的に公表を行いました。
- ・グローバルベースでのモニタリングの実効性を高める観点から、3メガバンクグループ、野村グループ、大規模な保険会社及び保険会社グループについて、関係監督当局が参加する監督カレッジ会合を開催しました。
- ・金融行政上の重要課題について、国際的なベストプラクティスも踏まえながら検証手法の充実に取り組みました。
- ・自己資本比率規制については、引き続き、当局の承認を要する高度なリスク計測手法を既に採用している金融機関のリスク管理の運用状況の把握に努めるとともに、当局の承認を要する手法の採用を希望する金融機関についても、その準備状況の把握に努め、承認申請に対し適切な審査を行いました。
- ・先端の専門的知見を組織的に蓄積・拡充するため、外部専門家の積極的な登用に取り組みました。また、登用した外部専門家や外部有識者の活用などを通じて専門人材の育成等に計画的に取り組みました。
- ・情報インフラ・態勢の整備については、庁内における複数業務についてRPA化を行い、業務の効率化・高度化に努めました。徴求データの見直しについては、日本銀行との間で重複状況を整理し、一部計表を見直しました。また、モニタリング内容の変化に対応した徴求データの整備に向けて、日本銀行とも意見交換しつつ、検討に着手しました。
- ・金融機関のガバナンスが有効に機能するためには、内部監査の高度化が必要であることから、大手金融機関だけでなく、地域金融機関を含め、内部監査部門との意見交換を実施しました。
- ・このほか、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じ、以下の取組を実施しました。

【大手銀行グループ】

経済・市場環境の不透明性が高まる中、海外業務の強化・拡大を踏まえ、環境変化に即したタイムリーなストレステストを活用した、有価証券や海外貸出等の機動的なポートフォリオ運営等を促しました。外貨調達環境が厳しさを増す中、マイナー通貨を含め安定的な外貨調達手段を確保する態

勢や、流動性ストレステストを通じたストレス時の資金流出シナリオや調達可能性等を十分考慮したリスク管理の実施等、外貨流動性リスク管理の高度化を促しました。低金利環境下における過度な収益追求行動がリスクの蓄積につながることを踏まえ、海外では、レバレッジドローン、CLO ウェアハウジング業務等、リスク拡大領域における専門人材の確保やリスク管理態勢の構築に向けた対応を促しました。国内では、不動産業向け貸出等について、融資規律の維持・向上に資する取組やクレジットサイクルの転換を見据えた対応を促しました。上記に加えて、デジタルライゼーションの進展等、経営環境の変化に柔軟に対応できる経営・ガバナンス態勢の高度化等、持続可能なビジネスモデルの構築に向けたガバナンス態勢について対話しました。政策保有株式について対話を行い、政策保有株式の縮減に向けた対応を促しました。

【地域金融機関】

中長期的な視野に立った経営戦略の策定等の持続可能なビジネスモデルの構築への対応、信用リスク管理等の長期にわたる金融緩和継続に伴うリスクへの対応、リスクテイクに見合った運用態勢・リスク管理態勢の構築等の経済・市場環境の急激な変化への対応について、オン・オフ一体となったモニタリングを実施しました。こうしたモニタリングを通じて、リスクテイクが収益・リスク・資本のバランス面や金融仲介機能の十分な発揮という観点から適切な戦略となっているか、また、外部環境の変化等に対して機動的に対応可能となっているか等、経営管理・リスク管理態勢の高度化を促しました。

【証券会社】

-大手証券会社グループについて、グローバルな業務展開を支える経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況のモニタリングを実施し、高度化を促しました。また、顧客利益を十分に考慮したビジネスモデルの構築に向けた取組についてモニタリングを実施し、更なる充実を促しました。
-大手証券会社以外の証券会社について、将来の経営方針・経営状況の見通しや投資者保護のための態勢整備に関し、対話を継続し、課題への対応状況等のモニタリングを実施しました。

【保険会社】

-保険会社を取り巻く内外の環境変化や各保険会社の規模やビジネスモデルの多様性を踏まえ、各保険会社のリスクプロファイルに応じた効果的・効率的なモニタリングを実施しました。特に、大規模な保険会社及び保険会社グループについては、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証を行いました。

【その他の業態】

-我が国で活動するグローバル金融機関について、グローバルな事業戦略の変革に伴う日本拠点のリスク変化をフォワード・ルッキングにとらえた上で、経営管理、法令等遵守、リスク管理及び内部管理の各態勢やガバナンスについて、モニタリングを行いました。なお、外国金融機関の本部・日本拠点との対話を通じてベストプラクティスを収集し、これらの知見を我が国の金融システムの発展にも活用しました。また、本邦金融機関等向け

に販売する商品の動向や当該商品のリスクについて検証しました。さらに、必要に応じ、監督カレッジ等を通じグローバル本部や母国当局に対しても適切な対応を求めました。

- ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険について、貯金から投資信託へのシフト等による資産規模のコントロールや、資産運用の多様化及びそれに応じたリスク管理の高度化等、低金利環境化での安定的な収益確保の取組の進捗状況について確認しました。
- 店頭FX業者について、決済リスク管理強化に向けた対応の状況を検証し、リスク管理強化を促しました。
- 大手投資運用業者について、投資対象の拡大・運用手法の多様化等の運用力向上に向けた取組についてモニタリングを実施しました。それを踏まえ、運用の高度化に向けた課題への取組状況についての対話を実施しました。
- 第二種金融商品取引業者について、出資者の投資判断に重大な影響を及ぼすウェブサイトの表示やファンド運営の実態に関する情報分析・検証を進め、リスクベースでのモニタリングを実施しました。
- 適格機関投資家等特例業務届出者について、問題のある業者に対しては、必要に応じて監督上の対応を行いました。
- 信用格付業者について、内部管理状況等を把握するとともに、海外当局との連携を通じてより深度あるモニタリングを実施しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状 況 (百万円)	当初予算	314	302	278	274
		補正予算	▲95	▲67	—	—
		繰越等	—	—		
		合計	219	236		
執行額 (百万円)		132	199			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（令和元年6月13日）
-----------------	--------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	<p>総合政策局</p> <p>プルーデンス部門（プルーデンス企画室、マクロ分析室、大手銀行モニタリング室、地域銀行分析室、地域銀行モニタリング室、地域金融監理官G）、総務G、検査監理官G、内部監査・経営管理等チーム</p> <p>監督局</p> <p>総務課、総務課健全性基準室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、外国証券等モニタリング室、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、保険課、証券課</p>
-------	---

	証券取引等監視委員会事務局 証券検査課
--	------------------------

政策評価実施時期	令和元年6月
----------	--------

指標④[主要] 各業態の健全性指標〈自己資本比率、不良債権比率等〉

【資料１－１】総自己資本比率等^{※1}（国際統一基準行）

		30/3期	31/3期
主要行等	総自己資本比率	17.6%	17.8%
	T i e r 1 比率	15.1%	15.3%
	普通株式等 T i e r 1 比率	12.9%	13.3%
地域銀行	総自己資本比率	14.0%	13.8%
	T i e r 1 比率	13.6%	13.3%
	普通株式等 T i e r 1 比率	13.6%	13.3%

（出所）金融庁総合政策局ブルーデンス企画室、監督局銀行第二課地域銀行分析室調

【資料１－２】自己資本比率^{※1}（国内基準行）

	30/3期	31/3期
主要行等	11.2%	10.5%
地域銀行	9.7%	9.4%
信用金庫	12.5%	12.2%
信用組合	11.5%	11.2%

（出所）金融庁総合政策局ブルーデンス企画室、監督局銀行第二課地域銀行分析室、総務課協同組織金融室調

【資料１－３】自己資本規制比率（証券会社^{※2}）

	30/3期	31/3期
証券会社	360.1%	368.4%

（出所）金融庁監督局証券課調

【資料１－４】単体ソルベンシー・マージン比率^{※3}（生命保険会社、損害保険会社）

	30/3期	31/3期
生命保険会社	967.5%	999.1%
損害保険会社	760.0%	752.7%

（出所）金融庁監督局保険課調

- ※1 国際統一基準行は25年3月期よりバーゼル3の適用を開始（段階実施ベース）
国際統一基準行は、主要行等が4グループ、地域銀行が10行、国内基準行は、主要行等が3グループ、地域銀行が96行
- ※2 有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者
- ※3 24年3月期からマージン算入の厳格化並びにリスク計測の厳格化及び精緻化などを内容とした新基準を導入

【資料2】不良債権比率（＝金融再生法開示債権÷総与信額）

	30/3期	31/3期
主要行等	0.6%	0.5%
地域銀行	1.7%	1.7%
信用金庫	4.0%	3.7%
信用組合	3.9%	3.4%

（出所）金融庁総合政策局プルーデンス企画室、監督局銀行第二課地域銀行分析室、総務課協同組織金融室調

平成 30 年度 実績評価書

金融庁 30(施策 I - 2)

施策名	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際合意を踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備等や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。
達成すべき目標	金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実
目標設定の考え方・根拠	<p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保される必要であり、そのためのルール整備等を行う。</p> <p>【根拠】</p> <p>預金保険法第 1 条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成 17 年 4 月 1 日大臣発言）、自己資本比率告示、主要行等向けの総合的な監督指針等</p>

測定指標		
指標① [主要]国際合意を踏まえた国内制度の整備		【達成】
30 年度目標	関連告示等の整備、I A I S（保険監督者国際機構）で検討されている I C S（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）の進展を視野に入れた対応を検討	
30 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ バーゼルⅢ等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、T L A C規制及びレバレッジ比率規制等を国内に導入しました。 ・ I A I S（保険監督者国際機構）で検討されている I C S（国際資本基準）の進展を視野に入れて、保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法について検討しました。 	
指標② [主要]必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避		【達成】
30 年度目標	金融システム混乱の回避	
30 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期中において預金保険法に基づく金融危機対応等を実施すべき事態は生じておらず、金融システムの安定性が確保されました。 	
指標③ 名寄せデータの精度		【達成】
30 年度目標	預金保険機構等との連携による名寄せデータ整備状況を検証	
30 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険機構の行った検査結果に基づき、名寄せデータの整備状況の確認を行った結果、名寄せデータの精度の維持・向上が図られました。 	
参考指標		

指標① 各業態の健全性指標<自己資本比率、不良債権比率等>	
30 年度実績	(施策 I - 1 を参照)

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	<p>B (相当程度進展あり)</p> <p>【判断根拠】 国際的な議論を踏まえ、関連告示及び監督指針の改正等を実施（測定指標①）したほか、名寄せデータの精度の維持・向上を図る（測定指標③）など、全ての測定指標で目標を達成することができました。</p> <p>しかしながら、施策の目標と照らし合わせてみると、国際合意を踏まえたバーゼルⅢの最終化に伴う関連告示等の整備、IAISで検討されているICSの進展を視野に入れた保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法についての検討等、引き続き取り組むべき課題があることから「B」としました。</p>
	<p>【必要性】 先般の国際的な金融危機の経験を踏まえ、市場等を通じて伝播するような危機に対応するため、国際的な基準に合わせて規制の見直しを行うこと（測定指標①）等は、金融システムの安定に資するものと考えています</p> <p>【効率性】 関係機関と連携した取組により、金融システムの安定を確保するための制度環境の整備を効率的に進めることができたものと考えています。</p> <p>【有効性】 国際的な基準に合わせた規制の見直し（測定指標①）等の取組により、金融システムの安定の確保のための制度・態勢整備は進展しているものと考えています。</p>
施策の分析	<p>【今後の課題】 金融システムの安定性を確保するため、引き続き国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備や、名寄せデータの精度の維持・向上を図っていく必要があります。</p> <p>【施策】 金融システムの安定性は維持されていますが、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のため、今後とも金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備を進めていく必要があります。</p>
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	<p>【測定指標】 ① FSB及びバーゼル銀行監督委員会における追加的な規制の見直しを踏まえ、継続的にルール整備を実施していきます。</p> <p>また、保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法については、IAISにおけるICSの議論に参加するとともに、ICSに相当する規制を導入した場合における課題や国際的な議論等を踏まえつつ、ICSに遅れないタイミングでの導入を念頭に検討していきます。具体的には、今後も継続的にフィールド</p>

	<p>テスト（各社の経済価値ベースのソルベンシーの状況等を把握するとともに、実務上の課題を調査するもの）を実施していくほか、有識者会議等のオープン場で議論を行っていきます。</p> <p>② 引き続き、金融システムの安定性を確保するため、必要な措置等を実施し、金融危機の未然防止に努めます。</p> <p>③ 預金保険機構と連携しつつ、名寄せデータの精度の維持・更なる向上に取り組みます。</p>
--	--

主な事務事業の取組内容・評価

① 国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・バーゼルⅢ等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、T L A C規制及びレバレッジ比率規制等を国内に導入しました（31年3月）。 ・保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法について、I A I Sで検討されているI C Sに相当する規制を導入した場合における課題や国際的な議論等を踏まえつつ、I C Sに遅れないタイミングでの導入を念頭に、関係者と広範な議論を行い検討しました。加えて、先行して経済価値ベースの資本規制及び内部モデルの審査プロセスを導入している国・地域における実態把握を目的として調査を行いました。また、経済価値ベースの評価・監督手法における実務上の課題等の把握、及びフォワードルッキングな分析に基づき財務状況を把握することを目的とした、全保険会社に対するフィールドテストを実施しました。
---------------------------------	---

② 円滑な破綻処理のための態勢整備	<ul style="list-style-type: none"> ・破綻処理のための態勢整備の充実 30年度においては、関係機関と連携の下、破綻処理の円滑化・迅速化に資するための各種協議を行いました。 ・名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構等の関係機関と連携し、名寄せデータの整備状況の確認を行いました。
-------------------	--

年度	本庁実施				財務局実施				預金保険機構実施				計				合計
	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	
26	0	0	0	0	0	6	1	0	24	17	1	0	24	23	2	0	49
27	0	0	0	0	0	0	1	0	21	21	4	2	21	21	5	2	49
28	0	0	0	0	0	0	0	0	20	8	3	0	20	8	3	0	31

29	0	0	0	0	0	0	0	0	14	13	5	1	14	13	5	1	33
30	0	0	0	0	0	0	0	0	7	14	15	0	7	14	15	0	36

(出所) 総合政策局調

(注1) 信用金庫には信金中央金庫、信用組合には全国信用協同組合連合会、労働金庫には労働金庫連合会を含む。

(注2) 実施件数は検査着手ベース。

施策の 予算額・執行額等	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	10	10	10	8
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—	—	—
		合計	10	10	—	—
執行額(百万円)		—	—	—	—	

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議 (令和元年6月13日)
-----------------	---------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「流動性比率規制に関する「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」(金融庁 31年1月31日公表) 「金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第3の柱に関する告示及び監督指針等の一部改正とパブリックコメントの結果公表について」(金融庁 31年2月18日公表) 「自己資本比率規制(第3の柱)に関する告示等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」(金融庁 31年3月1日公表) 「自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示等の一部改正等とパブリックコメントの結果公表について」(金融庁 31年3月15日公表)
---------------------------	--

担当部局名	<p>監督局</p> <p>総務課監督調査室、総務課健全性基準室、総務課信用機構対応室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、保険課</p> <p>総合政策局</p> <p>リスク分析総括課リスク管理検査室、リスク分析総括課</p>
-------	---

政策評価実施時期	令和元年6月
----------	--------

平成 30 年度 実績評価書

金融庁 30(施策 I-3)

施策名	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施
施策の概要	金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、顧客本位の良質なサービスの提供ができるよう必要となる制度・環境整備の構築を図るとともに、効率的・効果的な金融モニタリングを実施し、金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築を促す。
達成すべき目標	金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること
目標設定の考え方・根拠	<p>人口の減少や高齢化の進展、世界的な金利トレンドの変化や、情報技術の革新など、金融業を取巻く環境は大きく変化しており、融資の量的拡大競争に集中するような金融機関のビジネスモデルは限界に近づいている。</p> <p>金融機関が、顧客本位の良質な金融サービスを提供し、企業の生産性向上や国民の資産形成を助け、金融機関自身も安定した顧客基盤と収益を確保するためには、持続可能なビジネスモデルを構築し、金融仲介機能を十分に発揮することが必要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成 30 事務年度）（30 年 9 月 26 日公表） ・経済財政運営と改革の基本方針 2018（30 年 6 月 15 日閣議決定） ・新しい経済政策パッケージ（29 年 12 月 8 日閣議決定） ・未来への投資を実現する経済対策（28 年 8 月 2 日閣議決定） ・地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策（26 年 12 月 27 日閣議決定） ・未来投資戦略 2018（30 年 6 月 15 日閣議決定） ・未来投資戦略 2017（29 年 6 月 9 日閣議決定） ・日本再興戦略 2016（28 年 6 月 2 日閣議決定） ・日本再興戦略 改訂 2015（27 年 6 月 30 日閣議決定） ・「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（26 年 6 月 12 日） ・「金融・資本市場活性化に向けての提言」（25 年 12 月 13 日） ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（22 年 12 月 24 日） ・株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（30 年 5 月 16 日成立、5 月 23 日公布・施行） ・第 196 回国会 参議院財政金融委員会における麻生財務大臣兼金融

	担当大臣の所信表明（平成 30 年 3 月 6 日） ・第 196 回国会 衆議院財政金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明（30 年 2 月 14 日）
--	--

測定指標			
指標① 貸出態度判断D. I			【達成】
基準値	実績		目標値
30 年 3 月	31 年 3 月		30 年度
22	21		前年同期 (30 年 3 月) の水準を維持
指標② [主要]質の高い金融仲介機能の発揮			【達成】
30 年度目標	金融機関が担保・保証に依存する融資姿勢を改め、企業の事業性評価に基づく融資や本業支援等の促進		
30 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 地域生産性向上支援チームと各財務局が密接に連携しつつ、把握した地域経済・企業の実態や、企業アンケート調査の結果、「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標を活用し、金融機関との間で深度ある対話を行い、顧客企業のニーズを踏まえた取組を促しました。 		
指標③ 「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着			【達成】
30 年度目標	「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報及び金融機関との対話による「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用を促進		
30 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関等によるガイドラインの積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着するよう、関係機関と連携して、事業者向けにガイドラインの広報バナー広告を作成し、ウェブサイト上に掲載しました（30 年 11 月）。 年末に行っている金融業界団体との意見交換会及び企業の資金需要が高まる年度末に合わせて、金融機関に対して、中小企業者等の顧客への積極的なガイドラインの周知を改めて要請しました。（30 年 12 月、31 年 2 月） 民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表しました（30 年 6 月、31 年 1 月）。30 年度上期における、経営者保証に依存しない融資の割合は約 19%（前年同期比+約 2.5%ポイント上昇）、代表者の交代時に新・旧経営者の双方から保証を徴求している割合は約 19%（前年同期比-約 20%ポイント）となりました。 ガイドラインの更なる活用に向けた課題を抽出し、効果的な対応策を検討する観点からガイドラインの活用状況に係る実態調査を行い、その結果を公表（30 年 6 月）するとともに、把握した内容を踏まえて金融機関と対話を行い、ガイドラインの積極的な活用を促しました。 事業承継時における経営者保証への対応状況について、「見える化」を図る観点からも、業界団体との意見交換会を通じて、主要行等及び地域 		

		銀行に対して、自主的な開示に取り組むよう促しました（31年2月）
指標④	金融機能強化法の活用を受けた場合の経営強化計画の適切な審査、及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施	【達成】
30年度目標	金融機能強化法の活用を受けた場合に、経営強化計画を適切に審査し、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機能強化法等に基づく資本参加金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました（30年9月、31年3月）。 金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関のうち、計画の実施期間が終了した10の金融機関が作成した新しい経営強化計画等を公表しました（30年9月）。 	
指標⑤	ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進	【達成】
30年度目標	金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築を通じた将来にわたる健全性確保や適切な経営とガバナンスの発揮に向けた取組を促進	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスモデルの持続可能性やリスク管理態勢等に関して、オン・オフ一体のモニタリングを行い、特に深刻な課題を抱える地域金融機関については、課題解決に向けた早急な対応を促しました。また、社外役員を含め、経営陣等と経営やガバナンス（有効な内部監査を含む）について深度ある対話を行いました。 	

参考指標		
指標①	金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況<内容・件数>	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 当庁の金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報及び金融円滑化ホットラインによる情報の受付件数は、69件となっています。（29年:75件） 	
指標②	法人向け規模別貸出残高（日本銀行「預金・現金・貸出金」）	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 31年3月の国内銀行の法人向け融資残高は対前年同月比2.9%の増加となっており、うち中小企業向けが対前年同月比2.2%の増加となっています。 	
指標③	融資先企業アンケート調査等による取引先金融機関に対する企業の評価に関する情報<内容>	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関による金融仲介機能の発揮に係る取組に対する顧客企業の評価を把握するため、地域銀行をメインバンクとする約3万社の企業にアンケート調査を実施し、回答のあった8,546社について、その分析結果を公表しました（30年9月）。その結果、昨年と比べ、経営上の課題や悩みを良く聞いてくれるようになったとする企業の割合が全体で4割、金融機関から受けた経営支援サービスにより、過去1年以内に、売上又は 	

	利益等が改善したとする企業は約6割であるなど、地域金融機関による顧客企業の事業内容等の理解や、顧客と向き合う意識・取組姿勢に一定の改善の兆しが窺われました。
--	--

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	B (相当程度進展あり)
	<p>【判断根拠】 金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、金融仲介の改善に向けた検討会議で議論した内容等も踏まえ、金融機関の金融仲介の質の向上に向けた取組の実態把握の結果や、「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標を活用し、金融機関の経営陣等や営業現場の責任者等との間で深度ある対話を行い、顧客企業のニーズを踏まえた取組を促しました。その際、金融庁に組成した「地域生産性向上支援チーム」が地域に直接出向き、財務局と連携して、地域企業のほか、地方自治体、商工会議所等の地域経済エコシステムを形成する関係者とも関係を構築しつつ、地域経済・企業の実態把握や金融機関との対話等を行いました。</p> <p>(測定指標②)。「経営者保証に関するガイドライン」について周知・広報するとともに、ガイドラインの活用状況について実態調査を行った結果を公表しました(30年6月)。これらを踏まえ、金融機関に対してガイドラインの積極的な活用や事業承継時における経営者保証への対応状況について、自主的な開示に取り組むよう促しました。30年度上期における、経営者保証に依存しない融資の割合は約19%(前年同期比+約2.5%ポイント上昇)、代表者の交代時に新・旧経営者の双方から保証を徴求している割合は約19%(前年同期比-約20%ポイント)となりました(測定指標③)。</p> <p>金融機能強化法等に基づく資本参加金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました(30年9月、31年3月)。また、計画の実施期間が終了した10の金融機関が作成した新しい経営強化計画等を公表しました(30年9月)(測定指標④)。</p> <p>ビジネスモデルの持続可能性やリスク管理態勢等に関して、オン・オフ一体のモニタリングを行い、特に深刻な課題を抱える地域金融機関については、課題解決に向けた早急な対応を促しました。また、早期警戒制度の具体的な検討を行った(測定指標⑤)など全ての測定指標で目標を達成することができましたが、引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、金融機関による金融仲介機能の更なる発揮に向けた取組を促していく必要があることから、測定結果を「B」としました。</p>

<p>施策の分析</p>	<p>【必要性】 日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、金融機関には、企業の事業性評価に基づく融資を含む資金供給や、企業の経営改善・生産性向上・事業再生に向けた支援等を行い、企業や産業の成長を強力に後押ししていくことが求められています。そのため、金融機関による積極的な金融仲介機能の発揮が重要となっており、金融機関に対して、産業の新陳代謝・経済の成長を支える成長資金の供給などを促していく必要があると考えています。</p>
	<p>【効率性】 業界団体との意見交換を行いつつ関係省庁や商工会議所等の民間団体と連携して当庁・財務局のリソースを有効に活用し、効率的な施策展開を図っているものと考えています。</p>
	<p>【有効性】 中小企業等の業況等は持ち直しの動きを示しているほか、中小企業向け貸出残高は増加傾向にあります。また、金融機関の貸付条件の変更等の取組は定着しており、金融機関が担保・保証に依存する融資姿勢を改め、企業の事業性評価に基づく融資や本業支援等の取組は相応の成果を上げているもの（測定指標①、②）と考えています。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、顧客企業のニーズを踏まえた取組を促す必要があります。</p> <p>【施策】 各金融機関による事業性評価に基づく融資等の促進などの取組は一定程度進捗しているものと考えられますが、引き続き、金融機関と深度ある対話を行うとともに、「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報等に努めることにより、担保・保証に必要以上に依存しない融資を促していく必要があります。</p> <p>【測定指標】</p> <p>① 中小企業金融の円滑化に向けた取組の効果を引き続き把握していきます。</p> <p>② 金融仲介機能の発揮の促進のために、地域企業・経済の状況等を踏まえた金融機関との対話を実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関の融資姿勢等の実態を把握し、その結果を踏まえて、金融機関と深度ある対話を進めるため、引き続き企業アンケート調査等を実施していきます。 ・ 金融仲介の質の向上に向けて、企業アンケート調査の結果等も活用し、事業性評価に基づく融資や本業支援等の促進について、金融機関との間で深度ある対話を進めていきます。 <p>③ 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着するよう、引き続き、周知・広報に努める</p>

	<p>とともに、金融機関等に対して積極的な活用を促していきます。</p> <p>④ 金融機能強化法に基づき資本参加を行っている金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップ・公表を行うなど、適切な運用に努めていきます。</p> <p>⑤ ビジネスモデルの持続可能性やリスク管理態勢等に関して、オン・オフ一体のモニタリングを行い、特に深刻な課題を抱える地域金融機関については、課題解決に向けた早急な対応を促していきます。また、社外役員を含め、経営陣等と経営やガバナンス（有効な内部監査を含む）について、深度ある対話を行っていきます。</p>
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
----------------	--

①	<p>金融仲介の質の向上に向けた実態把握・金融機関との対話等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の質の高い金融仲介機能の発揮を促すため、課題や方策について、金融仲介の改善に向けた検討会議で議論し、議論の内容等も踏まえつつ、以下の取組を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> i) 地域企業・経済の生産性向上の実現に向け、企業アンケート・ヒアリング結果も踏まえつつ、地域企業のほか、地方自治体や商工会議所・商工会等の支援関係者との対話等を通じ、地域企業等の本音・悩みや、金融機関に対する期待や要望、さらにはその理由や背景等にまで至る地域経済・企業の実態について、きめ細かく把握しました。その遂行に当たっては、金融庁に組成した専担チーム「地域生産性向上支援チーム」が、地域に長期間、直接出向き、財務局を通じ、地域経済エコシステムを形成する関係者等との関係を構築しつつ実践しました。 ii) 地域生産性向上支援チームと各財務局が密接に連携しつつ、把握した地域経済・企業の実態や「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的指標等を活用し、地域企業や支援関係者と金融機関との考え方や認識の差異等を明確にし、それらを基に、経営陣等や営業現場の責任者等を含め、地域金融機関との間で金融仲介機能の発揮に向けた深度ある対話を行いました。 ・経営改善、事業再生、事業承継等が必要な企業に対する適切な支援が、専門人材やノウハウが不十分なためにできていない金融機関に対しては、地域経済活性化支援機構や日本人材機構等、企業支援機能の強化に向けた人材・ノウハウ支援に取り組む外部機関の活用も促しました。 ・「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報を継続して行うとともに、金融機関における担保・保証に過度に依存しない融資を促進するために、「経営者保証に関するガイドライン」の活用促進にかかる経営戦略上の位置付け等について、経営トップを含めた金融機関との対話を実施しました。また、優良な組織的取組事例等の横展開及びガイドラインQ&Aの改正などを検討するとともに、事業承継時における活用実績を含めた自主的な開示などの金融機関による取組の見える化を行いました。
---	--

② ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進及びそのための環境整備

- ・ビジネスモデルの持続可能性やリスク管理態勢等に関して、オン・オフ一体のモニタリングを行い、特に深刻な課題を抱える地域金融機関については、課題解決に向けた早急な対応を促しました。また、社外役員を含め、経営陣等と経営やガバナンス（有効な内部監査を含む）について深度ある対話を行いました。さらに、地域金融機関に対して早め早めの経営改善を促す観点から、早期警戒制度の見直しを具体的に検討しました。
- ・協同組織金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、財務局と連携し、中央機関に対して、信用金庫・信用組合にどのようなサポートが必要か対話を通じて確認し、その役割を積極的に発揮するよう促しました。
- ・公的金融と民間金融の競合等の実態を正確かつ具体的に把握し、望ましい関係のあり方を引き続き関係省庁等と議論しました。
- ・地域金融機関が、必要なアドバイスと適切なファイナンスを提供し、地域企業の生産性向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、業務範囲に関する規制について検討しました。
- ・地域金融機関の経営統合にかかる銀行法上の認可に当たっては、不当な金利の引上げなどの寡占・独占の弊害が生じ得る場合等に、金融機関による弊害防止措置や地域経済への貢献にかかる取組方針等を審査しました。統合後も弊害の状況や地域経済への貢献の進捗をモニタリングしていきます。
- ・競争のあり方についての政府全体での検討に当たっては、地域の金融インフラ確保や地域の企業・住民にとってより質の高い金融サービスの提供につながるような競争を実現する観点から、議論に貢献しました。
- ・金融機能強化法に基づき資本参加を行っている金融機関について、経営強化計画の履行状況のフォローアップを半期ごとに行い、その結果を公表しました。
- ・早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表しました。
- ・資本増強行による公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分	28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	37	42	41
補正予算		—	▲1	—	—
繰越等		—	—		
合計		37	41		
執行額(百万円)		21	25		

学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議（令和元年6月13日）

<p>政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報</p>	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全国企業短期経済観測調査」（日本銀行 第176回：30年4月2日公表、第180回：31年4月1日） <p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）」（金融庁 30年9月26日公表） <p>【測定指標③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績（金融庁 30年6月27日、31年1月28日公表） ・「経営者保証に関するガイドライン」等の実態調査結果について（金融庁 30年6月27日公表） ・年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について（金融庁 30年12月10日公表） ・年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について（金融庁 31年2月28日公表） ・業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点（金融庁 30年5月、7月、8月、31年2月） <p>【測定指標④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「経営強化計画」等の履行状況報告書（金融庁 30年9月26日、31年3月1日公表） ・経営健全化計画の履行状況報告について（金融庁 30年6月29日、30年12月26日公表） ・経営強化計画、協同組織金融機能強化方針等（金融庁 30年9月26日） <p>【測定指標⑤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）」（金融庁 30年9月26日公表）
<p>担当部局名</p>	<p>監督局 総務課監督調査室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、地域金融企画室、地域銀行分析室、地域銀行モニタリング室</p>
<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和元年6月</p>

平成 30 年度 実績評価書

金融庁 30(施策Ⅱ-1)

施策名	利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	
施策の概要	国民の安定的な資産形成を促進するよう、金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組や、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組、高齢社会における金融サービスのあり方の検討などを行うとともに、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるよう取組を行う。	
達成すべき目標	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること	
目標設定の考え方・根拠	<p>国民の安定的な資産形成を促進し、また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、家計及び金融機関に対する取組を推進する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融経済教育研究会報告書（平成 25 年 4 月 30 日公表） ・消費者教育の推進に関する基本的な方針（25 年 6 月 28 日閣議決定） ・金融・資本市場活性化に向けての提言（25 年 12 月 13 日公表） ・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（26 年 6 月 12 日公表） ・消費者基本計画（27 年 3 月 24 日閣議決定） ・未来への投資を実現する経済対策（28 年 8 月 2 日閣議決定） ・未来投資戦略 2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—（30 年 6 月 15 日閣議決定） ・観光ビジョン実現プログラム 2018（30 年 6 月 12 日観光立国推進閣僚会議決定） ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（検討の方向性）（30 年 7 月 24 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定） ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号） ・高齢社会対策大綱（30 年 2 月 16 日閣議決定） ・「高齢社会における金融サービスのあり方」（中間的なとりまとめ）（30 年 7 月 3 日） ・「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成 30 事務年度）」（30 年 9 月 26 日） 	
測定指標		
指標①	[主要]金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況	【達成】

30年度 目標	金融機関による取組の「見える化」の促進に向けた各種施策の実践	
30年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「顧客本位の業務運営に関する原則」（29年3月策定）を採択し、取組方針、自主的なKPI及び投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI（30年6月公表）を公表した事業者のリストを公表しました。 ・顧客本位の業務運営の浸透・定着状況について、顧客アンケート調査及び金融機関に対するモニタリングを通じ、分析・確認しました。 ・販売会社に対し、役員・本部及び営業店へのヒアリングを行う等、顧客本位の業務運営の浸透・定着状況についてモニタリングを実施しました。 	
指標② [主要]家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組状況		【達成】
30年度 目標	<ol style="list-style-type: none"> ①NISA制度関連の税制改正要望提出 ②NISA制度の周知、広報活動を拡充 	
30年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・NISA制度の利便性を向上させるため、NISA口座保有者が海外転勤等により一時的に出国する場合においても、引き続きNISA口座での保有を可能とする等の税制改正要望を行い、実現させました。（31年3月31日公布「所得税法等の一部を改正する法律」にて改正）。 ・NISA制度の広報に関しては、身近な場をつみたてNISAを開始するきっかけが得られるよう、職場を活用し情報提供等を行う取組の促進を行いました。また、この取り組みが中央省庁、全国の地方自治体、民間企業に拡大されるよう、各省庁、県庁、商工会議所等に対して働きかけを行いました。若年世代に対しても効果的な働きかけを行うため、公募により決定したキャラクター（つみたてワニーサ）やプロモーションビデオを活用した広報を行ったほか、投資初心者にとって有益な意見や情報を発信している個人ブロガー等との意見交換会の場を設ける等、新たな発信チャンネルを通じた取組を進めました。 	
指標③ [主要]高齢社会における金融サービスのあり方の検討状況		【未達成】
30年度 目標	金融業界が取り組むべき方向性と顧客が留意すべき事項についての原則等のとりまとめ	
30年度 実績	・引き続き、高齢社会における金融サービスのあり方について検討を進めました。	
指標④ 利用者の利便を向上させるための取組状況		【達成】
30年度 目標	<ol style="list-style-type: none"> ①障がい者等の利便性向上に向けた取組の実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等） ②定期的に海外発行カード対応ATMの整備状況のフォローアップを行う ③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する 	
30年度 実績	①障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組として、各金融機関に対して、アンケート調査を実施し、その結果を公表しました（平成30年6月）。また、業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関に対し現場レベルへの取り組みの浸透・徹底を促しました。さらに、障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会を実施し、直接の対話の機会を設けることで、相互の問題認識や、優良事例の共有を図りました。（平成30年6	

	<p>月)</p> <p>②平成 30 事務年度「実践と方針」において、「訪日外国人の利便性向上」を重点施策と定め、3メガバンクに対し、海外発行カード対応 ATM の設置に向けた取組を促すとともに、海外発行カード対応 ATM の整備状況についてフォローアップを実施しました。あわせて、不正利用を防止するための実効的な対策について、アンケート調査を実施し検証しました。</p> <p>③「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月 25 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ、業界団体を通じて、金融機関による外国人の円滑な口座開設や多言語対応の充実、また、在留カードによる本人確認等の手続きの明確化やガイドライン・規定の整備を金融機関に要請しました。また、業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関における体制整備の徹底を促しました。</p>	
指標⑤	[主要]最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組状況	【達成】
	30 年度目標	最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組の実施
	30 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁職員の母校へのアプローチや各県の教育委員会・教育庁への働きかけを行い、当庁及び財務局が行う金融経済教育の出張授業を抜本的に拡充しました。また、こうした出張授業の経験を通じて、教育現場のニーズをより丁寧に把握した上で、より効果的に金融知識を学ぶことができる教材の作成等を行いました。 30 年 3 月及び 7 月に実施された高校学習指導要領及び同解説の改訂において、金融経済教育に関する内容が拡充されたことを踏まえ、当該内容が適切に教科書へ反映されるよう、金融広報中央委員会をはじめとする関係団体と連携した教科書会社向け説明会の開催を通じて、教科書会社への働きかけを行いました。 大学生や社会人に対して金融経済教育を体系的に行う観点から、金融広報中央委員会などの関係団体で構成される金融経済教育推進会議において、大学生向けの金融リテラシーに係る共通教材である「コアコンテンツ」を策定し、31 年 3 月 22 日に公表しました。

参考指標	
指標①	「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針及び K P I を策定・公表した金融事業者数
30 年度実績	平成 31 年 3 月末時点 「原則」を採択し取組方針を策定・公表した金融事業者：1,619 社（30 年 3 月末時点から 306 社増加）

	自主的な KPI を策定・公表した金融事業者：513 社（30 年 3 月末時点から 340 社増加） 共通 KPI を策定・公表した金融事業者：124 社
指標②	つみたて N I S A、一般 N I S A 及びジュニア N I S A の口座数
30 年度 実績	平成 31 年 3 月末時点 一般 N I S A：1,155 万口座（前年度比 3.3%増加）、ジュニア N I S A：31 万口座（前年度比 16.1%増加）、つみたて N I S A：127 万口座

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	B（相当程度進展） 【判断根拠】 国民の安定的な資産形成の促進という観点から、顧客本位の業務運営の確立と定着に向け、販売会社に対し、役員・本部及び営業店へのヒアリングを行う等、顧客本位の業務運営の浸透・定着状況についてモニタリングを実施しました。また、金融庁及び金融機関の取組に対する顧客の評価を確認すべく、顧客意識調査を実施しました。 【測定指標①】 。また、N I S A 制度の利便性向上の観点から、一時的な出国時の対応等に係る、税制改正要望を提出し、要望を実現した 【測定指標②】 ほか、金融リテラシー向上のための取組として、金融庁、財務局による出張授業を抜本的に拡充するなどの取組を行いました 【測定指標⑤】 。 また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるという観点から、障がい者や高齢者の利便性向上に向けた取組を行いました 【測定指標④】 。 しかしながら、一部の測定指標が未達成となったことから、評価結果を「B」としました。
	【必要性】 国民の安定的な資産形成を促進することや、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、金融サービスが適切になされるための環境整備が必要であると考えています。 【効率性】 業界団体との意見交換会やアンケート調査結果等を活用した実態把握や新たな施策の検討等を行うことにより、効率的な取組を進めることが出来たと考えています。 【有効性】 家計の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境や、顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための環境の整備は、目標の達成に有効な施策であると考えています。
施策の分析	
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 多くの測定指標で目標は達成したものの、引き続き、つみたて N I S A の利便性向上を図りつつ、その普及・定着や金融リテラシー向上に向けた取組を強化していく必要があります。また、各測定指標において、より国民の安定的

な資産形成や顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供に資するよう、施策を推進する必要があります。

【 施 策 】

国民の安定的な資産形成を促進するため、引き続き、顧客本位の業務運営の確立・定着や長期・積立・分散投資の推進等に取り組んでいく必要があります。また、利用者が顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を受けられるよう、引き続き、障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組が、現場レベルにまで浸透・徹底していくよう各金融機関に対して対応の向上を強く促していく必要があります。

【測定指標】

【測定指標①】について、金融機関が顧客本位の業務運営を行っているか、引き続き検証していく必要があることから、販売会社における販売態勢や投資運用業者におけるガバナンス状況等について、より深度のある検証に取り組んでいきます。

【測定指標②】について、家計の安定的な資産形成の支援を図るため、NISAの利便性向上に向けた検討や広報の充実を引き続き進める必要があることから、来年度も同様の測定指標を設定します。

【測定指標④の①】について、引き続き、障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組が、現場レベルにまで浸透・徹底していくよう各金融機関に対して対応の向上を強く促していきます。

【測定指標④の②】について、引き続き、海外発行カード対応ATMの整備状況を定期的にフォローアップし、あわせて、不正利用を防止するための実効的な対策が講じられているかについて検証します。

【測定指標④の③】の外国人の金融サービスの利用について、外国人や、外国人の受入れに関係する先に対し、当庁として必要な情報を周知していきます。また、金融機関による外国人の円滑な口座開設や多言語対応の充実、また、在留カードによる本人確認等の手続きの明確化やガイドライン・規定の整備の状況をフォローアップしていきます。

【測定指標⑤】について、金融リテラシー向上のため、様々な機会を活用しながら、着実に金融経済教育を推進することが重要であることから、「最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組」を引き続き主要指標とします。

主な事務事業の取組内容・評価

① 金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着

- ・「顧客本位の業務運営に関する原則」（29年3月策定）を採択し、取組方針、自主的なKPI及び投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI（30年6月公表）を公表した金融事業者のリストを、四半期ごとに金融庁ウェブサイトにて公表しました。
 - ・金融庁及び金融機関の取組に対する顧客の評価を確認すべく、顧客意識調査を実施しました。
 - ・販売会社に対し、役員・本部及び営業店へのヒアリングを行う等、顧客本位の業務運営の浸透・定着状況についてモニタリングを実施し、類似金融商品との比較情報の提供等、認められた課題や取組事例を公表しました。
- これらの取組により、顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備に向けて進展があったものと考えています。

② 家計における長期・積立・分散投資の推進

- ・NISA制度の利便性向上の観点から、NISA口座保有者が海外転勤等により一時的に出国する場合においても、引き続きNISA口座での保有を可能とする等の税制改正要望を提出し、要望を実現しました（31年3月31日公布「所得税法等の一部を改正する法律」にて改正）。
 - ・NISA制度の広報に関しては、身近な場でつみたてNISAを開始するきっかけが得られるよう、職場を活用し情報提供等を行う取組の促進を行いました。また、この取り組みが中央省庁、全国の地方自治体、民間企業に拡大されるよう、働きかけを行いました。若年世代に対しても効果的な働きかけを行うため、公募により決定したキャラクター（つみたてワニーサ）やプロモーションビデオを活用した広報を行ったほか、投資初心者にとって有益な意見や情報を発信している個人ブロガー等との意見交換会の場を設ける等、新たな発信チャンネルを通じた取組を進めました。
- これらの取組は、つみたてNISAの普及を通じた家計の安定的な資産形成に寄与すると考えています。

③ 高齢社会における金融サービスのあり方の検討

- ・引き続き、高齢社会における金融サービスのあり方について検討を進めました。

④ アクセシビリティの向上（利用者の利便を向上させるための取組）

- ・障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組として、各金融機関に対して、アンケート調査を実施し、その結果を公表しました。（30年6月）。アンケート調査の結果、視覚障がい者対応ATMの設置率や内部規定の整備率は高い水準ですが、ATMの設置場所や機能についての情報発信の対応率や窓口における代筆・代読対応の表示率は低く、金融機関の取組について障がい者の方々への周知が十分に進んでおりません。障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会を実施した際にも、障がい者団体より同様の意見が寄せられたこともあり、業界団体との意見交換会

を通じて、各金融機関に対し障がい者等の方に対する取り組みの周知等に一層取り組むよう促しました。

- ・3メガバンクに対して、ニーズの高い場所での優先的な設置のために有用なデータを提供し、海外発行カード対応ATMの整備状況のフォローアップを実施しました。3メガバンクの海外発行カード対応ATM設置台数は、31年3月末時点で3,030台(対前年同期比+811台)となり、2020年までに全ATM設置拠点の約半数で整備(計約3千台)する従来方針を前倒しで達成しました。
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)を踏まえ、業界団体を通じて、金融機関による外国人の円滑な口座開設や多言語対応の充実、また、在留カードによる本人確認等の手続きの明確化やガイドライン・規定の整備を金融機関に要請しました。また、業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関における体制整備の徹底を促しました。

⑤ 金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備

- ・金融リテラシー向上のため、以下の取組のとおり、様々な機会を活用し金融経済教育を推進しました。
- ・学校に出向いて出張授業を行うことを希望する金融庁職員の募集を行ったところ、当該募集に対し、約90名の応募が寄せられました。これらの職員の取組や各県の教育委員会・教育庁への働きかけ等を通じ、金融庁・財務局職員が行う金融経済についての出張授業を抜本的に拡充しました。また、こうした出張授業の経験や、人生100年時代の進展やデジタルライゼーションの進展等の環境変化を踏まえて、金融経済教育に関する教材・内容の充実、金融経済教育の推進のためのネットワークの構築等を図りました。
- ・30年3月及び7月に実施された高校学習指導要領及び同解説の改訂において、金融経済教育に関する内容が拡充されたことを踏まえ、当該内容が適切に教科書へ反映されるよう、金融広報中央委員会をはじめとする関係団体と連携した教科書会社向け説明会の開催を通じて、教科書会社への働きかけを行いました。
- ・「人生100年時代～人生を楽しむためのお金の話～シンポジウム」の開催を通じ、広く一般の方を対象として、安定的な資産形成に係るリテラシーの普及を行いました。なお、当該シンポジウムについては、昨年度まで昼間の開催であったところ、今年度は夜間の開催とするなど、一般投資家や学生が参加しやすい環境の整備に努めました。
- ・29年度に作成した職場での活用に重点を置いた「ビデオクリップ教材」について、30年度においては、金融庁職員による出張授業等でも活用したほか、民間企業の知見も活用し、更なる活用促進に向けた方策について検討を行いました。
- ・「基礎から学べる金融ガイド」について、金融庁職員による出張授業等の機会に配付したほか、金融庁ホームページで送付の申込みを受け付けることを通じ、全国の高校・大学・地方公共団体等に配布し、広く周知を行いました。

・大学生や社会人に対して金融経済教育を体系的に行う観点から、金融広報中央委員会などの関係団体で構成される金融経済教育推進会議において、大学生向けの金融リテラシーに係る共通教材である「コアコンテンツ」を策定し、31年3月22日に公表しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	44	61	61	52
		補正予算	45	—	▲1	—
		繰越等	▲45	45		
		合 計	44	106		
執行額 (百万円)		19	67			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（令和元年6月13日）
-----------------	--------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売会社における比較可能な共通KPIの傾向分析（金融庁31年1月29日） ・投資信託等の販売会社における「顧客本位の業務運営」の取組状況（金融庁31年1月29日） ・販売会社における比較可能な共通KPIの公表状況（金融庁元年5月8日） ・リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査について（金融庁元年8月9日） <p>【測定指標②】</p> <p>金融庁の平成31年度税制改正要望について（金融庁30年8月31日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について（金融庁30年12月21日） ・つみたてNISA Meet up（つみっぴ）（金融庁） <p>【測定指標③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会対策大綱（30年2月16日閣議決定） <p>【測定指標④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等に配慮した取組に関するアンケート調査の結果について（金融庁30年6月10日公表） ・変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針（平成30事務年度）～（金融庁30年9月26日公表） ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定） <p>【測定指標⑤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融経済教育研究会報告書」（金融経済教育研究会25年4月30日公表）
---------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融リテラシー・マップ」（金融経済教育推進会議 27 年 6 月 29 日公表） ・「金融リテラシー啓発用共通教材「コアコンテンツ」」（金融経済教育推進会議 31 年 3 月 22 日） <p>【参考指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針・KPI を公表した金融事業者のリストの公表について（金融庁元年 5 月 8 日公表） <p>【参考指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「N I S A ・ジュニアN I S A口座の利用状況に関する調査結果（速報値）の公表について」（金融庁 31 年 2 月 13 日）
--	---

担当部局名	<p>総合政策局 総合政策課、リスク分析総括課 企画市場局 市場課 監督局 総務課、銀行第二課協同組織金融室、総務課金融会社室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、保険課、証券課</p>
-------	---

政策評価実施時期	令和元年 6 月
----------	----------

平成 30 年度 実績評価書

金融庁 30(施策Ⅱ-2)

施策名	利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
施策の概要	<p>金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図る。</p> <p>また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む。</p>
達成すべき目標	金融サービスの利用者の保護が図られること
目標設定の考え方・根拠	<p>金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る。</p> <p>また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが必要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行う。</p> <p>これらの環境整備を行ったうえで、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業法の目的規定、各監督指針等 ・金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日） ・多重債務問題改善プログラム（19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定） ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（27 年 3 月 24 日） ・顧客本位の業務運営に関する原則（29 年 3 月 30 日） ・ギャンブル等依存症対策の強化について（29 年 8 月 29 日ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議決定） ・保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（30 年 3 月 30 日成立）

測定指標		
指標①	[主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況	【達成】
30 年度目標	所要の政令・内閣府令を整備等	
30 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関等の営業職員における確定拠出年金運営管理機関業務の兼務規制の緩和に際し、社内規則の整備や社内法令遵守状況の検証など加入者等のために忠実に業務を行うことを確保するための措置について、事 	

	務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正を行いました（平成30年7月24日改正）。	
指標②	[主要]預金取扱金融機関における更なる態勢整備	【達成】
30年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 「平成29事務年度金融行政方針」及び「変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）」を踏まえ、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、預金取扱金融機関への定期及び随時のヒアリング等のモニタリングやサイバーセキュリティ演習等を通じ、情報セキュリティ管理態勢の整備状況やサイバーセキュリティに係る態勢整備状況を検証しました。 	
指標③	[主要]保険会社等における更なる態勢整備	【達成】
30年度目標	「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえた取組をモニタリングし、分かりやすい情報提供等を通じ、より良い保険商品・サービスの提供を競い合うよう促していく	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえた取組をモニタリングし、顧客のニーズ及び知識・経験等に留意したわかりやすい説明を行うための態勢整備がなされているか等の観点から対話を行いました。 	
指標④	[主要]金融商品取引業者等における更なる態勢整備	【達成】
30年度目標	必要に応じて監督指針の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 「変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）」を踏まえ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けモニタリングを行いました。 	
指標⑤	[主要]貸金業者における更なる態勢整備	【達成】
30年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、資金需要者等の利益の保護の観点から、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 30年10月に監督上の重点事項（着眼点）を作成しました。これらを踏まえ、貸金業者については、財務局及び自主規制機関と連携しつつ、ヒアリング等を通じて実態把握を行い、適正な態勢整備を行うよう指導・監督を行いました。また「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）」を踏まえ、融資型クラウドファンディングの投資者にかかる貸金業登録の要否の判断について、これまで考慮の一要素とされてきた方策に加え、新たな方策を措置し、31年3月に公表しました。 	
指標⑥	[主要]前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備	【達成】

30年度目標	必要に応じて事務ガイドラインの改正を行い、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う		
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 30年10月に監督上の重点事項（着眼点）を作成しました。これらを踏まえ、前払式支払手段発行者及び資金移動業者については、財務局等と連携しつつ、ヒアリング等を通じて実態把握及び検証を行い、適正な態勢整備を行うよう指導・監督を行いました。また、30年7月22日消費者政策会議で決定された「架空請求対策パッケージ」を踏まえ、消費者による架空請求事業者への支払の防止に関する施策として、日本フランチャイズチェーン協会及び日本資金決済業協会に対し、被害防止に向けた取組を要請し、電子マネー（プリペイドカード）を用いた詐欺被害防止に向けた取組を同協会を通じて行いました。 		
指標⑦ [主要]無登録業者等に対する適切な対応		【達成】	
30年度目標	無登録業者の詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う		
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁において、無登録業者による悪質な投資勧誘等について、警告書の発出・公表を41件実施しました。 証券取引等監視委員会において、無登録業者に関し無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた2件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。 31年2月、政府広報として、金融商品の詐欺的な勧誘に関するインターネットテキスト広告を掲載し、注意喚起を行いました。 		
指標⑧ [主要]法令違反行為等の問題が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対する適切な対応及び行政処分等の実施状況		【達成】	
30年度目標	検査・監督対応において法令違反行為等の問題が認められた適格機関投資家等特例業務届出者については、必要に応じて業務廃止命令等の行政処分を含めた対応を行う		
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 法令違反行為等の問題が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対して、行政処分を実施した（29件）。 		
指標⑨ 相談室相談員の研修受講状況		【達成】	
基準値	実績		目標値
29年度	30年度		30年度
5回	5回		5回
指標⑩ 金融トラブル連絡調整協議会の開催状況		【達成】	
基準値	実績		目標値
29年度	30年度		30年度
2回	2回		2回

<ul style="list-style-type: none"> 金融トラブル連絡調整協議会においては、各指定紛争解決機関の業務運営態勢等について、「金融機関・業界の業務改善に資する取組み」等をテーマとして、更なる改善点等について議論を行いました。 			
指標⑪	財務局による管内自治体の相談員等向け研修の参加市区町村数（延べ数）		【未達成】
	基準値	実績	目標値
	29年度	30年度	30年度
	501 市区町村	511 市区町村	650 市区町村
指標⑫	財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況		【達成】
	基準値	実績	目標値
	29年度	30年度	30年度
	1723 市区町村 (99%)	1719 市区町村	1723 市区町村 (99%)
指標⑬	多重債務者向け相談窓口と精神衛生福祉センター等の専門機関との連携状況		【達成】
	30年度目標	ギャンブル等依存症対策が多重債務対策にもつながるよう連携の構築等を図る	
	30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁、財務局等及び地方公共団体に設置されている多重債務相談窓口に対し、ギャンブル等依存症に関連すると考えられる相談受付時の対応マニュアル（30年3月策定）を31年3月に改訂し、改めて周知し、ギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携体制を強化しました。また、多重債務相談員に対し当該マニュアルを活用した研修を実施し、ギャンブル等依存症に対する理解・知識の向上を図りました。 	
指標⑭	インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況		【達成】
	30年度目標	インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組を促すよう指導・監督を行う	
	30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 「変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）」において、「インターネット等を利用した非対面取引の安全対策・不正送金への対応」を重点施策と定めており、金融機関におけるセキュリティ対策等の取組状況を検証しました。 偽造キャッシュカードやインターネットバンキング不正送金被害等に対する注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表しました（30年9月、12月、31年3月及び6月）。 金融犯罪被害を減らすため、金融機関に対して各種セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカードやインターネットバンキング等に係るセキュリティ対策の導入状況についてアンケート調査を 	

	実施しました。	
指標⑮	不正利用口座への対応状況	【達成】
30年度目標	金融機関において利用停止等の措置を実施	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁及び全国の財務局等から金融機関に対して情報提供を行い、115件の利用停止、128件の強制解約等の措置を行いました。(29年度：利用停止 264件、強制解約 142件) 	
指標⑯	振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況	【達成】
30年度目標	振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金制度等について引き続き金融庁ウェブサイトに掲載を行う等、広く一般国民に向けて周知を行いました。また、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促しました。これらの取組により、被害者の申請に基づく返金額について、30年度は約9億円となっています。 	
指標⑰	多重債務者相談窓口の周知・広報に係る活動状況	【達成】
30年度目標	相談窓口について多様な手段により効果的に広報活動を行う	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の認知向上を図るための周知・広報として、消費者向け及び事業者向けの相談窓口を記載した都道府県別リーフレット82万枚、ポスター6万枚を作成し、関係機関を通じて配布しました。 	
指標⑱	財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況	【達成】
30年度目標	相談窓口の整備・強化のための取組を進めていく	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 「多重債務者相談強化キャンペーン2018」(30年9月～12月)を実施し、無料相談会の開催など地方自治体や関係機関の主体的な取組を促しました。(参考：財務局等、都道府県、市区町村の29年の相談件数の合計は約3万5千件。30年の相談件数は約3万4千件。) 	
指標⑲	暗号資産(仮想通貨)交換業の適正化に向けた対応状況	【達成】
30年度目標	<ul style="list-style-type: none"> 暗号資産交換業者における実効性のある体制整備及び適切な業務運営の確保、利用者に対する注意喚起の実施、国際的な連携、必要な制度的対応の検討状況 	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 暗号資産交換業者に対しては、これまでの検査・モニタリングで把握した実態等を踏まえ、機動的かつ深度あるモニタリングを実施しました。新規登録申請業者に対しては、登録審査プロセスの透明性を高め、業務運営体制の実効性について効率的かつ適切な登録審査を行いました。 無登録で暗号資産交換業を行っていた者27先に対して照会書を発出し(30年4月～31年3月)、うち1先には警告書を発出するとともに、社名等を公表しました(31年2月)。 暗号資産に関する相談等の実態を踏まえ、引き続き関係省庁と連携し、利用者向けの注意喚起等を更新・実施しました(30年10月)。 一般社団法人日本仮想通貨交換業協会を資金決済法に基づく自主規制 	

	<p>機関に認定しました（30年10月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各国当局や国際機関の参加の下、暗号資産ラウンドテーブル（30年9月）を実施する等、国際的な連携を強化しました。 ・ 「仮想通貨交換業等に関する研究会」において報告書を取りまとめ、公表しました（30年12月）。 ・ 上記報告書を踏まえ、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会へ提出しました（31年3月）。
--	---

参考指標	
指標①	各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況 ＜受付件数等＞
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理手続受付件数 7,377 件、紛争解決手続受付件数 1,666 件（30年度） ・ 苦情処理手続受付件数 7,234 件、紛争解決手続受付件数 1,091 件（29年度）
指標②	金融機関への口座不正利用にかかる情報提供件数
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁及び全国の財務局等から金融機関に対して、291 件の情報提供を行いました。（29年度：541 件）
指標③	インターネットバンキングによる不正送金被害発生等の状況＜件数・金額＞
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各類型による被害発生状況は以下のとおりです。 ① 偽造キャッシュカード：260 件、90 百万円 （29年度：396 件、131 百万円） ② 盗難キャッシュカード：12,987 件、9,033 百万円 （29年度：10,520 件、7,322 百万円） ③ 盗難通帳：40 件、22 百万円 （29年度：56 件、34 百万円） ④ インターネットバンキング：343 件、622 百万円 （29年度：367 件、1,039 百万円）
指標④	振り込め詐欺救済法に基づく被害者への被害回復分配金の支払状況＜金額＞ ※預金保険機構公表資料
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 155 億円（被害者への返金額（30年度末までの累計））（前年度末：146 億円）
指標⑤	振り込め詐欺被害発生状況・被害額＜件数・金額＞ ※警察庁公表資料
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30年の振り込め詐欺等の被害は、16,496 件、約 364 億円です。（29年：18,212 件、約 394 億円）
指標⑥	・ 無届けで募集等を行っている者に対する警告書の発出・公表件数
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0 件（29年度：0 件）
指標⑦	・ 無登録業者等及び無届募集に係る裁判所への申立て件数

30年度実績	・ 2件（29年度：2件）
指標⑧	・ 金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数
30年度実績	・ 30年度に金融サービス利用者相談室に寄せられた相談等の受付件数は、36,858件です。（29年度の受付件数は、37,033件）

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	<p>A（目標達成）</p> <p>【判断根拠】 金融サービスの利用者の保護の観点から、情報セキュリティ管理態勢及びサイバーセキュリティに係る態勢整備状況の検証（測定指標②）や顧客本位の業務運営を促すべく保険会社等と対話を行う（測定指標③）など、利用者が安心して金融サービスを受けられるための環境整備を進めました。</p> <p>暗号資産交換業者に対しては、実効性のある態勢整備及び適切な業務運営の確保に向け、これまでの検査・モニタリングで把握した実態等を踏まえたモニタリングを行うとともに、業務運営体制の実効性に関する登録審査の実施、無登録業者に対する対応、自主規制機関の認定等の取組を実施しました。また、暗号資産に関する相談等の実態を踏まえ、引き続き関係省庁と連携し利用者に対する注意喚起を実施したほか、暗号資産ラウンドテーブルの実施等を通じた国際的な連携の強化を行いました。更に、「仮想通貨交換業等に関する研究会」における必要な制度的対応の検討を踏まえ、法案の国会提出等を行いました（測定指標⑱）。</p> <p>これらの取り組みに加え、投資用不動産向け融資に関するアンケート調査結果の公表や個別金融機関へのモニタリングを実施しました。また、コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の基本的な考え方を示した「コンプライアンス・リスク管理基本方針」を公表し、各金融機関におけるコンプライアンス・リスク管理の実態把握を進めているなど、取組に大幅な進展があり、そのほか多数の測定指標で目標を達成することができたため測定結果を「A」としました。</p>
	<p>【必要性】 金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備することや制定した利用者保護ルールの運用状況について適切にフォローアップしていくことが必要であると考えています。</p> <p>【効率性及び有効性】 利用者が安心して金融サービスを受けられる環境の整備に向けて、金融審議会での議論、業界団体との意見交換や金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等を踏まえつつ検討を行うことにより、効率的かつ有効な取組を進めることができている。</p>
施策の分析	

今後の課題・次
期目標等への反
映の方向性

【今後の課題】 金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中においては、引き続き、利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備を進めていく必要があります。また、金融機関等による法令等遵守態勢の確立も重要であり、引き続き、各種紛争解決機関や相談窓口との連携及び当局での相談体制の強化を図るとともに、金融機関等が法令を遵守しているか適時・適切に各業者に確認するなど、問題事案の早期発見のため適切な監督に努める必要があります。

【施策】 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備に向けて、利用者保護のために必要な制度整備や金融機関等の適切な態勢整備を促すための指導・監督などについて、引き続き取組を進めていきます。

- 【測定指標】
- ① 引き続き、利用者保護の観点から、所要の政令・内閣府令の整備など、制度整備を進めていきます。
 - ② 引き続き、預金取扱金融機関の適切な態勢整備を促すため、銀行法、監督指針等を踏まえ、指導・監督を行っていきます。
 - ③ 引き続き、保険会社の適切な態勢整備を促すため保険業法、監督指針等を踏まえ、指導・監督を行っていきます。
 - ④ 引き続き、金融商品取引業者等の適切な態勢整備を促すため、金商法、監督指針等を踏まえ、指導・監督を行っていきます。
 - ⑤ 引き続き、貸金業者の適切な態勢整備を促すため貸金業法、監督指針等を踏まえ指導・監督を行っていきます。
 - ⑥ 引き続き、前払式支払手段発行者及び資金移動業者の適正な態勢整備を促すため資金決済法、事務ガイドライン等を踏まえ指導・監督を行っていきます。
 - ⑦ 投資者保護のため、引き続き無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について公表するとともに、裁判所への申立ての実施状況を確認します。
 - ⑧ 投資者保護のため、引き続き法令違反行為等の問題が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、行政処分を含めた対応を行っていきます。
 - ⑨ 引き続き当相談室の職員に対する研修を計画し、着実に実行していきます。
 - ⑩ 引き続き、金融ADR制度の円滑な運営のため、金融トラブル連絡調整協議会の枠組みも活用した金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更

	<p>なる改善を図る点について検討を行います。</p> <p>⑪ 引き続き、人材の育成や、その他地方自治体における相談対応の向上に係る支援に努めるとともに、関係機関・団体の連携強化に向けた協力を推進してまいります。</p> <p>⑫ 引き続き、多重債務相談窓口の設置状況を把握しつつ、相談窓口の整備・強化を図ってまいります。</p> <p>⑬ 引き続き、多重債務相談窓口等とギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携を図ってまいります。</p> <p>⑭ 利用者保護のため、引き続き偽造キャッシュカード等の金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況を確認します。</p> <p>⑮ 利用者保護のため、引き続き不正利用口座への対応状況を確認します。</p> <p>⑯ 引き続き、振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知を図ります。</p> <p>⑰ 引き続き、多重債務者相談窓口について多様な手段により効果的に広報活動を行います。</p> <p>⑱ 引き続き、相談窓口の整備・強化のための取組を進めてまいります。</p> <p>⑲ 引き続き、暗号資産交換業者の登録審査・モニタリングや自主規制団体との連携等を通じた、業者における実効性のある態勢整備及び適切な業務運営の確保のほか、利用者に対する注意喚起の実施、国際的な連携の強化等に取り組んでまいります。また、暗号資産交換業者を巡る課題や暗号資産を用いた新たな取引の登場等に対応し、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための制度整備に、引き続き、取り組んでまいります。</p>
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
① 金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者保護等の観点に留意しつつ、所要の事務ガイドラインの一部改正を行いました。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行いました。 ・金融監督上重要なテーマについて業界横断的な実態の把握・分析、課題の抽出を行う等実態把握を行うとともに、より優れた業務運営に近づく観点からの対話を重ねました。なお、モニタリングの中で、法令違反の事実や内部管理態勢上の問題・改善の余地等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分も含めて機動的な対応を行い、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップするとともに、再発防止・内部統制環境の維持・向上に努めました。 ・預金取扱金融機関については、真に顧客のためになるサービス提供を通

じた顧客の利益の実現を図るとともに、金融サービスを安心して利用できる環境を整備する観点からモニタリングを実施しました。

- ・保険会社等については、保険募集から保険金等の支払いまでの保険会社としての基本機能の品質を確保した上で、顧客ニーズに相応しい商品・サービスの開発、情報提供を行っているかという観点からモニタリングを実施しました。
- ・少額短期保険業者については、ガバナンス、コンプライアンス、財務の健全性等について適切な態勢整備がなされているかという観点からモニタリングを実施しました。特に保険金額の引受けの上限金額に関する経過措置適用業者の監督に当たっては、本則への円滑な移行の観点から、各業者の経過措置終了を見据えた検討状況について、適時・適切にヒアリングを行いました。
- ・金融商品取引業者等が顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを実施しました。特に、証券会社については、顧客利益を十分に考慮したビジネスモデルの構築に向けた取組状況や投資者保護のための態勢整備等についてモニタリングを実施し、大手投資運用業者については、運用力向上に向けた取組についてモニタリングを実施しました。
- ・貸金業者については、資金需要者等の利益の保護の観点から、業務の適正な運営を図るために十分な態勢を確保するよう指導・監督しました。なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取り組みました。
- ・暗号資産交換業者に対しては、30年1月にみなし業者1社において発生した顧客からの預かり資産の外部流出事案を踏まえ、全てのみなし業者及び複数の登録業者に対して立入検査を順次実施し、問題が判明した業者に対して業務改善命令の発出等の行政処分を行いました（30年4月～6月：登録業者6社、みなし業者6社）。また、検査・モニタリングで把握した実態等について、30年8月に中間的なとりまとめを公表しました。更に、30年9月に登録業者1社において発生した外部流出事案を踏まえ、同社に対して立入検査を実施し、行政処分を行いました。
- ・上記事案を踏まえ、暗号資産交換業者に対して、業務改善計画の進捗状況等のフォローアップ、改善状況等を踏まえたリスクプロファイルの作成・更新等を通じた、機動的かつ深度あるモニタリングを実施しました。
- ・新規登録については、「仮想通貨交換業者の登録審査にかかる質問票」や登録審査プロセス及び時間的な目安の公表など、登録審査プロセスの透明性を高める取組を行いました。また、登録要件を満たした3社を暗号資産交換業者として登録しました。
- ・加えて、関係省庁や自主規制機関との間で意見交換会を実施しました。
- ・30年3月に設置され、同年4月から12月にかけて計11回にわたり開催された「仮想通貨交換業等に関する研究会」において、暗号資産をめぐる諸問題について必要な制度的対応の検討を行い、同年12月に報告書が取りまとめられました。

- ・上記報告書を踏まえ、暗号資産交換業者に関する規制の整備、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備等を盛り込んだ「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を31年3月に国会に提出しました。
- ・前払式支払手段発行者及び資金移動業者については、利用者保護の観点から、適切な業務運営やサービスの適切な提供を確保するよう指導・監督しました。

② 利用者保護のための制度・環境整備

- ・金融犯罪・無登録業者への対応については、警察当局や消費者庁等と情報を共有する等連携して対応するとともに、無登録業者に対して、速やかに警告書を発出しました。海外の無登録業者については、必要に応じて海外当局との情報共有を行いました。また、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てにかかる調査も積極的に実施しました。さらに、関係業界団体や金融商品取引業者等に対し、金融取引に関する犯罪防止等に向けた取組を促しました。また、無届出募集等を行う者についても、上記に準じた対応を行いました。
- ・適格機関投資家等特例業務届出者については、検査・監督対応において法令違反行為等の問題が認められた場合に、必要に応じて業務廃止命令等の行政処分を含めた対応を行いました。
- ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行いました。また、研修を充実させることなどで、相談員の相談対応水準の向上を図り、相談態勢の充実を推進しました。
- ・金融トラブル連絡調整協議会（指定紛争解決機関（以下「指定機関」という。）、消費者団体、学識経験者、弁護士等によって構成）等の枠組みも活用し、金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じて、更なる改善を図る点について検討を行いました。
- ・指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図りました。また、金融ADR連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を活用し、指定機関間の連携強化に取り組みました。
- ・財務局の多重債務者向け相談窓口における直接相談の受付、各局における自治体の相談員や関係部局の職員等向けの研修会の開催等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップしました。また、多重債務発生予防のための金融経済教育等の推進や、多重債務問題懇談会等を通じた貸し手・借り手の状況の実態把握を行うとともに、昨年7月にギャンブル等依存症対策基本法が成立したことも踏まえ、ギャンブル等依存症対策が多重債務対策にもつながるよう、「ギャンブル等依存症対策の強化について」（29年8月、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議決定）に則し、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携体制の構築等を進めました。さらに、34年4月の成

年年齢引下げに向けて、今後の業界の貸付方針・取組状況等を把握の上、必要な対応について業界と議論しました。

- ・銀行カードローンについては、融資審査の厳格化を徹底し、業務運営の適正化をスピード感を持って推進していくため、各行が多重債務の発生防止の趣旨や利用者保護等の観点を踏まえた適切な業務運営を行っているか、詳細な実態把握を行い、その結果を「銀行カードローンの実態調査結果」として、30年8月に公表しました。こうした取組を通じて、全体として、融資審査の厳格化や広告・宣伝の見直し等の業務運営の改善に向けた取組が進んでいることが確認されました。また取組の不十分な点については、各行の具体的な取組状況を継続的に確認するとともに、ベストプラクティスの収集・共有や対話等を通じて具体的な改善を促し、業界全体の業務運営水準の引上げに向けた取組を促しています。
- ・多重債務者相談の主要な担い手である地方自治体の主体的な取組を促すとともに、相談者が各自治体などの相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報を実施しました。
- ・インターネット等を利用した非対面取引について、顧客のIDやパスワードの詐取により顧客本人になりすまし、顧客本人が意図しない取引を行うといった不正な取引が認められる等、犯罪手口がますます巧妙化・多様化している。引き続き、金融機関に対して被害状況をヒアリングする等してこうした不正取引の防止に向けた対策の実施、態勢の整備を促しました。
- ・振り込め詐欺の手口が年々巧妙化し、既存の未然防止策では対応できない事案があることを踏まえ、各金融機関が継続的に振り込め詐欺等の犯罪の撲滅に向けた対策の見直しや実施に努めるよう促しました。また、被害の迅速な回復のため、引き続き、「振り込め詐欺救済法」に沿った被害者救済対応を的確に行っているかについて確認しました。預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施しました。
- ・振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復等のため、金融機関から被害者への返金状況等の把握を行うとともに、官民一体による返金制度の周知や、預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知を徹底するなど、振り込め詐欺救済法（20年6月施行）の円滑な運用に取り組みました。
- ・コンプライアンス・リスク管理における、金融機関・当局の基本的な考え方を示した「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」（30年10月）を公表しました。これを踏まえ、コンプライアンス・リスク管理に関する金融機関の取組事例やプラクティスについて実態把握を行うとともに、幅広い情報収集を通じたリスク要因やその程度の把握を行い、金融機関へのモニタリングに活用しています。
- ・投資用不動産向け融資に関して、金融機関の融資の規模や・管理態勢を把握するための、横断的なアンケート調査を行い、その結果について、

金融機関及び投資家への注意喚起と併せて公表しました(31年3月)。また、一部の金融機関については、検査も活用しつつ深度あるモニタリングを継続して実施しています。

施策の 予算額・執行額等	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	24	17	44	38
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合計	24	17		
執行額(百万円)		20	15			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議(令和元年6月13日)
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正(30年7月24日改正) <p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「平成29事務年度金融行政方針」(金融庁 29年11月10日公表) 「変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(平成30事務年度)」(30年9月26日公表) <p>【測定指標③】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(平成30事務年度)」(30年9月26日公表) <p>【測定指標④】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(平成30事務年度)」(30年9月26日公表) <p>【測定指標⑤】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(平成30事務年度)」(30年9月26日公表) 照会に対する回答(文書) (https://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou_2/kashikin/index.html#001) <p>【測定指標⑥】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「架空請求対策パッケージ」(平成30年7月22日 消費者政策会議決定) <p>【測定指標⑦】</p> <ul style="list-style-type: none"> 無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について (https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html) 裁判所への申立ての実施状況 (https://www.fsa.go.jp/sesc/actions/moushitate.htm) <p>【測定指標⑧】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政処分事例集 (https://www.fsa.go.jp/status/s_jirei/kouhyou.html)

【測定指標⑩】

- ・第 55 回金融トラブル連絡調整協議会資料（金融庁 30 年 6 月 27 日公表）
- ・第 56 回金融トラブル連絡調整協議会資料（金融庁 31 年 2 月 8 日公表）

【測定指標⑬】

- ・「ギャンブル等依存症対策の強化について」（29 年 8 月 29 日 ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議決定）
- ・「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルについて」（金融庁 30 年 3 月 30 日公表）
- ・「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」の更新について
(<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/gambling/20190308.html>)

【測定指標⑭】

- ・「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」（金融庁 令和元年 6 月 14 日公表）

【測定指標⑮】

- ・「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」（金融庁 31 年 4 月 26 日公表）

【測定指標⑯】

- ・振り込め詐欺等の被害にあわれた方へ
(<http://www.fsa.go.jp/policy/kyuusai/furikome/index.html>)

【測定指標⑰、⑱】

- ・多重債務者相談強化キャンペーン 2018 の実施について
(<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/campaign/campaign2018.html>)

【測定指標⑲】

- ・仮想通貨交換業者等の検査・モニタリング 中間とりまとめの公表について（金融庁 30 年 8 月 10 日公表）
(https://www.fsa.go.jp/news/30/virtual_currency/20180810.html)
- ・仮想通貨交換業者の登録審査における透明性の向上に向けた取組みについて（金融庁 31 年 1 月 11 日公表）
(https://www.fsa.go.jp/news/30/virtual_currency/20190111.html)
- ・無登録で仮想通貨交換業を行う者の名称等について（金融庁 31 年 2 月更新）
(https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency/kasoutsuka_muto_uroku.pdf)
- ・仮想通貨に関するトラブルにご注意ください！（金融庁・消費者庁・警察庁 30 年 10 月 19 日更新）
(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_001/)

- ・「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書の公表について（金融庁

	<p>30年12月21日公表)</p> <p>(https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20181221.html)</p> <p>・「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」</p> <p>(https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html)</p>
--	--

担当部局名	<p>監督局</p> <p>総務課監督調査室、総務課、総務課金融会社室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、保険課、証券課</p> <p>企画市場局</p> <p>総務課調査室、総務課信用制度参事官室、総務課ADR室、市場課、企業開示課</p> <p>総合政策局</p> <p>総合政策課金融サービス利用者相談室、リスク分析総括課フィンテックモニタリング室、リスク分析総括課リスク管理検査室</p> <p>証券取引等監視委員会事務局</p> <p>総務課</p>
-------	---

政策評価実施時期	令和元年6月
----------	--------

平成 30 年度 実績評価書

金融庁 30(施策Ⅲ-1)

施策名	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化
施策の概要	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応するため、タイムリーな市場監視を行い、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令等の勧告、犯則事件としての告発を行い、厳正に対処する。これら市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図る。
達成すべき目標	市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資すること
目標設定の考え方・根拠	<p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要不可欠である。</p> <p>(施策Ⅰ-1②参照)</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引法第 26 条、第 177 条、第 210 条 等 ・ 証券取引等監視委員会 中期活動方針(第 9 期) ・ 変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～ (平成 30 事務年度) (30 年 9 月 26 日公表)

測定指標		
指標①	[主要]タイムリーな市場監視、監視手法や着眼等の改善	【達成】
30 年度目標	マクロ的な視点に基づく情報収集・分析等を実施	
30 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外のリスクや環境変化に着目した分析を通じて市場における問題を早期に発見する観点から、経済動向や収益状況等を考慮して、21 セクターを選定し、当該セクターに属する個別企業を分析したほか、財務悪化企業や成長鈍化企業を別途抽出・分析しました。また、IPO や第三者割当に係る状況など、金融・資本市場の動向について幅広く情報収集した上で、その背景にある問題の分析を行い、検査・調査部門に情報共有しました。 ・ 開示規制違反を未然に防止する観点から、市場インパクトが相対的に大きいと考えられる大規模上場会社に対する継続的な監視を行ったほか、不正発生リスクの高いと認められる特定のテーマに着目し、上場会社等について継続的に情報収集・分析を行いました。また、個社の財務データ等に基づく分析だけではなく、経営環境の変化等を踏まえつつ幅広い視野から業界を選定した上で、各業界の商流・商慣行等、ビジネスの実態に即した深度ある情報収集・分析を実施しました。 ・ ポスターやリーフレット、Twitter 等を用いて一般投資家への情報提供の呼びかけを行ったほか、タイムリーな情報受付を可能とするため、情報受付の開始時間を証券取引所の立会開始時間より前へ変更しました。その結果、7,019 件の情報提供を受け、取引審査等に活用しました。 	

	<ul style="list-style-type: none"> また、継続的に事務処理の効率化、自主規制機関・財務局等との連携に努めた結果、1,052件の取引審査を実施しました。 市場監視の空白を作らないよう、継続的な課題の洗出しと業務改善等に係る取組を不断に進めるための仕組みを構築しました。 高速取引行為者の特定や取引戦略の明確化が法令等の改正により可能となったことを踏まえ、実効性のある取引監視を行っていく観点から、取引戦略情報や実際の取引情報の蓄積及び取引の傾向等の研究・分析を行い、自主規制機関等と連携しました。 	
指標② 対外的な情報発信の実施		【達成】
30年度目標	市場の公正性・透明性の確保や投資者保護等の観点から対外的に情報発信を実施	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 検査・調査の結果に基づき、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、2件の建議（貸付型ファンドの投資家への情報提供、犯則調査における証拠収集・分析手続の整備）を行いました。 市場関係者のみならず一般の方々も対象とした講演を29回、各種広報媒体への寄稿を23件実施し、市場の公正性・透明性の確保や投資者保護等の観点から、証券取引等監視委員会の活動状況や問題意識等を情報発信するとともに、投資や資産形成について理解を深めていただくための取組を実施しました。 勧告・告発等の個別事案の公表及び最近の取組や問題意識など市場へのメッセージに係る情報発信の手段として、証券監視委Twitterアカウントを新たに開設し、配信を開始しました。 報道機関等を通じた情報発信については、事案の内容や問題点が的確に伝わるよう、相関図や図表だけでなく、専門用語の解説を分かりやすく盛り込むといった公表内容の見直しを行いました。 30年度における課徴金納付命令勧告の事案のうち、情報伝達・取引推奨規制違反に係る情報発信では、利益を得させる等の目的を持って、インサイダー情報を伝達すること（情報伝達規制違反）、インサイダー情報を伝達しなくとも取引を推奨すること（取引推奨規制違反）は、違法であることを周知しました。 	
指標③ [主要]迅速・効率的な取引調査の実施		【達成】
30年度目標	事案が大型化、複雑化している中で、迅速・効率的な取引調査を実施	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 早期に本格調査に着手するとともに、機動的・弾力的な調査チームの編成に努めたほか、高度な技術を要するデータ保全是情報技術専門官を活用する等して、調査を実施しました。 迅速・効率的な取引調査を実施した結果、33件（インサイダー取引：23件、相場操縦：7件、偽計：3件）の課徴金納付命令勧告を行いました。なお、インサイダー取引の中には、26年4月に導入された情報伝達・取引推奨規制違反として4件（情報伝達：1件、取引推奨：3件）が含まれています。 特殊見せ玉を用いた新しい取引手法に対して、偽計を初めて適用する等、課徴金制度を積極的に活用し、不公正取引に対する調査を迅速・効率的かつ効果的に行いました。 	

		<ul style="list-style-type: none"> 機関投資家による長期国債先物取引に係る相場操縦事案について、2件の課徴金納付命令勧告（うち1件は海外の機関投資家）を行いました。
指標④ [主要]迅速・効率的な開示検査の実施		【達成】
30年度目標	正確な企業情報が適正に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査を実施	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> より迅速・効率的な開示検査の実施のため、業務フローや業務遂行体制を見直すとともに、事案に応じた機動的・弾力的なチームの編成に努めました。 情報収集・分析の結果、不正発生リスクの高いと認められる個社や、経営環境の変化等を踏まえて選定した業界等について、深度ある調査を行い、関係部門に共有しました。 以上のような取組等の結果、20件について検査を終了し、うち、10件の課徴金納付命令勧告を行いました。 	
指標⑤ 課徴金制度の適切な運用		【達成】
30年度目標	我が国市場の公正性・透明性の確保に向け、課徴金制度を適切に運用	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 不公正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、審判官による審判手続を経て、41件の課徴金納付命令（不公正取引：32件、有価証券報告書等の虚偽記載等：9件）を行いました。 	
指標⑥ [主要]海外当局との連携		【達成】
30年度目標	海外当局との間で、情報交換やクロスボーダー取引等に係る法執行面での連携を更に強化	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 証券監督者国際機構（IOSCO）に加盟する証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（MMoU）の活用等を通じ、クロスボーダー取引等を利用した不公正取引について調査を実施した結果、2件の課徴金納付命令勧告を行いました。そのうち1件については、中国当局との連携により、中国在住の投資家による相場操縦について、課徴金納付命令勧告に結びつけました。 一層の連携強化を図るために、新たに良好な関係を構築することができた海外当局も含め、海外当局との面会や情報交換を積極的に実施したほか、クロスボーダー取引に係る事案へ対応するために、相互訪問等による幅広い情報・意見交換を通じ関係性の発展や信頼関係の醸成に努めました。 	
指標⑦ [主要]効果的な犯則調査の実施		【達成】
30年度目標	重大・悪質な事案について、犯則調査の権限を行使し、的確に刑事告発を行う等、厳正に対処	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携やデジタルフォレンジックの積極的な活用等を行いつつ、効果的な犯則調査を実施しました。その結果、公開買付会社のFA（ファイナンシャル・アドバイザー）を務めていた証券会社の従業員が公開買付けに関する事実の情報伝達を行い、伝達を受けた者がインサイダー取引を行った事件や、法人及び役員2名が、役員報酬につき虚偽の記載の有価証券報告書を提出した事件等について、告発を行いました。 効果的な犯則調査を実施した結果、8件（インサイダー取引：5件、虚偽有価証券報告書提出：3件）の告発を行いました。 	

指標⑧ 根本原因の究明等		【達成】
30年度目標	行政処分の勧告等を行うだけでなく、問題の全体像を把握、根本原因を究明の上、対話を通じて問題意識を共有し再発防止を図るとともに、改善意欲が高くない者にも効果的な手法について関係機関等とも連携・模索	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 課徴金納付命令等勧告の有無にかかわらず、開示規制違反が認められた上場会社等の経営陣との間で、その背景・原因等について対話等を行い、問題意識を共有することで、適正な情報開示のための体制構築・整備を促し、再発防止を図りました。その上で、改善意欲が高くない会社に対しては、開示規制違反の再発を防止する観点から、関係機関等と連携し、適時適切に情報共有等を行いました。 依然として上場会社の役員等が関与するインサイダー取引が多数認められていることを踏まえ、取引が行われた上場会社との間で、その背景・原因、再発防止策について対話を行い、問題認識の共有に努めました。 インサイダー取引の勧告事案に関し、発行体の情報管理状況を把握するために、内部管理態勢のチェックリストに基づき、ヒアリングを実施しました。その結果、社内調査委員会の設置や違反行為者に対する社内処分のほか、インサイダー取引規制に係る社内規程の見直し等といった再発防止に係る具体的な取組に結びつきました。 30年6月に公表した課徴金事例集において、上場会社におけるインサイダー取引管理態勢の状況について紹介し、上場会社の適切な情報管理のための対応策や改善策を提案しました。 	
指標⑨ 市場規律強化に向けた取組		【達成】
30年度目標	国際機関、海外当局や市場の公正性・透明性確保に関連する関係機関・団体等の市場関係者との間で意見交換等を幅広く推進し、市場規律強化に向けた取組を実施	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> I O S C Oの常設会合及び年次総会、ハイレベル面会を含む海外当局やグローバルに活動する金融機関との面会の場において、クロスボーダー事案やグローバルな市場監視の在り方・取組について積極的に意見交換等を行いました。中国当局との間では、日中証券市場協力に関する覚書を踏まえ、ハイレベル会合を実施しました。 国内における自主規制機関等との意見交換について、20回開催し、市場におけるその時々々の諸問題についてタイムリーに認識を共有しました。 	
指標⑩ 市場監視におけるITの活用及び人材の育成		【未達成】
30年度目標	市場監視システムにおけるITの更なる活用・人材の育成を推進	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ITを活用し市場監視をより効果的・効率的に実施するため、市場監視のためのシステムの構築に向けた課題の検討及び当該システムにAIを導入するための実証実験を、外部事業者の知見も活用しながら実施しました。 より効果的・効率的な市場監視を実現するため、デジタルフォレンジックのデータの解析品質の向上やデータの適切な管理のための環境整備として、調査対象となる電子機器の多様化・高度化・大容量化に対応すべく、資機材の追加調達を行いました。 ITの進展等を背景に金融取引がますますグローバル化、複雑化、高度化する中、市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材を 	

	育成するため、検査・調査等に資するIT人材育成を目的としたICT (Information and Communication Technology: 情報通信技術) 研修を含め、検査・調査等の監視手法に係る様々なノウハウについてOJTや研修等を実施しました。
参考指標	
指標① 情報受付状況<内容・件数>	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報受付件数：7,019件 [内訳 (情報提供手段別)] インターネット：5,097件、電話：1,452件、文書：332件、 財務局等からの回付：110件、来訪：28件 [内訳 (情報別)] 相場操縦等の個別銘柄：5,448件、金融商品取引業者等の営業姿勢等：560件、 有価証券報告書虚偽記載等：200件、その他の意見等：811件
指標② 取引審査実施状況<内容・件数>	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引審査件数：1,052件 (うち、インサイダー取引：977件、価格形成：70件ほか) ・ 取引審査件数は6年連続で1,000件を超えました。
指標③ 取引調査に係る勧告の実施状況<内容・件数>	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課徴金納付命令勧告：33件 (うち、インサイダー取引：23件、相場操縦：7件、偽計：3件)
指標④ 開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況<内容・件数>	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査終了件数：20件 (うち、課徴金納付命令勧告：10件)
指標⑤ 課徴金納付命令の実績<内容・件数>	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課徴金納付命令：41件 (うち、不公正取引：32件、有価証券報告書等の虚偽記載等：9件)
指標⑥ 犯則事件の告発の実施状況<内容・件数>	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 告発件数：8件 (うち、インサイダー取引：5件、虚偽有価証券報告書提出：3件)
指標⑦ 市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況<内容・件数>	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見交換会等の実施：20件 (うち、日本証券業協会：11件、証券取引所：4件、投資信託協会：2件、投資顧問業協会：2件、金融先物取引業協会：1件) ・ 講演の実施：29件、寄稿の実施：23件

評価結果

B (相当程度進展あり)

目標達成度合い
の測定結果

【判断根拠】

迅速・効率的な検査・調査を実施し、必要に応じて課徴金納付命令の勧告や、重大・悪質な事案については刑事告発を行うなど、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に貢献しました。

また、国際機関、海外当局との連携や市場関係者との意見交換など、市場規律の強化に向けた取組についても積極的に実施しました。

さらに、ITの進展等に伴う取引の高速化や複雑化、新たな金融商品・取引の開発が進んでいる近年の市場動向を踏まえ、ITを活用し市場監視をより効果的・効率的に実施するため、市場監視のためのシステムの構築に向けた課題の検討及び当該システムにAIを導入するための実証実験を、外部事業者の知見も活用しながら実施しました。

しかしながら、現在は市場監視におけるITの活用及び人材の育成（測定指標⑩）のうち、市場監視におけるITの活用については、AIを導入した新たな市場監視のためのシステムの本格運用に向けた整備過程にあり、施策の目的に照らし合わせると、引き続き取り組むべき課題があるものと考えられます。

以上のことから、測定結果は「B」としました。高速取引や、多様化・複雑化・巧妙化が進む不公正取引に対する市場監視システムの高度化や検査・調査手法の見直し、個別事案の調査で得られた情報の多面的・複線的活用、グローバル経済の変化や不祥事の発生、M&Aの増加等に伴う開示規制違反の潜在的リスクに着目した大規模上場会社に対する継続的監視等について、引き続き取り組んでいく必要があります。

施策の分析

【必要性】

市場のグローバル化やデジタルライゼーションの進展等により市場の構造が大きく変化する中、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るためには、マクロ的な視点に基づき潜在的リスクに着目した情報収集・分析を行い、監視業務全般に活用するなど、タイムリーな市場監視を行っていく必要があります。

【効率性】

市場取引その他の活動について、自主規制機関等との連携やITの活用を通じた効率的な市場監視を実施し、市場の公正性・透明性の確保等のための環境整備を効率的に行うことができたと考えています。

【有効性】

タイムリーな市場監視により、違反行為者について課徴金納付命令勧告や刑事告発等を行うとともに、その内容を公表し、市場規律の強化を促したことは、市場の公正性・透明性の確保等に有効であったと考えています。

また、自主規制機関等と連携して、各業界における課題の検討等を行ったことは、市場の公正性・透明性の確保等に有効であったと考えています。

今後の課題・
次期目標等への
反映の方向性

【今後の課題】

市場のグローバル化やデジタルライゼーションの進展等により市場の構造が大きく変化する中、市場の公正性・透明性の確保に向け、網羅的（広く）・機動的で（早く）、深度ある（深く）市場監視を実施することが求められています。

不公正取引等の事案については、課徴金制度を積極的に活用し、検査・調査を迅速・効率的に行っていく一方、重大で悪質な事案に対しては、犯則調査の権限を行使し、関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行う等、厳正に対処する必要があります。

また、問題の早期発見のため、情報の収集・分析能力を強化するとともに、再発防止・未然防止につながるよう、対外的な情報発信等も充実させる必要があります。

【施策】

内外環境を踏まえた市場監視の空白を作らない取組により、迅速かつ効果的・効率的な検査・調査の実施等、金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保等を図る取組を引き続き進めていきます。

【測定指標】

- ① マクロ的な視点に基づく情報収集・分析等を実施するなど、引き続き、タイムリーな市場監視、監視手法や着眼等の改善を図っていく必要があります。
- ② 市場の公正性・透明性の確保や投資者保護等の観点から、引き続き、対外的に情報発信を実施していく必要があります。
- ③ 事案が大型化・複雑化している中で、引き続き、迅速・効率的な取引調査を実施していく必要があります。
- ④ 正確な企業情報が適正に市場に提供されるよう、引き続き、迅速・効率的な開示検査を実施していく必要があります。
- ⑤ 我が国市場の公正性・透明性の確保に向け、引き続き、課徴金制度を適切に運用していく必要があります。
- ⑥ 引き続き、海外当局との間で、情報交換やクロスボーダー取引等に係る法執行面での連携を更に強化していく必要があります。
- ⑦ 犯則行為が複雑化・巧妙化していることを踏まえ、引き続き、様々な形態の犯則調査に対して、厳正で効果的な犯則調査を実施していく必要があります。
- ⑧ 引き続き、行政処分の勧告等を行うだけでなく問題の全体像を把握、根本原因を究明の上、対話を通じて問題意識を共有し再発防止を図るとともに、改善意欲が高くない者にも効果的な手法について関係機関等とも連携していく必要があります。
- ⑨ 引き続き、国際機関、海外当局や市場の公正性・透明性確保に関連する関係機関・団体等の市場関係者との間で意見交換等を幅広く推進し、市場規律強化に向けた取組を実施していく必要があります。
- ⑩ 引き続き、新たな金融商品・取引の開発が進んでいる近年の市場動向に対応するため、引き続きITの更なる活用を推進

し、また人材の育成を推進していく必要があります。

主な事務事業の取組内容・評価

① 内外環境を踏まえた情報力・事案発掘力の強化

- ・ 問題の早期発見につなげるため、マクロ的な視点に基づき潜在的リスクに着目した情報収集・分析を行う等、タイムリーな市場監視を行うとともに、深度ある調査・分析にも取り組みました。
- ・ 市場で起こっていることを常に注意深く監視し、市場監視の空白を作らないよう、マクロ的な視点に基づく分析結果とミクロ情報とのより有機的な結合・活用等、監視手法の改善を図ったほか、継続的な課題の洗出しと業務改善等に係る取組を進めました。
- ・ 市場の公正性・透明性の確保や投資者保護等の観点から、必要に応じ、対外的に情報発信等を行いました。

② 迅速かつ効果的・効率的な検査・調査の実施

- ・ 国内外の不正取引等の個別事案が大型化・複雑化する中、特殊見せ玉を用いた新しい取引手法に対して、偽計を初めて適用する等、課徴金制度を積極的に活用し、不正取引等に対する検査・調査を効果的に行いました。
- ・ クロスボーダー取引による違反行為に対しては、国際的な情報交換の枠組み等を積極的に活用し、30年度においては、中国当局の協力を得て、課徴金勧告を行いました。
- ・ 不正取引等のうち重大で悪質な事案については、犯則調査の権限を行使し、関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行う等、厳正に対応しました。
- ・ 高速取引を行う者の登録審査を適切に行うとともに、取引実態等のモニタリングを実施しました。

③ 深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組

- ・ 個別事案における検査・調査で法令違反等が認められた場合においては、行政処分の勧告等を行うだけでなく、根本原因を究明の上、対話を通じて問題意識を共有し、再発防止を図りました。
- ・ 改善意欲が高くない者に係る事案が依然として見られることを踏まえ、法令違反の再発を防止する観点から、関係機関等と適時適切な情報共有等を行いました。
- ・ 検査・調査で得られた情報を基に、インテリジェンス情報の拡充等を進めたほか、データベースのあり方についての検討・見直しを行い、監視業務全般に対して多面的・複線的に活用できるよう改善を図りました。
- ・ 金融取引のグローバル化に伴うクロスボーダー事案に対応するため、海外当局との円滑な連携を図ったほか、相互訪問等による幅広い情報・意見交換を通

じ関係性の発展や信頼関係の醸成に努めました。

全体としての市場監視機能を強化する観点から、IOSCOの常設会合等への参加やハイレベル面会を含む海外当局や自主規制機関等との対話を積極的に行い、問題意識の共有や連携強化に係る議論を実施しました。

- ・ 高速取引行為者の特定や取引戦略の明確化が法令等の改正により可能となったことを踏まえ、実効性のある取引監視を行っていく観点から、自主規制機関とも連携しつつ、取引戦略情報や実際の取引情報の蓄積及び深度ある取引の傾向等の研究・分析を行うことを通じ、高速取引にかかる審査手法の効率化・高度化に向けた検討を行いました。

④ ITの活用 (SupTech) 及び人材の育成

- ・ 市場監視におけるITの更なる活用 (SupTech) を図るため、金融機関と規制当局との相互協調の観点も踏まえつつ、新たに整備予定のAI等を活用したシステムの具体的な機能等に関する検討及びAI導入のための実証実験を進めました。
- ・ ITの高度化、電子機器やITサービスの多様化及びデータの大容量化に対応するため、デジタルフォレンジックにかかる外部講習会への参加、システム環境の整備を行い、デジタルフォレンジック技術の向上及びシステム環境の高度化を図りました。
- ・ ITの進展等を背景に金融取引がますますグローバル化、複雑化、高度化する中、ICT研修の実施等、市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材の育成に取り組みました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	222	243	347	267
		補正予算	▲0	▲3	▲0	—
		繰越等	—	—		
		合 計	221	240		
執行額 (百万円)		162	175			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議 (令和元年6月13日)
-----------------	---------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①～④、⑥～⑩】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証券取引等監視委員会 中期活動方針 (第9期) ～四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ～ (証券取引等監視委員会 29年1月20日公表) ・ 「平成29事務年度 金融行政方針」 (金融庁 29年11月10日公表) ・ 「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針 (平成30事務年度)～」 (金融庁 30年9月26日公表) <p>【測定指標⑤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「課徴金納付命令等一覧」
---------------------------	--

担当部局名	証券取引等監視委員会事務局 総合政策局 総務課審判手続室 企画市場局 市場課 監督局 証券課
-------	--

政策評価実施時期	令和元年6月
----------	--------

平成 30 年度 実績評価書

金融庁 30(施策Ⅲ-2)

施策名	企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施
施策の概要	企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた制度・環境整備を図るとともに、適正な情報開示、会計監査の確保のためのモニタリングを実施する。
達成すべき目標	企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること
目標設定の考え方・根拠	<p>資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進していくことが重要である。こうした観点に立って、企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組を行う。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定） ・「未来投資戦略 2017」（29 年 6 月 9 日閣議決定） ・「日本再興戦略 2016」（28 年 6 月 2 日閣議決定） ・「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成 30 事務年度）」（30 年 9 月 26 日） ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30 年 6 月 28 日） ・企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（25 年 6 月 19 日） ・「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（28 年 3 月 8 日） ・企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」（30 年 7 月 5 日）

測定指標	
指標①	【達成】
<p>[主要] 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30 年 6 月 28 日）を踏まえた取組の進捗状況</p>	
30 年度目標	報告書を踏まえた必要な取組を実施
30 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営戦略等の記述情報、役員報酬や政策保有株式に関するコーポレートガバナンス情報、会計監査に関する情報等の開示の充実を図るため、内閣府令の改正を行いました（31 年 1 月公布・施行）。 ・ 企業が経営目線で、経営方針・経営戦略等、MD & A（Management Discussion & Analysis）及びリスク情報を開示する上でのプリンシプルベースのガイダンスを「記述情報の開示に関する原則」として取りまとめるとともに、「記述情報の開示の好事例集」を公表しました（31 年 3 月）。

指標②	金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況	【達成】
30年度目標	ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券報告書レビューを実施するとともに有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について公表しました（31年3月）。 ・ 有価証券報告書等の虚偽記載の違反行為に対し、8件の課徴金納付命令の決定を行いました。 ・ 無届募集であることが判明した場合、無届募集を行っている者に対し有価証券届出書等の提出を慫慂しました。 	
指標③	[主要] 我が国において使用される会計基準の品質向上	【達成】
30年度目標	国際会計基準（IFRS）の任意適用企業の拡大促進等の取組を推進	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携し、以下の取組を推進・実施するとともに、企業会計審議会総会（30年7月開催）において、これらの取組状況について審議を行いました。 i) IFRS任意適用企業の拡大促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ IFRS任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、30年度末時点で213社（29年度末183社）、全上場企業の時価総額の34.7%（29年度末30.9%）まで増加しました。 ・ IFRS任意適用企業における本邦通貨以外の通貨による表示について、制度上の取扱いを明確にするため、内閣府令を改正しました（31年1月）。 ・ 会計教育研修機構が中心となり、IFRSへの移行を促すためのセミナーを開催しました（31年3月）。 ii) IFRSに関する国際的な意見発信の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ のれんの会計処理については、我が国の関係者が連携して、企業会計基準委員会において、国際会議の場で意見発信等を行っています。こうした取組を通じ、国際会計基準審議会（IASB）において、のれんの会計処理の簡素化のための選択肢の一つとして定期償却の再導入の是非を検討することが決定されました（30年7月）。 iii) 日本基準の高品質化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業会計基準委員会において、「時価の算定に関する会計基準」の公開草案を公表しました（31年1月）。また、「金融商品に関する会計基準」の改正についての意見募集を実施（30年8月～11月）するとともに、「リース取引に関する会計基準」の改正に着手することが決定されました（31年3月）。 iv) 国際的な会計人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務会計基準機構が中心となり、国際会計人材ネットワークの登録者等を対象に、シンポジウム（31年3月）や定例会（30年8月、12月）を開催しました。 	
指標④	[主要] 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施状況	【達成】

30年度目標	会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組を実施、監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）への積極的貢献及び海外監査監督当局との連携強化	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」を開催し、通常とは異なる監査意見等に係る対応の在り方等について検討し、報告書を取りまとめました（31年1月）。 30年4月、I F I A Rの第18回オタワ本会合で策定された中期的な戦略に係る議論に代表理事国として積極的に参画するとともに、執行ワーキング・グループ副議長への就任をはじめ、他のワーキング・グループでも個別プロジェクトのリーダーを務めるなど積極的に議論に参加・貢献しました。 30年5月、日本I F I A Rネットワーク総会を主催し、I F I A Rにおける議論を国内のステークホルダーに還元しました。 31年1月のI F I A R代表理事会東京会合開催の際、事務局をサポートしながら会合準備・運営を行ったほか、事務局の円滑な運営のため、必要な支援を引き続き行いました。 	
指標⑤ 監査基準の改訂を踏まえた制度整備状況		【達成】
30年度目標	監査報告書の透明化に係る所要の内閣府令等の整備	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 監査プロセスの透明性向上を目的とする「監査上の主要な検討事項」の記載等を内容とする監査基準の改訂（30年7月）を踏まえ、内閣府令等について所要の改正を行いました（30年11月公布・施行）。 	
指標⑥	[主要] 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況	【達成】
30年度目標	公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行ったほか、業務改善報告を通じて品質管理態勢の整備・運用状況を確認する等、適切な監督を実施しました。 監査品質を向上させるためのトップの姿勢を含む経営層の認識及び具体的な施策への反映について検証しました。 大手・準大手監査法人等が監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築・強化した態勢について、監査品質の向上のために実効的なものとなっているか検証しました。 品質管理レビューを審査し、その審査結果等を踏まえて、監査法人等に対して報告徴収を行い、品質管理レビューの改善報告に対する改善計画の実施状況等について検証しました（30年度報告徴収件数は、レビュー実施件数96件のうち53件（実施率55.2%））。 審査結果等を踏まえて、9先の監査法人に対して検査を実施し、当該検査の結果把握した品質管理等の問題点等について改善を促すとともに、業務運営が著しく不当と認められた1先の監査法人については、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告しました。 	
指標⑦ 優秀な会計人材確保に向けた取組の実施状況		【達成】

30年度目標	優秀な会計人材確保に向けた取組を実施		
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の会計・監査を担う優秀な人材の確保に向け、全国18の大学・高等学校等において講演会を実施するなど、一層の広報活動の充実に取り組みました。 		
指標⑧	有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の稼働率（システムの保守のための停止期間は稼働率の計算に含めない。）		【達成】
	基準値	実績	
	29年度	30年度	目標値
	100%	100%	30年度
			99.9%

参考指標			
指標① 課徴金納付命令の実績<内容・件数>			
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書等の虚偽記載の違反行為に対して、8件の課徴金納付命令を行いました。 		
指標② 開示書類の提出会社数（内国会社）			
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 4,444件（29年度 4,429件） 		
指標③ 有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数			
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 40,039件（29年度 38,928件） 		
指標④ EDINETのアクセス件数			
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 25,035千件／月（29年度 15,817千件／月） 		
指標⑤ EDINETの利用者の利便性向上のための取組の実施状況<内容>			
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> EDINETのオープンAPI（アプリケーション・プログラミング・インターフェース）による開示情報の提供を開始しました（31年3月）。 		
指標⑥ IFRSの任意適用企業数及びその時価総額の割合			
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> IFRS任意適用企業数 213社（29年度末 183社） 全上場企業の時価総額の割合 34.7%（29年度末 30.9%） 		
指標⑦ 国際会計人材ネットワークの登録者数			
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 949名（29年度末 790名） 		
指標⑧ 公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数>			

	30 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査法人に対する処分 1 件 (29 年度 1 件) ・ 公認会計士に対する懲戒処分 3 件 (29 年度 6 件)
指標⑨ 監査法人等に対する検査及び勧告の実施状況<件数>		
	30 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査件数 9 件 (29 年度 11 件) ・ 勧告件数 1 件 (29 年度 1 件)
指標⑩ 公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数		
	30 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査会トップページ 年間件数 1,079,431 件 (29 年度 953,628 件) 月間平均件数 89,953 件 (29 年度 79,469 件) ・ 公認会計士試験関係 年間件数 460,038 件 (29 年度 404,520 件) 月間平均件数 38,337 件 (29 年度 33,710 件)

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	<p>A (目標達成)</p> <p>【判断根拠】 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を踏まえた対応 (測定指標①)、IFRS の任意適用企業の拡大 (測定指標③) 及び監査報告書の透明化に係る所要の内閣府令等の整備 (測定指標⑤) 等、企業等による情報開示の質の向上のための制度・環境整備に取り組みました。</p> <p>また、有価証券報告書レビュー (測定指標②) や「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書の公表 (測定指標④)、IF I A R への積極的な貢献・海外監査監督当局との連携強化 (測定指標④)、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて大手監査法人等が構築・強化した態勢の実効性の検証 (測定指標⑥) 等、適正な情報開示、会計監査の確保のための取組を行いました。</p> <p>E D I N E T の稼働率 (測定指標⑧) については、目標値である 99.9% を確保しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標の目標が全て達成されていることから、「A」としました。</p>
	<p>【必要性】 投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進する観点から、企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組を行うことは、我が国の資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成の実現に貢献すると考えられます。</p>
施策の分析	

	<p>【効率性】 以下のように企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施を効率的に行うべく、関係機関と連携して取組を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 30年度有価証券報告書レビューについて、財務局等と連携し、分析結果を踏まえ、有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について公表しました。 ・ IFRSの任意適用企業の拡大促進等の取組を実施するに当たり、財務会計基準機構等の関係機関と適切に役割分担し取り組みました。 <p>また、適正な会計監査を確保する観点から、金融庁及び審査会は監査法人等に対する監督・検査等を着実に実施しました。</p> <p>【有効性】 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」を踏まえ、内閣府令を改正するとともに、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組を促すため、「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」を取りまとめました。これにより、投資家の適切な投資判断、及び投資家と企業との建設的な対話に資する企業情報の開示の充実のための、有効な取組を進めることができました。</p> <p>また、監査法人等の監査の質の向上を促すため、以下の取組を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査法人のガバナンス・コードを踏まえて大手監査法人等が構築・強化した態勢の実効性を検証しました。 ・ 監査法人等に対する適切な監督、並びに品質管理レビューの審査等に基づく監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施しました。 ・ 会計監査の専門家だけでなく、市場関係者及び一般利用者に対しても、監査法人等の状況等について分かりやすい形で情報提供するため、モニタリングレポートの改訂に取り組みました。 ・ 監査法人等や市場参加者の一層の理解を図るため検査結果事例集の改訂等に取り組みました。
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 引き続き、企業の情報開示、会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組を行う必要があります。</p> <p>【施策】 企業全体の開示レベルの向上のため、上場企業等に対して記述情報の開示の充実に向けた取組について周知活動を行う必要があります。</p> <p>また、会計監査に関する制度・環境整備は一定程度進捗しているものと考えられますが、会計監査に関する情報の提供の充実を含む会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保により、市場機能の発揮の基盤強化を目指します。</p> <p>【測定指標】 ① 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」</p>

	<p>報告（30年6月28日）を踏まえた対応は30年度で終了したことから、測定指標を見直し、企業による情報開示の質の向上を図るため、経営者の考えが適切に反映された経営戦略やリスク情報などの記述情報の充実のための取組を継続的に実施します。</p> <p>② 引き続き、財務局等と連携を図りつつ、外部等からの照会に対する適切な対応、有価証券報告書レビューの実施及び有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に関する課徴金制度の適切な運用並びに無届募集を行う発行者への対応等を通じ、ディスクロージャーの適切性の確保に努めます。</p> <p>③ 企業の財務情報が企業活動を適正に反映したものとなるよう、引き続き、我が国において使用される会計基準の品質向上に向けた取組を進めます。</p> <p>④、⑤ 測定指標を統合し、引き続き、「監査報告書の透明化」について円滑な実施を図るなど、会計監査に関する情報の提供の充実を含む会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保に向けた取組を進めます。</p> <p>また、I F I A R事務局の円滑な運営に必要な支援と、I F I A R関連活動等への積極的な関与・貢献を継続するとともに、海外監査監督当局との緊密な協力・連携を図ります。</p> <p>⑥ 引き続き、適正な会計監査の確保に資するよう、財務情報の信頼性の確保において重要な役割を担う監査法人等の非違事例等に対して厳正な処分を行うなど、適正な監督を実施するとともに、品質管理レビューのより適切な審査及び監査法人等に対するより実効的な検査を実施していきます。</p> <p>⑦ 引き続き、日本公認会計士協会等とも連携しつつ、優秀な会計人材確保に向けた取組を実施していきます。</p> <p>⑧ E D I N E Tの安定運用を確保するため、引き続き99.9%以上の稼働率を目標として取り組んでいきます。</p>
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
① 企業による情報開示の質の向上に向けた取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月）における提言を踏まえ、経営戦略等の記述情報、役員報酬や政策保有株式に関するコーポレートガバナンス情報、会計監査に関する情報等の開示の充実を図る内閣府令の改正を行いました（31年1月公布・施行）。 ・ ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向け、企業が経営目線で、経営方針・経営戦略等、MD&A及びリスク情報を開示する上でのプリンシプルベースのガイダンスを「記述情報の開示に関する原則」として取りまとめ、公表しました（31年3月）。

- ・ 「記述情報の開示に関する原則」に対応した開示例を「記述情報の開示の好事例集」として取りまとめ、公表しました（31年3月）。
- ・ 有価証券報告書と事業報告等の記載内容の共通化や一体化を希望する企業への支援について検討し、一体的開示を行う場合の記載例、スケジュール例等を公表しました（30年12月）。

② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保

- ・ 外部から寄せられる開示制度に関する照会に対し、適正な情報を確保するとともに、法令やガイドライン等の根拠を示すこと等により適切・迅速に回答を行いました。また、有価証券報告書等の受理等に関し、認識の共有化を図るため、財務局等との間で意見交換等を行いました。
- ・ 有価証券報告書レビューとして、①法令改正関係審査（法令改正事項について全ての有価証券報告書等提出会社に対して行う審査）、②重点テーマ審査（会計基準の改正等があった特定の事項に着目し対象企業を抽出して行う審査）、③情報等活用審査（適時開示や金融庁に提供された情報等に関する審査）を行い、審査結果及び有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について、金融庁ウェブサイト等に公表しました（31年3月）。
- ・ 有価証券報告書虚偽記載等の違反行為については、証券取引等監視委員会の勧告を受け、8件の課徴金納付命令の決定を行いました。

【有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金納付命令の実施状況】

（単位：件）

区分	28年度	29年度	30年度
課徴金納付命令件数	7	2	8

（出所）総合政策局総務課審判手続室調

- ・ 無届募集を行う者への対応については、ガイドラインに基づく対応を行いました。具体的には、各財務局等に対しヒアリングを指示するなど、勧誘行為の実態把握に努め、無届募集であることが判明した場合には、有価証券届出書等の提出を慫慂しました。
- ・ 上記の取組により、行政対応の透明性・予測可能性の向上が図られたものと考えています。また、有価証券報告書レビューの実施及び有価証券報告書虚偽記載等に関する課徴金制度の適切な運用並びに無届募集を行う者への対応の結果、有価証券の発行者の財務内容、事業内容の正確かつ適時な開示に資することができました。

③ EDINETの整備

- ・ EDINETについては、システムの安定運用に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修への対応や、開示情報利用者及び開示書類提出者の利便性向上や負担軽減を考慮した開発及び検討等を行いました。

開示情報利用者及び開示書類提出者の利便性向上のため、①「EDINET API」の開発、②新元号対応（EDINETの各種画面、帳票等の和暦

	<p>での入出力を新元号で行うための改修) を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> このような中、E D I N E Tの稼働率は目標値である99.9%を達成したほか、E D I N E Tによる開示書類等の提出会社数(内国会社)、開示書類等の提出件数及びインターネットを通じたE D I N E T情報公開サイトへのアクセス件数は、前年度を上回る件数となりました。 こうした取組により、E D I N E Tによる投資者に対する投資判断に必要な情報提供に資することができたと考えています。
<p>④ 我が国において使用される会計基準の品質向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、以下の取組を推進・実施するとともに、企業会計審議会総会(30年7月開催)において、これらの取組状況について審議を行いました。これらの取組により、我が国において使用される会計基準の品質向上のため、今後も引き続きこうした取組を促進していくことが重要であると考えています。 i) I F R S任意適用企業の拡大促進 <ul style="list-style-type: none"> I F R S任意適用企業数(適用予定企業数を含む)は、30年度末時点で213社(29年度末183社)、全上場企業の時価総額の34.7%(29年度末30.9%)まで増加しました。 I F R S任意適用企業における本邦通貨以外の通貨による表示について、制度上の取扱いを明確にするため、内閣府令を改正しました(31年1月)。 会計教育研修機構が中心となり、I F R Sへの移行を促すためのセミナーを開催しました(31年3月)。 ii) I F R Sに関する国際的な意見発信の強化 <ul style="list-style-type: none"> のれんの会計処理については、我が国の関係者が連携して、企業会計基準委員会において、国際会議の場で意見発信等を行っています。こうした取組を通じ、国際会計基準審議会(I A S B)において、のれんの会計処理の簡素化のための選択肢の一つとして定期償却の再導入の是非を検討することが決定されました(30年7月)。 iii) 日本基準の高品質化 <ul style="list-style-type: none"> 企業会計基準委員会において、「時価の算定に関する会計基準」の公開草案を公表しました(31年1月)。また、「金融商品に関する会計基準」の改正についての意見募集を実施(30年8月~11月)するとともに、「リース取引に関する会計基準」の改正に着手することが決定されました(31年3月)。 iv) 国際的な会計人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> 財務会計基準機構が中心となり、国際会計人材ネットワークの登録者等を対象に、シンポジウム(31年3月)や定例会(30年8月、12月)を開催しました。
<p>⑤ 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 監査法人が適用したガバナンス・コードの実効性について、監査法人に対するヒアリング等を通じて検証しました。 欧州におけるローテーション制度導入の効果等を注視するとともに、我が国において、監査法人、企業、機関投資家等の関係者からのヒアリング等を実施するなど、更なる調査・検討を行いました。 「監査報告書の透明化」の円滑な導入に向け、関係者と連携しつつ、内閣

府令の改正等、改訂監査基準の実施のための制度整備を行いました。

- ・ 31年3月から企業会計審議会監査部会を開催し、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書（31年1月公表）を踏まえた監査報告書の記載事項の見直しなどについて議論を行いました。
- ・ 「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」を開催し、監査人に対してより詳細な情報提供が求められるケースにおける対応の在り方等について検討し、報告書を取りまとめました（31年1月）。
- ・ 30年4月、I F I A Rの第18回オタワ本会合で策定された中期的な戦略に係る議論に代表理事国として積極的に参画するとともに、執行ワーキング・グループ副議長への就任をはじめ、他のワーキング・グループでも個別プロジェクトのリーダーを務めるなど積極的に議論に参加・貢献しました。
- ・ 30年5月、日本I F I A Rネットワーク総会を主催し、I F I A Rにおける議論と国内のステークホルダーに還元しました。
- ・ 31年1月のI F I A R代表理事会東京会合開催の際、事務局をサポートしながら会合準備・運営を行ったほか、事務局の円滑な運営のため、必要な支援を引き続き行いました。

⑥ 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督

- ・ 監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行ったほか、業務改善報告を通じて品質管理態勢の整備・運用状況を確認する等、適切な監督を実施しました。
- ・ 監査法人等の監査品質を向上させるためのトップの姿勢を含む経営層の認識及び具体的な施策への反映について検証しました。また、大手・準大手監査法人等が監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築・強化した態勢について、監査品質の向上のために実効的なものとなっているか検証しました。
- ・ 海外子会社に係るグループ監査の対応状況や、新規受嘱に係る監査実施体制を検証しました。
- ・ I Tを活用した監査やサイバーセキュリティ対策について状況把握を行いました。
- ・ 「監査事務所等モニタリング基本方針（審査・検査基本方針）—より実効性のある監査の実施のために—」（28年5月13日）、「平成30事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（30年7月31日）に基づき、日本公認会計士協会が行う品質管理レビューの結果を審査し、その審査結果を踏まえ、報告徴収の実施、及び必要かつ適当であると認められた監査法人に対して検査を実施しました。
- ・ 検査を実施した結果、業務運営が著しく不当と認められた監査法人について金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告を行いました。
- ・ 市場関係者だけでなく広く社会一般を視野に入れ、より幅広い層に会計監査の理解が深まるよう、審査会における最新のモニタリング結果や監査法人等の状況等に関する情報を「平成30年版モニタリングレポート」として取りまとめ、公表しました。
- ・ 審査会と日本公認会計士協会との間で実務者レベルでの検討会や品質管理レビューの実効性向上策についての意見交換等を実施するなど、実効的な連

	携を図りました。
⑦ 優秀な会計人材確保に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の会計・監査を担う優秀な人材の確保に向け、全国の高校生や大学生等に対し、公認会計士の資格・職業の魅力に係る講演を行うなど、一層の広報活動の充実に取り組みました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状 況 (百万円)	当初予算	908	747	690	697
		補正予算	407	▲28	176	—
		繰越等	1,771	315		
		合 計	3,086	1,034		
執行額 (百万円)		2,921	837			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（令和元年6月13日）
-----------------	--------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告 ―資本市場における好循環の実現に向けて―」（金融庁 30年6月28日公表） 「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 31年1月31日公表） 「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」の公表について（金融庁 31年3月19日公表） 「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」の公表について（金融庁 30年12月28日公表） <p>【測定指標③】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 31年1月31日公表） ワンストップ特別セミナー「IFRSの実務、移行経験の共有2019」（会計教育研修機構 31年3月27日開催） アジェンダ・ペーパー18（のれんと減損）（国際会計基準審議会 30年7月18日開催） 企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準（案）」等の公表（企業会計基準委員会 31年1月18日公表） 「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」の公表（企業会計基準委員会 30年8月30日公表） 第405回企業会計基準委員会（企業会計基準委員会 31年3月22日） 「国際会計人材ネットワーク」の登録リスト（財務会計基準機構 31年2月1日現在） 国際会計人材ネットワークシンポジウム（財務会計基準機構 31年
---------------------------	---

3月14日開催)

- ・国際会計人材ネットワーク定例会（財務会計基準機構 30年8月24日、12月17日開催）

【測定指標④】

- ・「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書（会計監査に関する情報提供の充実について一通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として）（金融庁 31年1月22日公表）
- ・2018 IFIAR Plenary Meeting Stakeholder Announcement（IFIAR 30年4月24日公表）（<https://www.ifiar.org/?wpdmdl=8234>）
- ・「日本 IFIAR ネットワーク第2回総会議事次第」（金融庁 30年6月5日公表）
- ・Report on 2018 Survey of Enforcement Regimes（IFIAR 30年12月14日公表）
（<https://www.ifiar.org/download/press-release-ifiar-2018-report-on-survey-of-enforcement-regimes/?wpdmdl=9070&ind=1544773183097&#zoom=100>）

【測定指標⑤】

- ・「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」等に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 30年11月30日公表）
- ・企業会計審議会「監査部会」
（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/top_gijiroku.html#kansa）

【測定指標⑥】

- ・「公認会計士・監査審査会の活動状況」（公認会計士・監査審査会 令和元年5月7日公表）
- ・「監査事務所検査結果事例集の公表について」（公認会計士・監査審査会 30年7月31日公表）
- ・「平成30年版モニタリングレポートの公表について」（公認会計士・監査審査会 30年7月31日公表）
- ・「監査事務所等モニタリング基本方針（審査・検査基本方針）－より実効性のある監査の実施のために－」（公認会計士・監査審査会 28年5月13日公表）
- ・「平成30事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（公認会計士・監査審査会 30年7月31日公表）
- ・「『公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上～大規模監査法人を中心に～』の公表について」（公認会計士・監査審査会 28年3月24日公表）
- ・「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」（金融庁、公認会計士・監査審査会 21年9月14日公表）
- ・「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本方針」（公認会計士・監査審査会 22年1月14日公表）

	<p>【測定指標⑦】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成 30 年公認会計士試験の合格発表について」（公認会計士・監査審査会 30 年 11 月 16 日公表） ・「平成 30 年の講演会等」、「平成 31 年の講演会等」（公認会計士・監査審査会） <p>(https://www.fsa.go.jp/cpaob/sonota/kouen.html)</p>
<p>担当部局名</p>	<p>企画市場局 企業開示課 総合政策局 IFIAR戦略企画室、総務課審判手続室 公認会計士・監査審査会</p>
<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和元年 6 月</p>

平成 30 年度 実績評価書

金融庁 30(施策Ⅲ-3)

施策名	市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
施策の概要	市場機能の強化、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築、市場の公正性・透明性の確保のための制度・環境整備として、資金調達にかかる利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う。
達成すべき目標	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること
目標設定の 考え方・根拠	<p>市場機能の強化に向けて、決済期間の短縮化等にかかる市場関係者の取組の支援、総合取引所の早期実現に向けた関係者への働きかけ等を行う。</p> <p>信頼性の高い市場インフラの構築に向けて、清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す。</p> <p>「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（平成 27 年 8 月 7 日設置）等における議論・検討を通じて、コーポレートガバナンス改革の更なる深化を図っていく。</p> <p>資本市場の活性化や安定的な資産形成の実現に向けて、資産運用業の高度化を目指す。</p> <p>加えて「未来投資戦略 2018」（30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、金融業の拠点開設サポートデスク(Financial Market Entry Consultation Desk)において、引き続き、東京都とも連携しつつ、海外金融事業者の日本拠点の開設を促進していくなど、グローバルな金融機関の集積による市場活性化を促進する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「未来投資戦略 2018」（30 年 6 月 15 日 閣議決定） ・「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成 30 事務年度）」（30 年 9 月 26 日） ・金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告（28 年 12 月 22 日） ・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 ・『責任ある機関投資家』の諸原則<<日本版スチュワードシップ・コード>>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」（29 年 5 月 29 日改訂） ・「コーポレートガバナンス・コード」（30 年 6 月 1 日改訂） ・「投資家と企業の対話ガイドライン」（30 年 6 月 1 日） ・「店頭 FX 業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」報告（30 年 6 月 13 日）

測定指標	
指標① [主要] コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組の状況 【達成】	
30年度目標	「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、投資家及び企業の取組の状況を検証し、結果を公表する
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を30年11月から31年4月にかけて計4回開催し、政策保有株式の縮減、取締役会の多様性、個別議決権行使結果の公表の状況など、両コードの改訂等を踏まえた投資家と企業の取組について検証を行いました。 会議における外部有識者の議論を踏まえ、次回スチュワードシップ・コード改訂などを見据えた当面の課題について、検討の方向性を示す意見書（「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性」）を31年4月に公表しました。 同意見書は、投資家と企業の建設的な対話の実効性向上に向け、運用機関や企業年金等のアセットオーナー、議決権行使助言会社をはじめとするサービスプロバイダーにおけるスチュワードシップ活動の充実が重要であるとの方向性を示しているほか、コーポレートガバナンスの残された課題として、監査の信頼性確保やグループガバナンスに関する論点を指摘しています。
指標② [主要] 資産運用業の高度化に向けた取組の状況 【達成】	
30年度目標	資産運用業の高度化に向けた環境整備を図る観点から総合的な検討・取組を進めるとともに、投資運用業者の高度な業務運営態勢の確立に向けて取り組む
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 業務運営インフラの高度化や新規参入の円滑化等、資産運用業の活性化・高度化に向けた課題について、検討・取組を進めました。 大手投資運用業者に対するモニタリングを通じて、運用の高度化に向けた課題への取組状況について検証を行い、金融グループ内の資産運用ビジネスの位置付け等の観点から対話を進めました。
指標③ [主要] 「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談への対応状況 【達成】	
30年度目標	「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融業の拠点開設サポートデスクにおいて、日本への拠点開設を検討する海外資産運用業者等から、日本拠点開設に係る金融法令の手続き等に関する相談を30年度は60件受け付け、東京都の相談窓口やプロモーション活動等と連携・協力しつつ、的確に対応し、新たに10社の業登録が完了しました。
指標④ 市場機能強化に向けての施策の推進状況 【達成】	
30年度目標	決済期間短縮化、総合取引所の早期実現等の諸施策について関係者への働きかけ、取組の支援等を行う

30 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債（機関投資家向け）の決済期間短縮化（T + 1 化）については、30 年 5 月 1 日より T + 1 へ移行され、「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」の取組状況を金融庁ウェブサイトにおいて公表しました（30 年 6 月）。 ・ 株式等（上場株式、上場 E T F、上場 R E I T 等）の決済期間短縮化（T + 2 化）については、日証協のワーキング・グループにおける検討の結果、令和元年 7 月 16 日を実施予定日とすることを公表しました（30 年 10 月）。 ・ 国債（リテール向け）・一般債の決済期間短縮化（T + 2 化）については、日証協のワーキング・グループにおける検討の結果、令和 2 年 7 月 13 日を実施予定日とすることを公表しました（31 年 3 月）。 ・ 総合取引所の実現については、規制改革推進会議の「規制改革推進に関する第 4 次答申」（30 年 11 月公表）において、令和 2 年度頃の可能な限り早期に実現できるよう、30 年度末を目途に目指すべき方向性について結論を得るべく、金融庁、経済産業省等において、関係者との協議を行う旨が盛り込まれました。これを受け協議・検討を進め、日本取引所グループと東京商品取引所は統合に向けた基本合意を結びました（31 年 3 月）。 ・ E T F 市場の流動性向上を図るため、金融商品取引清算機関及び関係業界間の議論を促しました。これを受けて、日本証券クリアリング機構において E T F 設定・交換の決済に係る制度要綱案が取りまとめられました。 	
指標⑤	清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組の状況	【達成】
30 年度目標	清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す	
30 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引業者等から報告を受けている店頭デリバティブ取引情報及び増減要因分析を公表しました（31 年 3 月）。 ・ 「店頭 F X 業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」の報告を踏まえ、店頭 F X 業者に対して、決済リスク管理の強化に向けた体制の整備や、その体制に基づく適切な業務運営の確保等を求めるため、 <ul style="list-style-type: none"> ・ ストレステストの実施及び情報開示に係る規制については、金融商品取引業等に関する内閣府令等の所要の改正（31 年 3 月公布、4 月施行） ・ 取引データの保存・報告制度に係る規制については、金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正に係るパブリックコメントの募集（31 年 3 月） をそれぞれ実施しました。 ・ 国際慣行である担保権の設定による証拠金授受について円滑な清算を可能とする規定の整備を内容とした「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」の改正を含む「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（31 年 3 月）。 	

指標⑥ 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組の状況		【達成】
30年度目標	全銀協TIBOR改革が定着し、全銀協TIBOR運営機関による指標算出業務が適正に実施されているかを引き続き確認していくなど、TIBORの信頼性・透明性が維持・向上されるよう取り組んでいく	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 全銀協TIBOR運営機関による指標算出業務の状況（全銀協TIBOR改革以後のレートの状況を含む）や日本円TIBORとユーロ円TIBORの統合等に係る第1回市中協議の状況について、適切にフォローアップを実施しました。 	

参考指標		
指標① 独立社外取締役を2名以上選任する企業数（東京証券取引所市場 第一部）		
30年度実績	・91.3% （29年 88.0%）	
指標② スチュワードシップ・コードを受け入れる機関数及び、そのうち 個別の議決権行使結果の公表を行う機関数		
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> スチュワードシップ・コードを受け入れる機関 239 機関 （29年 219 機関） 個別の議決権行使結果の公表を行う機関 109 機関 （29年 76 機関） 	

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成）
	<p>【判断根拠】 投資家と企業の建設的な対話の実効性向上に向け、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における議論を踏まえ、次回スチュワードシップ・コード改訂などを見据えた当面の課題について、検討の方向性を示す意見書（「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性」）を公表しました（測定指標①）。</p> <p>資産運用業の高度化に向けた環境整備を図る観点から総合的な検討・取組を進めるとともに、大手投資運用業者に対して、高度な業務運営態勢の確立に向けた課題等の検証・対話を進めました（測定指標②）。</p> <p>金融業の拠点開設サポートデスクで受け付けた相談に適切に対応しました（測定指標③）。</p> <p>市場機能の強化に向けて、国債及び株式等の証券決済期間短縮化について、関係者と連携し、取組の支援を実施しました（測定指標④）。</p> <p>日本取引所グループと東京商品取引所が統合に向けた基本合意を締結したことより、今後、総合取引所の実現に向けた検討がより具体的に進展することとなりました（測定指標④）。</p> <p>市場インフラの安定性確保等に向けて、各種法令の改正</p>

	<p>作業を行うとともに、店頭デリバティブ取引情報及び増減要因分析の公表を行いました（測定指標⑤）。</p> <p>全銀協T I B O R運営機関による指標算出業務の状況や日本円T I B O Rとユーロ円T I B O Rの統合等に係る市中協議の状況について適切にフォローアップを実施しました（測定指標⑥）。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>【必要性】 市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されるためには、資金調達に係る利便性の向上等の環境整備を行う必要があります。</p> <p>【効率性及び有効性】 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における議論を通じ、取組を行ったことにより、コーポレートガバナンスの実効性の向上の促進に向け、効率的・効果的に取組を進めることができました（測定指標①）。</p> <p>金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の改正については、国際慣行である担保権の設定による証拠金授受について円滑な清算が可能となることにより、金融機関が行う店頭デリバティブ取引における決済の安定性を確保し、金融の機能に対する内外の市場参加者からの信頼向上を図ることができる等、施策としての有効性が認められます（測定指標⑤）。</p> <p>全銀協T I B O R運営機関による指標算出業務の状況や日本円T I B O Rとユーロ円T I B O Rの統合等に係る市中協議の状況についてフォローアップを実施することで、着実な取組を効率的・効果的に促すことができました（測定指標⑥）。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 上場企業全体のコーポレートガバナンスの更なる実効性向上に向けた取組を行う必要があります（測定指標①）。</p> <p>投資運用業者における、運用の高度化に向けた各社の戦略や課題への取組状況に注視し、対話を継続していく必要があります（測定指標②）。</p> <p>証券決済については、決済期間の短縮化に向け、引き続き関係者と連携し、取組を支援していく必要があります。また、総合取引所の実現に向けて、詳細な制度設計を進めていく必要があります（測定指標④）。</p> <p>店頭F X業者に対して、決済リスク管理の強化に向けた体制の整備や、その体制に基づく適切な業務運営の確保等を求めるため、ストレステストの内容を定める金融商品取引業協会の規則について、告示指定する等の所要の制度整備を進めていきます（測定指標⑤）。</p>

	<p>【 施 策 】 上記の課題等を踏まえ、市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備に向けて、引き続き、測定指標①から⑥までに係る取組を進めていきます。</p> <p>【測定指標】</p> <p>① 改革には一定の進捗が見られると考えていますが、引き続き、実効的なコーポレートガバナンスを実現するための取組を行っていく必要があります。</p> <p>② 引き続き、資産運用業の高度化に向けた環境整備を図る観点から投資運用業者の取組状況のモニタリングを進めていきます。</p> <p>③ 引き続き、金融業の拠点開設サポートデスクへの相談について、内容・ニーズに応じた的確に対応していきます。</p> <p>④ 決済期間の短縮化に係る市場関係者の取組について、引き続き支援を行っていきます。</p> <p>⑤ 引き続き、清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促します。</p> <p>⑥ 今後も、T I B O Rの信頼性・透明性が維持・向上されるよう、全銀協T I B O R運営機関による指標算出業務や日本円T I B O Rとユーロ円T I B O Rの統合等に向けた取組が適正に実施されているか、引き続き、注視していきます。</p>
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を30年11月から31年4月にかけて計4回開催し、政策保有株式の縮減、取締役会の多様性、個別議決権行使結果の公表の状況など、両コードの改訂等を踏まえた投資家と企業の取組について検証を行いました。 ・ 会議における外部有識者の議論を踏まえ、次回スチュワードシップ・コード改訂などを見据えた当面の課題について、検討の方向性を示す意見書（「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性」）を31年4月に公表し、国内外へ情報発信を行いました。 ・ 同意見書は、投資家と企業の建設的な対話の実効性向上に向け、運用機関や企業年金等のアセットオーナー、議決権行使助言会社をはじめとするサービスプロバイダーにおけるスチュワードシップ活動の充実が重要であるとの方向性を示しているほか、コーポレートガバナンスの残された課題として、監査の信頼性確保やグループガバナンスに関する論点を指摘しています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ また、会議の議論の内容等を、海外に向けて、適時かつ効果的に情報発信しました。 ・ 改訂後のスチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コード等の普及・定着に向けた取組を含め、今後も引き続きコーポレートガバナンス改革を更に推進し、中長期的な企業価値の向上に向けた取組を行っていくことが重要であると考えています。
② 資産運用業の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務運営インフラの高度化、新規参入の円滑化等、資産運用業の活性化・高度化に向けた課題について、投資信託協会や投資運用業者・信託銀行等の関係者等との対話等を通じて検討を実施しました。 ・ 大手投資運用業者に対して、運用力向上に向けた取組や課題についてモニタリングを実施しました。それを踏まえ、運用の高度化に向けた課題と考えられるグローバル運用体制の強化、運用専門人材の発掘・育成・確保、インフラ・プラットフォームの革新等について、グループ内の資産運用ビジネスの位置付け、運用の高度化を支える経営体制の観点から対話を進めました。
③ 東京国際金融センターの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「未来投資戦略 2018」(30年6月15日閣議決定)を踏まえ、海外で実績のある資産運用業者等による日本進出の更なる円滑化に向け、金融業の拠点開設サポートデスク(Financial Market Entry Consultation Desk)を活用し、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」を実現しました。その際、東京都の相談窓口やプロモーション活動等と連携・協力し、一体的に取組を進めました。
④ 市場の機能強化に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債(機関投資家向け)の決済期間短縮化(T+1化)については、実施が完了(30年5月)しましたが、引き続き、我が国証券決済の安定性確保の観点から、株式等の決済期間の短縮化(T+2化)や国債(リテール向け)・一般債の決済期間短縮化(T+2化)に係る市場関係者の取組を支援していく必要があると考えています。 ・ 取引所の国際競争力の強化、デリバティブ取引市場の拡大、投資家の利便性の向上のため、総合取引所の早期実現に向けて金融庁・経産省・日本取引所グループ・東京商品取引所等との間で協議を行いました。また、日本取引所グループと東京商品取引所との間で、経営統合に関し、主に以下のことを内容とする基本合意書が締結されました(31年3月)。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京商品取引所を日本取引所グループの子会社に位置付ける。 ・ 東京商品取引所に上場している商品のほとんどを大阪取引所に移管。 ・ 清算機関は、日本取引所グループ傘下の日本証券クリアリング機構に統合。 <p>これにより、今後、総合取引所の実現に向けた検討がより具体的に進展することとなります。</p> ・ 市場関係者からのヒアリング等により社債市場の現状把握を行い、構造的な問題点等を整理しました。引き続き、厚みのある市場の形成・発展に向けた検討を進めていく必要があると考えています。

	<ul style="list-style-type: none"> ETF市場の流動性向上を図るため、金融商品取引清算機関及び関係業界においてETF設定・交換の決済に係る清算制度要綱案が取りまとめられました。引き続き、清算の取扱い開始に向けた関係者の取組を促していく必要があると考えています。 関係省庁・業界団体等と連携し、ヘルスケア事業者向けの説明会を実施するなど、ヘルスケアリートの普及・啓発に取り組みました。
⑤ 市場の安定性等確保に向けた監督の実施等	<ul style="list-style-type: none"> 店頭デリバティブ取引に係る平時のモニタリングを強化し、危機時における迅速・適切な対応を可能にするとともに、当局が情報を公表することで市場の透明性を高め、市場参加者に適切な行動を促していくため、店頭デリバティブ取引情報等の公表を行いました。 「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」の報告を踏まえ、店頭FX業者に対して、決済リスク管理の強化に向けた体制の整備や、その体制に基づく適切な業務運営の確保等を求めるため、金融商品取引業等に関する内閣府令等の所要の改正を行いました（31年3月）。これにより、店頭FX業者に、①ストレステストの実施及び②情報開示が義務付けられます（①は令和2年1月、②は令和元年9月から適用）。 重要な市場インフラである決済・清算制度について、安定性確保等の観点から十分なものとなるよう制度の見直しを行い、「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」の改正を含む「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（31年3月）。これにより国際慣行である担保権の設定による証拠金授受について円滑な清算が可能となります。
⑥ 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> TIBORについては、全銀協TIBOR運営機関が29年7月に全銀協TIBOR改革を実施したところ、同機関による指標算出業務の状況（同改革以後のレートの状況を含む）や日本円TIBORとユーロ円TIBORの統合等に係る第1回市中協議（30年10月～31年1月）の状況について、適切にフォローアップを実施しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	117	104	193	104
		補正予算	▲5	▲3	▲7	—
		繰越等	4	—		
		合計	116	101		
執行額(百万円)		81	69			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（令和元年6月13日）
-----------------	--------------------------

政策評価を行う過程	【測定指標④】
-----------	---------

<p>において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について（金融庁 30年6月29日公表） ・「未来投資戦略2018」（30年6月15日閣議決定） ・「規制改革推進に関する第4次答申」（規制改革推進会議 30年11月19日公表） <p>【測定指標⑤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」 https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html ・「店頭デリバティブ取引情報の公表について（平成30年3月末）」（金融庁 31年3月26日公表） ・「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」報告書（30年6月13日公表） ・「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について（金融庁 30年12月25日公表） ・「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について（金融庁 31年3月14日公表） ・金融商品取引業等に関する内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 31年3月25日公表） <p>【測定指標⑥】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全銀協TIBOR改革の実施について（全銀協TIBOR運営機関 29年7月24日公表） ・【第1回市中協議】日本円TIBORとユーロ円TIBORの統合等に係る方向性について（全銀協TIBOR運営機関 30年10月2日公表） ・「【第1回市中協議】日本円TIBORとユーロ円TIBORの統合等に係る方向性について」の意見受付期間の延長について（全銀協TIBOR運営機関 30年12月13日公表） ・全銀協TIBORの運営態勢の定期的な見直し結果について（全銀協TIBOR運営機関 31年3月7日公表）
-------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>企画市場局 市場課、企業開示課 総合政策局 総合政策課 監督局 銀行第一課、証券課 証券取引等監視委員会事務局</p>
--------------	--

<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和元年6月</p>
-----------------	---------------

平成 30 年度 実績評価書

金融庁 30(横断的施策－1)

施策名	I T 技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応
施策の概要	I T 技術の進展等に伴うデジタルイゼーションの加速化が将来の金融業に与える影響やその対応について、引き続き国内外の有識者や関係者の知見を取り入れつつ検討を進めるとともに、具体的な取組を進める。
達成すべき目標	<p style="text-align: center;">デジタルイゼーションの進展等の環境変化の中で、金融システムの安定、利用者保護を確保しつつ、イノベーションが促進しやすい環境を整備しつつ、利用者利便の向上を図ること。</p>
目標設定の考え方・根拠	<p>デジタルイゼーションの動きが加速的に進展していく中、I T を活かして決済等の金融サービスを切り出し（アンバンドリング）、e コマース等の業務と部分的に組み合わせる（リバンドリング）など、フィンテック企業に代表される新しいプレイヤーが、金融分野に進出してきている。また、情報の蓄積・分析が量・質ともに飛躍的に増加・向上し、情報の利活用が進展してきており、ビジネスが革新的に変わる可能性が出てきている。</p> <p>このようにデジタルイゼーションが加速的に進展する中、新しいプレイヤーによるイノベーションが進展しやすい環境を整備していくとともに、既存の金融機関も、新しいプレイヤーとの協働・連携や競争を通じて、ビジネスモデルを変革し、利用者利便を向上していくことが重要である。</p> <p>以上を踏まえ、以下の 11 の施策に取り組んでいく。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 情報の蓄積と利活用 ② 顧客のプライバシー、匿名性や顧客情報の信頼性その他の顧客保護 ③ デジタルイゼーションに対応する情報・金融リテラシー（施策Ⅱ－1⑤参照） ④ 金融・非金融の情報の伝達を可能とする金融インフラのデジタル化 ⑤ 金融行政のデジタル化（横断的施策－3⑤、施策Ⅲ－2③、施策Ⅰ－1②参照） ⑥ 様々なサンドボックス等によるイノベーションに向けたチャレンジの促進 ⑦ オープン・アーキテクチャによるイノベーションの推進 ⑧ 国際的なネットワーク ⑨ デジタルイゼーションの基盤となるブロックチェーン、A I、ビッグデータ技術等の推進 ⑩ サイバーセキュリティその他金融システム上の課題等への対応 ⑪ これらの課題を実現するための機能別・横断的法制 <p>【根拠】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定） ・金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告－決済高度化に向けた戦略的取組み－」（27 年 12 月 22 日）・金融審議会「金融制度ワーキング・グループ報告－オープン・イノベーションに向けた制度整備について－」（28 年 12 月 27 日） ・金融審議会「金融制度スタディ・グループ中間整理－機能別・横断的な金融規制体系に向けて－」（30 年 6 月 19 日） ・「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成 30 事務年度）」（30 年 9 月 26 日）等
--	---

測定指標		
指標①	[主要] IT 技術の進展等に対応した制度面での対応についての検討状況	【達成】
29 事務年度～目標	金融審議会において審議	
30 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融審議会「金融制度スタディ・グループ」を 30 年 9 月に再開し、(1) 情報の適切な利活用、(2) 決済の横断法制、(3) プラットフォーマーへの対応、(4) 銀行・銀行グループに対する規制の見直しを当面の検討事項として議論を行っています。 ・ このうち (1) (4) に関し、「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」を公表しました (31 年 1 月 16 日)。 ・ 上記の報告を踏まえ、情報・データの利活用の社会的な進展を踏まえた金融機関の業務範囲規制の改正を盛り込んだ「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会へ提出しました (31 年 3 月)。 ・ また、(2) (3) に関し、「「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告〈基本的な考え方〉」を取りまとめました (令和元年 7 月)。 	
指標②	XML 電文に対応した新システムを利用する金融機関数	【達成】
30 年度目標	XML 電文への全面的移行に向けて、着実に取り組む	
30 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全銀 EDI システムが、30 年 12 月 25 日に稼働しました。 ・ XML 電文に対応した新システム（全銀 EDI システム）を利用している金融機関数：邦銀 91 行 (31 年 3 月末時点) ・ 全銀協、商工会議所、関係省庁等とも連携しながら、企業向けの説明会を実施し、パンフレット等を活用した周知活動を行いました。 ・ 金融 EDI と商流 EDI の連携に向け中小企業庁が実施する実証事業に、金融当局として協力しました。 	
指標③	[主要] オープン API を導入した金融機関数	【達成】
32 年度目標	80 行	

	30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> オープンAPIを導入した金融機関数：95行（31年3月末時点） ※ 各金融機関が公表した「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」によれば、31年3月末時点で、全邦銀（除く外国銀行支店）138行中130行がオープンAPIの導入を表明しており、そのうち95行が既にオープンAPIを導入しており、令和2年度までの目標は達成されました。さらに多くの銀行がオープンAPIを導入することを推進するとともに、銀行と電子決済等代行業者との連携・協働による利便性の高いサービスが提供されるようフォローしていくこととします。
指標④ [主要] FinTech サポートデスク・FinTech 実証実験ハブで受け付けた相談への対応状況		【達成】
	30年度目標	FinTech サポートデスクで受け付けた相談及び FinTech 実証実験ハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的確に対応
	30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> FinTech サポートデスクにおいて、フィンテック企業等からの相談に一元的に対応し、事業実施の支援を行うとともに、フィンテックに関するビジネス動向や事業者のニーズを把握し、金融関係の制度面の検討にも活用しました。 FinTech 実証実験ハブにおいては、フィンテック企業や金融機関等が前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、新たに3件の実証実験の支援を決定し、個々の実験毎に庁内に担当チームを組成して継続的な支援を行ったほか、実証実験が終了した4件の実験結果を公表しました。
指標⑤ FinTech Innovation Hub によるヒアリング実施件数		【達成】
	30年度目標	100社
	30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> FinTech Innovation Hub によるヒアリング実施件数：102社（31年3月末時点） フィンテックについての最新トレンド・状況を把握し、今後の金融行政にも役立てていく観点から、30年7月に「FinTech Innovation Hub」を設置し、フィンテック企業を中心に、金融機関、ITベンダーなど様々な関係者を訪問し、最新の取組等について意見交換を実施しました。
指標⑥ 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数		【達成】
	30年度目標	80社
	30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 30年10月に、金融業界全体のサイバーセキュリティの底上げを図ることを目的として、3回目の金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall III）を実施し、金融機関105社が参加しました。
指標⑦ 情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況		【達成】
	30年度目標	金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施
	30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上のため、インシデント情報や脆弱性

	情報等の情報提供を行いました。また、N I S Cから発信されたものに限らず、金融庁独自で発信すべき情報について積極的に発信しました。
指標⑧ オンラインで完結する本人確認方法に係る制度の検討状況	【達成】
30年度目標	犯罪収益移転防止法施行規則改正
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> オンラインで完結する新たな本人確認方法の追加を警察庁に要請した結果、30年11月、本人の顔の画像等を活用したオンラインで完結する本人確認方法を追加等する内容の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が公布・施行されました（一部は令和2年4月施行）。

参考指標	
指標① FinTech サポートデスクの受付状況	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> FinTech サポートデスクでは、30年度に287件の相談を受け付け、内容・ニーズに応じた的確に対応しています。
指標② FinTech 実証実験ハブの支援実施状況	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> FinTech 実証実験ハブでは、30年度に17件の相談を受け付け、3件の支援決定及び4件の実験結果を公表し、内容・ニーズに応じた的確に対応しています。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成）
	<p>【判断根拠】 I T技術の進展等の環境変化に対応していくため、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」において、検討を進めており、議論が収束したものから取りまとめる観点から、31年1月に「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」を公表し、31年3月に関連法案を国会へ提出しました。また、令和元年7月に「「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告〈基本的な考え方〉」を取りまとめました（測定指標①）。</p> <p>また、全銀協や関係省庁等と連携して、XML電文への全面的移行に向けた取組（測定指標②）や、オープンAPI導入に向けた取組（測定指標③）を進めました（なお、オープンAPIを導入した金融機関数（測定指標③）については、31年3月末時点で目標は達成されました）。</p> <p>イノベーションを促進するため、FinTech サポートデスクやFinTech 実証実験ハブで受け付けた相談への適切な対応（測定指標④）、FinTech Innovation Hub のヒアリングによる最新トレンド・状況の把握（測定指標⑤）を行いました。</p> <p>金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施など、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための</p>

	<p>取組を行いました（測定指標⑥、⑦）。</p> <p>「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が公布・施行され、オンラインで完結する本人確認方法が追加されました（測定指標⑧）。</p> <p>以上のとおり、30年度に設定した全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>【必要性】 デジタイゼーションの進展等の環境変化の中で、金融システムの安定、利用者保護を確保しつつ、イノベーションが促進しやすい環境を整備し、利用者利便の向上を図るためには、所要の対応について取組を進める必要があります。</p> <p>【効率性】 金融を取り巻く環境の変化に伴う所要の対応について、施策横断的に現状・課題の分析を行うことにより、効率的に取組を進めることができたと考えています。</p> <p>【有効性】 デジタイゼーションの進展等が進む中で、利用者保護に留意しつつ、所要の対応について検討・実施していくことは、金融サービスの利用者が多様で利便性の高いサービスを享受できる事業環境の整備に有効であると考えています。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 イノベーションと利用者保護のバランスを確保しつつ、デジタイゼーションの進展等に伴う金融を取り巻く環境の変化に適切に対応していく必要があり、そのための所要の対応について取組を進めていく必要があります。</p> <p>【施策】 上記の課題等を踏まえ、デジタイゼーションの進展等の環境変化に適切に対応していく観点から、引き続き⑧以外の測定指標に係る取組を進めていきます。</p> <p>【測定指標】</p> <p>① デジタイゼーションの進展等に伴う、金融を取り巻く環境の変化に対応するため、引き続き制度面の課題等について所要の検討を行います。</p> <p>② 企業の財務・決済プロセス全体のシームレスなIT化を通じた利用者利便や生産性向上の実現を目指し、引き続き関係者と連携した取組を行います。</p> <p>③ さらに多くの金融機関がオープンAPIを導入することを推進するとともに、金融機関と電子決済等代行業者との連携・協働による利便性の高い金融サービスが提供されるようフォローしていくなど必要な環境整備に取り組みます。</p> <p>④ FinTech サポートデスクで受け付けた相談及びFinTech 実証実験ハブでの支援を決定した案件について、引き続き内容・ニーズに応じて的確に対応していきます。</p> <p>⑤ FinTech Innovation Hub のように、イノベーション</p>

	<p>の促進の観点から、今後も当局としてフィンテックに関する最新の動向を把握し、その機能を活用する取組を進めていきます。</p> <p>⑥ 今後も金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習を実施し、金融業界全体のサイバーセキュリティの底上げを図っていきます。</p> <p>⑦ NISCと連携して情報セキュリティに関する情報提供を適切に行います。また、金融庁独自で発信すべき情報があれば、積極的に情報提供を行っていきます。</p> <p>⑧ 30年11月、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が公布・施行され、オンラインで完結する新たな本人確認方法が追加されたことから、測定指標を削除します。</p>
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
----------------	--

① デジタライゼーションの加速的な進展への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ フィンテック等の技術革新の動向や、情報の利活用を含む新たな金融サービスのトレンドの方向性も視野に入れつつ、金融規制体系をより機能別・横断的なものにしていくことについて、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」で検討を行っています。議論が収束したものから取りまとめる観点から、31年1月に「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」を公表し、31年3月関連法案を国会へ提出しました。また、令和元年7月に「「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告〈基本的な考え方〉」を取りまとめました。 ・ 利用者の利便性向上や企業の生産性向上等を実現するため、XML電文への移行や、手形・小切手機能の電子化、税・公金収納・支払の効率化、貿易金融におけるブロックチェーン技術の活用等の課題に官民連携して対応しました。また、技術革新や金融サービスを巡る環境変化等を踏まえ、これまでの取組のレビューを通じて課題を整理し、更なる決済高度化に向けた検討を行いました。 ・ 金融機関におけるオープンAPI導入の着実な実現を図りつつ、オープンAPIを活用した多様で利便性の高いサービスが提供されるよう、金融機関とフィンテック企業の連携を推進しました。さらに多くの金融機関がオープンAPIを導入することを推進するとともに、金融機関と電子決済等代行業者との連携・協働による利便性の高いサービスが提供されるようフォローしていくこととします。 ・ FinTechサポートデスクにおいて、フィンテックに関する民間事業者の相談等に一元的に対応するのに加えて、FinTech実証実験ハブにおいて、フィンテック企業や金融機関等が前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、実証実験ごとに、庁内に担当チームを組成して継続的な支援を行いました。 ・ 「フィンテック・サミット」を、昨年を引き続き、より充実した内容で開催したとともに、ブロックチェーン技術の活用可能性や課題等にかかる
-------------------------	---

国際的な共同研究についても継続し、「ブロックチェーン・ラウンドテーブル」において研究成果の共有・議論を行いました。

- ・ フィンテック企業に対する積極的な個別ヒアリングを行うため、30年7月に「FinTech Innovation Hub」を立ち上げ、「100社ヒアリング」を計102の企業・団体に実施し（31年3月末時点）、情報収集機能を強化しました。また、それを踏まえ、フィンテック企業や金融機関によるイノベーション促進に向けて金融庁が果たすべき役割についても検討を行い、必要な取組を進めました。
- ・ 有識者やいくつかの金融機関と意見交換を行い、「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」（案）に係るパブリックコメントの募集を行いました（31年3月）。また、システム統合・更改を計画している金融機関に対して、気付きを促すことで自主的な改善対応を支援することに力点を置きながら、オン・オフのモニタリングを実施しました。
- ・ 犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、本人の顔の画像等を活用したオンラインで完結する本人確認方法が追加されました（30年11月30日）。
- ・ 昨今のデジタル化の加速的な進展が金融システムに与える影響やその対応策等について把握・分析等を行いました。
- ・ 「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」に基づき、金融機関のインシデント対応能力向上を目的として、3回目の金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall III）を実施し、新たにFX業者、暗号資産交換業者を含む金融機関105社が参加しました。また、同方針に基づき、大手金融機関に対しては、サイバーセキュリティ対策のより一層の高度化に向けた対話に取り組み、中小金融機関に対しては、基礎的な態勢整備の底上げを図るため、引き続き実態把握を行いました。
- ・ 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上のため、インシデント情報や脆弱性情報等の情報提供を行いました。また、NISCから発信されたものに限らず、金融庁独自で発信すべき情報について積極的に発信しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	44	65	134	154
		補正予算	▲10	—	—	—
		繰越等	▲3	▲2		
		合計	31	63		
執行額(百万円)		26	39			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（令和元年6月13日）
-----------------	--------------------------

政策評価を行う過程において使用した	【測定指標①】 ・金融審議会「金融制度スタディ・グループ」（平成30事務年度）
-------------------	--

資料その他の情報	<p>(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/base_gijiroku.html#seido_sg30)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融審議会 金融制度スタディ・グループ 「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」の公表について (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20190116.html) 「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」 (https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html) <p>【測定指標②、③】</p> <ul style="list-style-type: none"> 決済高度化官民推進会議（第5～6回） 「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」（各金融機関）
----------	--

担当部局名	<p>企画市場局 総務課信用制度参事官室、調査室</p> <p>総合政策局 総合政策課、総合政策課フィンテック室、リスク分析総括課サイバーセキュリティ対策企画調整室</p>
-------	--

政策評価実施時期	令和元年6月
----------	--------

平成 30 年度 実績評価書

金融庁 30(横断的施策－2)

施策名	業務継続体制の確立と災害への対応
施策の概要	<p>大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立のため、金融庁の業務継続計画の見直しや関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、自らの業務継続体制の強化を図るとともに、金融機関等に対しても業務継続計画の検証等により、業務継続体制の実効性の向上を促していく。</p> <p>また、東日本大震災、平成 28 年熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨からの復旧・復興に向けて、金融機関に対して、被災者の生活や事業の再建の支援など、金融面での対応を促していく。</p>
達成すべき目標	<p>大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図ること</p> <p>東日本大震災、平成 28 年熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨による被災者の生活や事業の再建の支援等により、被災地の復旧・復興に資すること</p>
目標設定の考え方・根拠	<p>「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁として、業務継続性の確保に係る取組を進める。また、大規模災害発生時において、金融サービス等の機能停止により、商取引に甚大な影響が発生する事態が生じないように、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す。</p> <p>東日本大震災への対応については、復旧から本格復興・再生の段階に入り、復興を加速するとともに、被災地の経済全体の再生が課題となっている。金融庁としては、各種施策の活用状況及び金融面での支援状況等を確認していくとともに、金融機関による被災地の多様なニーズへの最適な解決策の提案・実行支援を促す。また、平成 28 年熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨への対応についても、被災地の速やかな復旧・復興を進めていく観点から、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下「自然災害被災者債務整理ガイドライン」という）」等の活用を促進するとともに、金融機関が被災地における取引先企業のニーズへのきめ細かな対応を行うよう促す。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震緊急対策推進基本計画（26 年 3 月 28 日閣議決定） ・政府業務継続計画（首都直下地震対策）（26 年 3 月 28 日閣議決定） ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画（25 年 6 月 7 日閣議決定） ・新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（26 年 3 月 31 日）

	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化基本計画（26年6月3日閣議決定） ・国土強靱化アクションプラン 2018（30年6月5日国土強靱化推進本部決定） ・主要行等向けの総合的な監督指針 ・変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針(平成30事務年度)～（30年9月26日） ・東日本大震災からの復興の基本方針（23年7月29日） ・平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ（30年8月2日）
--	--

測定指標		
指標①	[主要]災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組	【達成】
30年度目標	「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実行性を検証し、必要に応じて見直しを実施	
30年度実績	金融庁の業務継続計画等について、その実効性を検証し、必要な見直しを行いました。	
指標②	[主要]災害等発生時に備えた訓練	【達成】
30年目標	金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・政府防災訓練への参加のほか、金融庁の業務継続計画等の実効性を検証するため、職員の安否確認訓練、徒歩参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練を関係機関と連携して実施しました。 ・新型インフルエンザ等の海外発生期から国内感染期までにおける対応について、情報伝達訓練等の机上訓練を実施しました。 	
指標③	[主要]業界横断の業務継続訓練の実施	【達成】
30年度目標	訓練の実施	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・29年度に引き続き、30年9月3日及び11月3日に、全国銀行協会、銀行等と合同で業務継続体制に係る訓練を実施しました。なお、30年度の訓練では、平日及び休日発災を想定した対策本部の初動対応訓練において、重要な役割を担う意思決定者及び事務局員の不在時の、代替者による意思決定・初動対応プロセスの検証を実施するなど、訓練内容の高度化を図りました。 	
指標④	個人債務者の私的整理に関するガイドラインの運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進	【達成】
30年度目標	個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に対し、個人版私的整理ガイドラインや東日本大震災事業者再生支援機構の活用を促しました。 ・個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関し、マスメディアによる周知広報のほか、自治体の協力を得た仮設住宅等の入居者へのチラシの 	

		配布、金融機関におけるチラシの備置き及び配布、関係者と連携した各種相談会の開催などの周知広報を実施しました。
指標⑤	金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施	【達成】
	30年度目標	金融機能強化法（震災特例）について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表
	30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機能強化法（震災特例）に基づく資本参加金融機関における経営強化計画の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました。
指標⑥	自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援	【達成】
	30年度目標	自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報
	30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関に対し、自然災害被災者債務整理ガイドラインの活用を促しました。 自然災害被災者債務整理ガイドラインの活用促進に関し、平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震など自然災害の被災者により活用されるよう、マスメディアによる周知広報のほか、自治体の窓口、避難所及び仮設住宅等の入居者へのチラシの備置き及び配布、金融機関におけるチラシの備置き及び配布、関係者と連携した各種相談会の開催などの周知広報を実施しました。
指標⑦	被災者からの相談を受ける相談ダイヤルを活用した各種災害時における被災者からの相談等の受付	【達成】
	30年度目標	各種災害が発生した際に、被害者状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置
	30年度実績	<p>平成30年度は、被災者からの金融機関との取引に関する相談等を受け付けるため、以下の専用相談ダイヤルを設置しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年7月豪雨金融庁相談ダイヤル（30年7月設置） 平成30年北海道胆振東部地震金融庁相談ダイヤル（30年9月設置） 平成30年台風第21号金融庁相談ダイヤル（30年9月設置）

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	B（相当程度進展あり）
	<p>【判断根拠】 金融庁の業務継続計画等について、その実効性を検証（測定指標①）したほか、政府防災訓練に参加するとともに、同計画等の実効性を検証するため、職員の安否確認訓練や関係機関との合同訓練等を実施しました（測定指標②、③）。</p> <p>また、東日本大震災、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等への対応として、個人版私的整理ガイドライン及び自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報を実施したほか、東日本大震災事業者再生支援機構の活用を促しました（測定指標④、⑥）。さらに、被災者からの金融機関との取引に関する相談等を受け付けるため、平</p>

	<p>成 30 年 7 月豪雨金融庁相談ダイヤル等の専用相談ダイヤルを設置（測定指標⑦）するなど、全ての測定指標で目標を達成することができました。</p> <p>しかしながら、金融庁の業務継続計画等について、業務継続体制の充実・強化を図るためにさらに実効性の高い取組を行う必要があり、引き続き取り組むべき課題があることから、「B」としました。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>【必要性】 金融庁の業務継続体制の充実・強化を図るとともに、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促すためには、業務継続計画等の継続的な検証や関係機関と連携した訓練の実施等が必要であると考えています。</p> <p>【効率性】 業務継続計画等の実効性の検証や関係機関と連携した訓練の実施等により、金融庁の業務継続体制の充実・強化や、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上等を効率的に進めることができたと考えています。</p>
	<p>【有効性】 業務継続計画等の検証や訓練の実施等は、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図るとともに、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す一定の効果があったと考えています。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 金融庁の業務継続体制の充実・強化を図るため、業務継続計画等を検証し、必要に応じて見直すとともに、関係機関と連携した訓練等の実施により、更なる実効性の向上に取り組む必要があるほか、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を引き続き促していく必要があります。</p> <p>【施策】 業務継続計画等を検証し、必要に応じて見直すとともに、政府防災訓練等への参加、庁内訓練や関係機関と連携した訓練等についても引き続き実施するほか、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を引き続き促していきます。また、東日本大震災及び平成 28 年熊本地震をはじめとする自然災害への対応として、被災者の生活・事業の再建を引き続き支援していきます。</p> <p>【測定指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実行性を検証し、必要に応じて見直しを実施していきます。 ② 金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施していきます。 ③ 今後も業界横断的な訓練が効果的に実施されるよう、全国銀行協会と協力して訓練の実施等を検討していきます。 ④ 個人版私的整理ガイドラインの運用支援や東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進により、引き続き被災者支援を促進していきます。

	<p>⑤ 金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップを実施していきます。</p> <p>⑥ 自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援により、引き続き被災者支援を促進していきます。</p> <p>⑦ 被災者からの相談を受ける相談ダイヤルを活用した各種災害時における被災者からの相談等の受付を行っています。</p>
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
----------------	--

① 災害等発生時における金融行政の継続性確保	金融庁の業務継続計画等について、その実行性を検証しました。こうした取組によって、金融庁の業務継続体制の実効性が確保されているものと考えています。
② 金融機関等の業務継続体制の実行性の向上	全預金取扱金融機関の業務継続体制の整備状況等について確認を行い、取組が遅れている金融機関に対して、体制整備を促しました。こうしたモニタリングによって、預金取扱金融機関の業務継続体制の実効性の向上に寄与したものと考えています。
③ 災害への対応	<p>[東日本大震災]</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を行った金融機関の経営強化計画等の履行状況について、それぞれの営業地域において金融仲介機能が適切に発揮されているかフォローアップを行い、その内容を公表しました。 金融機関に対し、東日本大震災事業者再生支援機構や、個人版私的整理ガイドラインの活用を促すとともに、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた金融面での支援状況を確認しました。 <p>[平成 28 年熊本地震]</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然災害被災者債務整理ガイドラインが被災者により活用されるよう、マスメディアによる広報を含めた制度周知や運用支援を行うとともに、REVIC と地域金融機関等が連携して設立した「熊本地震事業再生支援ファンド」及び「九州広域復興支援ファンド」の活用を促しました。 <p>[平成 30 年 7 月豪雨]</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然災害被災者債務整理ガイドラインが被災者により活用されるよう、マスメディアによる広報を含めた制度周知や運用支援を行うとともに、REVIC と地域金融機関等が連携して設立した「西日本広域豪雨復興支援ファンド」の活用を促しました。また、金融機関に対して、被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促しました。 <p>[上記以外の自然災害への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道胆振東部地震など自然災害への対応について、関係金融機関等に対し「金融上の措置」に関する要請を行うなど、的確な措置を迅速に

講じました。

- 豚コレラの患畜が確認された府県内の関係金融機関等に対して、養豚農家をはじめとする取引先の経営相談に丁寧かつ親身に応じることや、貸付条件の変更等の適切な融資対応に努めることなどについて要請文を発出しました。
- こうした取組によって、東日本大震災、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨等による被災者の生活・事業の再建に寄与したものと考えています。

施策の 予算額・執行額等	区 分		28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	126	104	52	46
		補正予算	112	—	2	—
		繰越等	3	2	34	
		合 計	241	106		
執行額 (百万円)		119	78			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（令和元年 6 月 13 日）
-----------------	------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁業務継続計画（平成 30 年 9 月 5 日） 全国銀行協会（ニュース&トピックス）
---------------------------	--

担当部局名	<p>総合政策局 総務課、秘書課、秘書課管理室、総合政策課金融サービス利用者相談室</p> <p>企画市場局 市場課</p> <p>監督局 総務課監督調査室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、銀行第二課地域金融企画室、証券課</p>
-------	---

政策評価実施時期	令和元年 6 月
----------	----------

平成 30 年度 実績評価書

金融庁 30(横断的施策－3)

施策名	その他の横断的施策
施策の概要	<p>金融行政について、横断的に関係する施策を実施することにより、円滑な行政運営に資する体制整備を図る。</p> <p>基本政策（政策Ⅰ～Ⅲ）に横断的に関係する施策の実施。</p>
達成すべき目標	<p>世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化により、我が国及び世界の経済・金融の発展と安定に資すること。金融行政を円滑に遂行するための環境を確保すること。</p> <p>基本政策に横断的に関係する施策の実施により、金融行政の目標の実現を図ること。</p>
目標設定の考え方・根拠	<p>日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、新興国を含めた世界の金融システムの安定と発展に貢献する必要がある。</p> <p>また、当庁においても金融行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、それに対応するためのIT戦略策定の検討を進めるなど、横断的に関係する取組みを実施することにより、金融行政の適切な運営を図る必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未来投資戦略2017（29年6月9日閣議決定） ・ G20ハンプルクサミット首脳声明（29年7月7日・8日採択） ・ マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際基準（FATF勧告）（平成24年2月策定） ・ 世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（29年5月30日閣議決定） ・ サイバーセキュリティ戦略（27年9月4日閣議決定）

測定指標	
指標①	【達成】
[主要]	世界共通の課題の解決への貢献
30年度目標	<p>金融規制改革を含む国際的な議論への貢献、持続可能な開発目標（SDGs）の推進、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対応における国際的な議論・連携、第4次FATF対日相互審査も踏まえた本邦金融機関の態勢強化</p>
30年度実績	<p>○31年G20議長国としての貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G20議長国の体制整備に向けて、30年8月にG20準備室を設立し、金融庁参与として、8月にカルアナ前国際決済銀行（BIS）総裁を任命しました。 ・ 金融安定理事会（FSB）の市場の分断に関するワークショップの議長、FSBの資産運用業関連部会の共同議長、証券監督者国際機構（IOSCO）の市場の分断に関するフォローアップ・グループの共同議長、金融包摂のためのグローバルパートナーシップ（GPGFI）の議長、IOSCO C1会合の議長、IOSCOの暗号資産に関する作業部会の共同議長等、金融庁職員が国際会議の議長を務め、議論を主導しています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・12月1日のG20サミット後、31年のG20財務トラックのプライオリティを公表しました。31年1月のG20財務大臣・中央銀行総裁代理会議にて、プライオリティ項目（市場の分断回避、技術革新（含む暗号資産）、高齢化と金融包摂）を中心に、当庁や関連基準設定主体（FSB、IOSCO、金融活動作業部会（FATF））より説明し、全体として支持を得ました。 ○保険会社の国際資本基準（ICS）の議論 <ul style="list-style-type: none"> ・30年7月末に保険監督者国際機構（IAIS）から公表された「国際資本基準（ICS Version 2.0）」の市中協議文書に関して、市中から寄せられた意見や、30年8月に保険会社から提出されたデータを分析し、基準の修正案を検討する作業に積極的に関与しています。 ○持続可能な開発目標（SDGs）の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・TCFDについては、30年9月に第1次進捗レポートが公表され、12月にアルゼンチン議長国下のG20サミットに提出されました。また、日本のFSBに対する要請を受け、31年6月のG20会合に合わせ、TCFDの第2次進捗レポートが提出されることとなりました。 ・TCFD提言に沿った開示に取り組む企業等に対し、取組みの状況や悩んでいるポイント等について、ヒアリングを実施しました。2月にはJPXとの共催で、シンポジウム「TCFDを巡る企業と投資家の対話：今後の展望」を開催しました。 ・2月に金融庁TCFDチームの公式ツイッターアカウントを開設し、当庁やその他日本におけるTCFDに係る取組みを和英双方で国際的に発信しています。 ○マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対応 <ul style="list-style-type: none"> ・30年8月、金融機関の実効的な態勢整備を促す観点から、金融機関等の対応状況等を取りまとめた「マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」を公表しました。 ・30年10月のFATF全体会合において、FATF基準（勧告等）の仮想通貨（暗号資産）交換業者等への適用について合意し、その旨を明示するFATF基準の改正を行いました。 ・30年12月、第4次FATF対日相互審査も踏まえ、モニタリングにより得られた預金取扱金融機関のマネロン等対策に係る取組み事例を取りまとめ、態勢整備の参考となるように業界団体へ還元しました。 ・マネロン等対策の必要性について利用者の理解を得るために、業界団体と協働で配布用のリーフレットを作成したほか、セミナー等で講演を実施するなど、本邦金融機関の態勢強化を促しました。
指標②	<p>[主要] 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化 【達成】</p>
30年度目標	<p>各国との具体的な取組みを更に推進する等、相手国当局との規制・監督等の協力枠組みを強化</p>

<p>30 年度実績</p>	<p>○米欧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国とのバイ面会等を通じて、各国との協力枠組みを強化しました。 ・英国のEU離脱については、英欧当局と想定されるリスクについて様々な場で意見交換を行いつつ、本邦金融機関が円滑に対応できるよう働きかけました。また、本邦金融機関には、仮に合意なし（ノーディール）の離脱となった場合にも万全を期すよう促しました。本邦金融機関は英国以外の欧州域内における営業認可を30年12月までに取得しました。 ・英国とは、日英財務協議を12月に開催し、英当局と経済・金融に係る幅広いテーマについて意見交換しました。31年1月の日英首脳会談後の共同声明では、金融市場の分断、金融セクターにおける技術革新、高齢化とその政策的対応、サステナブル・ファイナンス及び金融サービス業界における女性の役割の強化について協力しつつ、日英財務協議を通じたものを含め、金融サービスに関するパートナーシップを深化させる旨が盛り込まれました。 ・仏金融監督当局（ACPR及びAMF）とは、フィンテック推進協力に係る書簡交換を行いました。 ・米ボルカールールの見直しに関しては、30年10月に、域外適用範囲の限定や規定の明確化について改善し、市場の分断をもたらすことのないよう要望するレターを日銀と共同で米国当局に発出しました。 <p>○アジア・新興国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中首脳会談（30年5月、10月）、日中財務対話（8月）の際に日中金融協力の更なる協力強化に合意しました。首脳会談（10月）の際には金融庁長官と中国証監会主席との間で日中証券市場協力に関する覚書を締結。また、中国金融の有識者や金融機関等から構成される「中国金融研究会」を設置し、官民で中国金融の最新動向及び今後の方向性を議論しました（第1回は10月、第2回は本年1月に開催）。 ・ミャンマー（緬）では、30年6月に「保険セクター支援計画（COMPASS）」を、同年9月には「資本市場活性化支援計画」（30年1月策定）の進捗状況及び今後の支援策をまとめた「プログレスレポート」を策定して緬計画財務副大臣等へ手交し、これらに基づく技術協力等を実施しました。また、本年3月には、緬保険市場の外資開放に向け、日緬の財務・金融当局間の協議を行ったほか、金融庁長官が訪緬し緬計画財務大臣と面会。こうした機会等を通じ保険会社を含む日系金融機関の進出支援等を推進しました。 ・また、インドネシア、ブラジル、タイ、ベトナムの当局等にも、先方の支援ニーズを踏まえたセミナーや研修の実施など、深度ある金融技術協力を実施しました。
----------------	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・「グローバル金融連携センター（GLOPAC）」においては、プログラムの内容を充実させるべく、新興国の金融当局から受け入れる職員（研究員）の関心分野をきめ細やかに把握し、ディスカッションセッションを増やすなど取り組みました。30年は4月から6月、7月から9月、10月から12月に、計29名の研究員を受入れ、高評価を得ました。 ・GLOPAC で過去に受け入れた研究員（卒業生）のネットワークの維持・強化のため、30年5月、8月、11月に計8名の卒業生を再招聘し、現役生への講義と金融庁職員との面談を行うホームカミングプログラムを実施しました。さらに、30年11月、ブラジルおよび近隣諸国の卒業生を対象としたGLOPAC同窓会の地域版を中南米（ブラジル）において初めて開催し、卒業生のプログラム修了後の取組みについて聞き取りを行うとともに、金融3当局を表敬訪問しました。
指標③ 「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業		【達成】
30年度目標	「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置の実施	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「規制改革実施計画」（30年6月15日）等に盛り込まれた規制・制度改革事項について検討を進め、規制・制度改革を積極的に推進しました。これにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備が、着実に進展したものと考えます。 	
指標④ ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間		【達成】
30年度目標	ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る。	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30年度における、ノーアクションレター制度に基づく照会1件について、処理期間内での回答を実現しました。 <p>これにより、金融行政の透明性・予測可能性を高め、金融サービスの提供者が積極的に新しい商品の販売やサービスの提供を行なえる環境の確保に寄与したものと考えています。</p>	
指標⑤ 「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」の着実な推進		【－】
30年度目標	「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」の着実な推進（34年度）	
30年度実績	<p>30年6月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、CIO（情報化統括責任者）、副CIOのリーダーシップの下で、PMO（ポートフォリオ・マネジメント・オフィス）が中心となり、重点項目として掲げた各取組を推進するため、以下のような事項を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ITガバナンスの強化 <p>金融庁行政情報化推進委員会等の会議体やPMOの役割を明確化する訓令を制定するなどして、より一層、行政運営の効率化や利用者中心の行政サービス改革を推進するための体制を整備しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な行政運営の実現 <p>タブレット端末の導入等により、ペーパーレス化の推進を図りました。</p>	

指標⑥ 情報セキュリティ対策推進計画に基づくセキュリティ対策の実施		【達成】
30 年度目標	情報セキュリティ対策推進計画に基づく、セキュリティ対策の実施	
30 年度実績	<p>情報セキュリティ対策推進計画に基づき、以下のようなセキュリティ対策を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイバーセキュリティ基本法に基づく「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」改定に伴い、金融庁情報セキュリティポリシー及び各種関連規定の改定を行いました。 ・多様なサイバー攻撃に対する技術的対策の多層化・多重化の推進や、対応手順の整備を実施しました。 ・全職員を対象とした研修等の実施や実践的な訓練への参加といった情報セキュリティに関する教育・訓練を実施しました。 	

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	<p>A（目標達成）</p> <p>【判断根拠】 G20 議長国として金融システム上の国内外共通の新たな課題の解決に向けた経験や知見の共有に取り組みました（指標①）。また、英国のEU離脱に対し日本の金融機関が円滑に対応できるよう、英国・欧州当局に働きかけを行うとともに、アジア新興国等に対する技術支援の強化等を行いました（指標②）。</p> <p>また、測定指標③④⑥についても目標を達成するなど、取り組みを進めることができたほか、30年6月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」についても、当該計画に基づき、重点項目として掲げた各取組を着実に推進（測定指標⑤）したことから、「A」としました。</p> <p>なお、測定指標⑤については、34年度を達成目標に設定していることから、目標達成に向けて引き続きフォローしていきます。</p>
	<p>【必要性】 日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、新興国を含めた世界の金融システムの安定と発展に貢献する必要があります。</p> <p>また、金融行政の適切な運営を図るため、金融行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、それに対応するために策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」を着実に推進するなど、横断的に関係する取組を実施する必要があります。</p> <p>【効率性】 横断的施策のうち、国際的な課題について、各国と協調して対応を進めました。例えば、G20 議長国としての議論の主導、海外当局に各種会合や面会の機会を捉えた働きかけを行ったほか、国際コンファレンスにおける当庁の講演を通じて情報発信を行いました（指標①、②）。</p> <p>なお、金融行政におけるITの活用等については、「金融</p>
施策の分析	

	<p>序デジタル・ガバメント中長期計画」において重点項目として掲げた取組みの進捗状況について、目標達成（34年度）に向けて適時のフォローアップを進めていきます。</p> <p>【有効性】 新興国を含めた世界の金融システムの安定と発展に貢献する取組は、我が国経済の持続的な成長、世界経済の安定・発展に有効であると考えています。</p> <p>また、金融行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、それに対応するため、「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に重点項目として掲げた取組みを着実に推進するなど、横断的に関係する取組を実施することは、金融行政の適切な運営に有効であると考えています。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、引き続き、国際的な金融規制改革の議論に貢献し、新たな金融システム上の国内外共通の新たな課題の解決に向けて取り組む必要があります。また、国際的な当局間のネットワーク・協力の強化に関しては、これまでの取組みを踏まえ、さらに取組を継続し、充実させていく必要があります。</p> <p>その他、「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に掲げた取組みを着実に推進することに加え、金融行政におけるITの活用に関しては、新たな情報技術や「実践と方針」における重点施策に対応したシステム整備を進めるなど、横断的に関係する施策を実施することにより、円滑な行政運営に資する体制整備を図っていく必要があります。</p> <p>【施策】 上記の課題を踏まえ、引き続き、国際的な議論への取組や国際的な当局間のネットワーク・協力の強化を図ります。</p> <p>また、「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に重点項目として掲げた取組みについて、目標達成（34年度）に向けて引き続き着実な推進を図ってまいります。</p> <p>【測定指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国内外の課題を踏まえ、国際的な議論への貢献を引き続き進めてまいります。また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン等を踏まえ、業態及び金融機関におけるマネロン等リスクを分析・評価し、そのリスクに応じたモニタリングを行います。 ② 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化を引き続き進めてまいります。 ③ 金融サービス提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を整備するため、引き続き、規制・制度のあり方について検討を行います。 ④ 引き続き、ノーアクションレター制度等に基づく法令照会について迅速に対応していきます。 ⑤ 「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に重点項目として掲げた取組みについて、引き続き着実な推進を図ります。

	⑥ 31 年度における情報セキュリティ対策推進計画を策定し、引き続きセキュリティ対策の実施の取組みを推進します。
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
----------------	--

① 世界共通の課題の解決への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・各種国際会議の議長等を務め、議論を主導しています。31 年 1 月の G20 財務大臣・中央銀行総裁代理会議では、G20 議長国として、プライオリティ項目を中心に、当庁や関連基準設定主体より説明し、全体として支持を得ました（詳細は指標①に係る「30 年度実績」欄参照）。 ・持続可能な開発目標（SDGs）の推進について、国際的な議論への積極的な参画や日本の取組の国際的な発信に取り組むとともに、TCFD 提言に沿った開示に取り組む企業等に対して取組み状況や悩んでいる点等についてヒアリングを実施しました（詳細は指標①に係る「30 年度実績」欄参照）。 ・マネロン等にかかる金融機関へのモニタリングとして、報告徴求による実態調査の結果を踏まえ、ヒアリング等を実施しました。 ・ヒアリング等で得られた預金取扱金融機関の事例等を取りまとめ、業界団体を通じて金融機関へ還元しました。 ・利用者へのマネロン対策への理解を促す観点から、業界団体と協働し、チラシを作成し、周知しました。
② 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・英国のEU離脱（ブレグジット）に対し日本の金融機関が円滑に対応できるように、英国・欧州当局に働きかけを行いました。また、アジア諸国を含めた二国間協議等を通じて、監督上のネットワークを強化しました（詳細は指標②に係る「30 年度実績」欄参照。） ・アジア新興国等に対する技術協力について、相手国のニーズに寄り添いながら取り組みました（詳細は指標②に係る「30 年度実績」欄参照）。 ・「グローバル金融連携センター(GLOPAC)」において、プログラムの内容の充実や、研究員（卒業生）のネットワークの維持・強化に取り組みました（詳細は指標②に係る「30 年度実績」欄参照）。
③ 規制・制度改革等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「規制改革実施計画」（30 年 6 月 15 日閣議決定）に盛り込まれている「クラウドファンディングに係る規制改革」について、融資型のクラウドファンディング（ソーシャルレンディング）において、一定の条件の下で、法人である貸付先に関する情報を開示できることを明確化する新たな方策を公表しました（31 年 3 月）。 <p>上記対応をはじめとして、金融を巡る状況の変化に対応した様々な規制・制度改革を推進することにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備が着実に進展したものと考えます。</p>
④ 事前確認制度の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すために、引き続き金融庁ウェブサイト等を活用した周知を行うとともに、同制度の適切

	な運用を図りました。
⑤ 金融行政におけるITの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・当庁におけるIT戦略（中長期計画）の推進 「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」など政府全体の方針や、金融行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、それに対応するための情報システムの見直し等を目的として30年6月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、重点項目として掲げた「ITガバナンスの強化」、「効率的・効果的な行政運営の実現」等の取組みを推進しました。（具体例は測定指標⑤に記載） ・情報セキュリティ対策の推進 「サイバーセキュリティ戦略」において、政府機関の情報システムに係るセキュリティ水準の一層の向上が求められており、多様なサイバー攻撃に対する技術的な対策の多層化及び多重化を一層進めたほか、サイバー攻撃等における対応について改善を図るなど、更なる取組みを推進しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	257	292	267	370
		補正予算	▲0	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合計	257	292		
執行額(百万円)		205	255			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（令和元年6月13日）
-----------------	--------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G20 https://www.g20.org ・G20財務大臣・中央銀行総裁会議 https://www.g20fukuoka2019.mof.go.jp/ja/ ・金融安定理事会（FSB） https://www.financialstabilityboard.org ・バーゼル銀行監督委員会（BCBS） http://www.bis.org/bcbs ・証券監督者国際機構（IOSCO） http://www.iosco.org ・保険監督者国際機構（IAIS） http://www.iaisweb.org ・金融活動作業部会（FATF） http://www.fatf-gafi.org/ ・経済協力開発機構（OECD）
---------------------------	--

	http://www.oecd.org/ ・国際通貨基金（IMF） http://www.imf.org/external/index.htm ・金融サービス利用者保護国際組織（F i n C o N e t） http://www.finconet.org/ ・「マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」（30年8月17日） 【測定指標③】 ・「規制改革実施計画」（30年6月15日閣議決定） https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/180615/keikaku.pdf
--	---

担当部局名	総合政策局 総合政策課、総務課国際室、秘書課情報化統括室 企画市場局 総務課 監督局 総務課
-------	---

政策評価実施時期	令和元年6月
----------	--------

平成 30 年度 実績評価書

金融庁 30（金融庁の行政運営・組織の改革－1）

施策名	金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化
施策の概要	金融行政の質を不断に向上させていく観点から、金融庁のガバナンスの改善等を図る。
達成すべき目標	金融庁のガバナンスの改善等を通じた金融行政の質の向上
目標設定の考え方・根拠	<p>金融の急激な変化に遅れをとることなく、国民の期待や信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質を不断に向上させていくことが必要である。そのため、有識者や外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための取組み等、金融庁のガバナンスの改善等を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針（平成 30 事務年度）～（30 年 9 月 26 日） ・ 当面のガバナンス基本方針（30 年 7 月 4 日）

測定指標	
指標① [主要] 各種有識者会議の積極的活用	【達成】
30 年度目標	有識者からの提言等の金融行政への継続的かつ的確な反映
30 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策評価有識者会議を 5 回開催し、有識者から頂いたご意見・ご提言について、各担当部署において施策の検討等に活用するなど、金融行政の参考としました。 ・ 金融モニタリング有識者会議の 29 年 3 月の提言を踏まえ、金融行政の視野を「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」に広げ、金融行政の究極的な目標の達成により効果的に寄与できる新しい検査・監督を実現するための基本的な考え方と進め方を整理した「検査・監督基本方針」を 30 年 6 月 29 日に公表しました。 ・ 「検査・監督基本方針」では、資産分類と償却・引当について、現状の実務を出発点に、今後の改善の道筋としてどのようなことが考えられるか、金融機関、公認会計士、有識者等との検討を進めるとしているところ、よりの確な将来見通しに基づく引当も可能にする枠組みを含め、金融機関の融資に関する検査・監督実務について議論、整理するため、「融資に関する検査・監督実務についての研究会」を設置し、計 4 回（30 年 7 月 4 日、9 月 10 日、10 月 2 日、10 月 29 日）開催しました。 ・ 金融仲介の改善に向けた検討会議を開催し、地域金融機関の金融仲介の取組状況の「見える化」や早期警戒制度の見直しについて、有識者にご議論いただき、頂いたご意見を金融行政の参考としました。 ・ スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフ

	<p>フォローアップ会議を4回開催し、会議における外部有識者の議論を踏まえ、次回スチュワードシップ・コード改訂などを見据えた当面の課題について、検討の方向性を示す意見書（「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性」）を31年4月に公表しました。</p>		
指標②	<p>[主要] 業務改善とガバナンスに通暁した専門家による金融行政に対する外部評価の実施</p>		【達成】
30年度目標	<p>外部からの意見等を金融行政へ継続的かつ的確に反映</p>		
30年度実績	<p>業務改善とガバナンスに通暁した専門家による、金融機関及び金融庁職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施しました。</p>		
指標③	<p>[主要] 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数</p>		【達成】
基準値	<p>実績</p>		目標値
29年度	30年度		30年度
3億8,476件	5億291万件		対前年比増加
指標④	<p>[主要] 調査研究分析成果物の公表</p>		【達成】
30年度目標	<p>金融行政の参考となる調査研究を実施し、調査研究分析の成果物を公表すること。</p>		
30年度実績	<p>庁内の要望に基づく研究テーマについて、調査研究を実施し、その成果を庁内で共有するとともに、研究成果報告書としてウェブサイトで公表しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域経済と貸出行動—日本における地方部の県(X県)を事例にした経済変数と個別金融機関要因の定量的評価— ・顧客本位の業務運営 (Fiduciary Duty) にふさわしい金融商品販売のあり方 ・先進的 IT 技術の進展に伴う証券市場の構造的変化 (デジタルイゼーション) と証券市場の公正性・透明性を確保するための考察 ・金融機関による事業性評価の定着に向けた採算化にかかる分析・考察 		
指標⑤	<p>コンファレンス、勉強会等の定期的な開催</p>		【達成】
30年度目標	<p>当庁職員の知見・先見性向上を図るとともに、産・官・学の更なるネットワーク強化を図ること。</p>		
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・産・官・学からの参加者を得て、30年9月にフィンテック（金融とテクノロジーの融合）をテーマにしたグローバル・イベント「フィンテック・サミット 2018」（副題：FinTech2018-Into the New Era）（注）を開催しました。 （注）本シンポジウムは、金融庁・日本経済新聞社の共催により開催した「フィンサム 2018&レグサム (FIN/SUM2018× REG/SUM)」の一環として、シンポジウム形式で開催したものです。 ・30年4月以降、アカデミズム等の金融に関する有識者が最先端の研究内容を発表し、職員等との議論を通じて金融行政・アカデミズムの両方に必 		

	<p>要な新たな視点・論点を探求することを目的とした勉強会（金融経済学勉強会）を庁内にて開催しました。また、金融をはじめ様々な分野の実務家や研究者等を講師とする、庁内職員が自由に参加できる勉強会（通称「金曜ランチョン」）を開催しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究成果報告書について金融研究センターのウェブサイトで公表を行った際、その旨を金融関連の学会等と共有しました。また、その学会等を通じて各会員への周知を依頼しました。 	
指標⑥	外部有識者を交えた職員による自主的な政策提案の枠組み（政策オープンラボ）の設置	【達成】
	30年度目標	職員一人ひとりが政策形成に参加する機会を拡充する。
	30年度実績	・30年10月、職員による自主的な政策提言活動の枠組み（政策オープンラボ）を設置し、有志職員が外部有識者等を交えた調査・研究等を行いました。

参考指標		
指標①	「金融庁 女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」に基づく施策の実施状況	
	30年度実績	30年7月、「金融庁の改革について」を公表し、その中でワークライフバランスを実現する職場環境を構築していく旨を発信しました。テレワーク実施要領の見直しやペーパーレス化の推進等により、働き方改革の意識や必要性については、着実に職員へ浸透してきています。また、職員から業務効率化や職場環境改善に向けた意見・要望を受け付けるため「何でも目安箱」を設置するなど、斬新な発想が湧き出るための職員のワークライフバランスの実現に取り組みました。
指標②	金融行政モニターへの意見申出件数	
	30年度実績	30年4月～31年3月：31件
指標③	各種サポートデスクへの相談件数	
	30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> FinTechサポートデスク：287件 金融業の拠点開設サポートデスク：60件 FinTech実証実験ハブ：17件
指標④	意見申出制度への意見申出機関数	
	30年度実績	1機関
指標⑤	報道発表件数	
	30年度実績	519件
指標⑥	金融庁 Twitter のフォロワー数及びツイート（発信）回数	
	30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> フォロワー数 75,684人 ツイート回数 152回
指標⑦	新着情報メール配信サービス登録件数	
	30年度実績	46,045件

指標⑦ 英語ワンストップサービスの対応件数	
30年度実績	665件（29年度は708件）
指標⑧ 研究成果報告書の公表件数	
30年度実績	4本の研究成果報告書を金融庁ウェブサイトで公表した。
指標⑨ コンファレンスの開催回数	
30年度実績	30年9月に「フィンテック・サミット2018（副題：FinTech2018-Into the New Era）」を開催しました。
指標⑩ 勉強会等の開催件数	
30年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・計14回の「金融経済学勉強会」を開催しました。 ・計48回の「金融ランチョン」を開催しました。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成） 【判断根拠】 金融行政の質を不断に向上させていく観点から、「平成30事務年度 変革期における金融サービスの向上にむけて～実践と方針～」を踏まえ、有識者からの提言・外部からの意見等の金融行政への継続的かつ的確な反映方法の検討を行いました。（測定指標①、②） また、金融庁の施策等の内容について、タイムリーかつ正確な情報発信を行うとともに、様々なチャネルを通じた情報発信にも努めました。金融庁Twitterフォロワー数（参考指標⑥）に着実な増加が見受けられるほか、金融庁ウェブサイトへのアクセス件数は昨年度と比べ増加しました。（測定指標③） 金融行政の参考となる調査研究を実施し、その分析等の成果物を金融庁金融研究センターのウェブサイトで公表するとともに、コンファレンス、勉強会等を開催し、産・官・学のより一層のネットワーク強化を図りました。（測定指標④、⑤） 職員による自主的な政策提言活動の枠組み（オープンラボ）を設置し、職員一人ひとりが政策形成に参加する機会を拡充しました。（測定指標⑥） 以上、すべての測定指標で目標を達成することができたことから「A」としました。
	【必要性】 金融庁のガバナンスの改善のためには、引き続き、外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映させつつ、金融行政のPDCAの実施に取り組む必要があると考えています。
施策の分析	

	<p>【効率性】 金融庁のガバナンスの改善に向けて、庁内における検討・議論にとどまらず、有識者や外部からの意見等を積極的に受け入れ、施策の検討等に活用したことは、金融行政自体の効率性の向上にも資するものだと考えております。</p> <p>【有効性】 金融行政に関する広報の充実、学術的成果の金融行政への導入等は、金融庁のガバナンスの改善に有効であると考えています。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 金融行政の質を不断に向上させていく観点から、有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、引き続き取組を進めていく必要があります。</p> <p>【施策】 政策評価有識者会議を含む各種有識者会議等における有識者や外部からの意見や提言等が金融行政に継続的かつ的確に反映されるよう、取組を進めていきます。</p> <p>【測定指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 有識者からの提言等の金融行政への継続的かつ的確な反映等必要な取組を引き続き進めるとともに、必要に応じ測定指標の見直しを行います。 ② 引き続き必要な取組を進めるとともに、30年度における外部評価報告等を踏まえ、必要に応じ測定指標の見直しを行います。 ③ アクセス件数については、金融庁の施策等についての広がりを示すものと考えられることから、情報発信の達成度を測定する指標として次期年度も同様に設定します。 ④ 金融行政の参考となる調査研究の実施状況を測定するため、研究成果報告書の公表件数を測定指標として31年度も同様に設定します。 ⑤ 産・官・学のより一層のネットワーク強化を図るべく、引き続き、コンファレンスの開催回数及び勉強会等の開催件数を測定指標として31年度も同様に設定します。 ⑥ 職員一人ひとりが政策形成に参加する機会の拡充に向けた取組を引き続き進めるとともに、必要に応じ測定指標の見直しを行います。

<p style="text-align: center;">主な事務事業の取組内容・評価</p>	
<p>① 金融庁自体を環境変化に遅れることなく普段に自己改革する組織に変革(ガバナンスの改善)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価有識者会議において、金融行政において外部の意見や提言を継続的かつ的確に反映させるため、政策評価にとどまらず、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき重要な課題等についての議論を定期的に実施しました。 ・地域金融や融資に関する検査・監督実務、コーポレートガバナンス等の各分野における個別の課題について、各種有識者会議等を活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保しました。

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務改善とガバナンスに通暁した専門家による、金融機関及び金融庁職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上につなげました。 ・金融機関及び金融サービスの利用者等との対話を促進しました。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や意見申出制度、各種サポートデスク、金融機関からの相談対応の一層の充実を図りました。 <p>こうした取組は、金融庁全体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革するための、ガバナンス面での改善に資するものであったと考えています。</p>
<p>② 金融行政に関する広報の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁の施策等の内容について、ウェブサイトやTwitter等を積極的に活用し、国民等へのタイムリーかつ正確な情報提供を行いました。 ・併せて、金融行政の各課題等について、金融庁としての考え方や分析等を様々な形で公表するとともに、必要に応じて、これらの二次発信を行うなど、国民等に広く分かりやすい情報発信を進めました。 <p>こうした取組は、外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための前提となる行政の透明性向上に一定程度寄与したものと考えています。</p>
<p>③ 学術的成果の金融行政への導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当庁職員が施策を考える上で金融行政にアカデミズム等の知見を活用するため、庁内からの要望に基づいて調査研究を実施しました。調査研究の実施においては、金融行政に資する専門的かつ客観的な研究内容となるよう、研究を委嘱した外部有識者と庁内部署が緊密に連携した研究体制を整備しました。 ・本研究の中からは、金融機関による自主的な KPI の公表に繋がったものがあります。 ・金融に関する産・官・学のネットワークを強化し、金融行政に資する知見を得られる環境を構築するため、コンファレンス・勉強会等を開催しました。 <p>これらの取組は、学術的成果の金融行政への導入を図る観点から効果があったと考えています。</p>
<p>④ 総合政策機能の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCA を明確化させる観点から、従来の金融レポートと金融行政方針を一体とした「変革期における金融サービスの向上にむけて～実践と方針」を策定しました。 ・組織再編を踏まえて、全庁的な金融行政の戦略立案や総合調整を行う機能の強化に向けた取組として、職員一人ひとりが政策形成に参加する機会を拡充するため、外部有識者等を交えた職員による自主的な政策提言活動の枠組み（政策オープンラボ）を設置した。 <p>こうした取組は、金融行政の戦略立案や総合調整を行う機能を強化する上で効果があったと考えています。</p>

施策の 予算額・執行額等	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	—	—	—	—
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合計	—	—		
執行額(百万円)		—	—			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（令和元年6月13日）
-----------------	--------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（30年6月29日） ・金融庁ウェブサイト「融資に関する検査・監督実務についての研究会」 (https://www.fsa.go.jp/singi/yuusiken/index.html) ・金融庁ウェブサイト「金融仲介の改善に向けた検討会議」 (https://www.fsa.go.jp/singi/kinyuchukai/index.html) ・スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（30年11月17日～31年4月10日（計4回）） ・「政策評価に関する有識者会議」議事要旨・資料等 (https://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html) <p>【測定指標④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融研究センターウェブサイト「平成30年度ディスカッションペーパー」 (https://www.fsa.go.jp/frtc/seika/seika.html) <p>【測定指標⑤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融研究センターウェブサイト「金曜ランチョン」 (https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/luncheon.html)
---------------------------	---

担当部局名	総合政策局 総務課、総合政策課、総合政策課研究開発室、組織戦略監理官室、総務課広報室、秘書課、秘書課管理室、リスク分析総括課 企画市場局 総務課 監督局 総務課
-------	---

政策評価実施時期	令和元年6月
----------	--------

平成 30 年度 実績評価書

金融庁 30(金融庁の行政運営・組織の改革－2)

施策名	検査・監督の見直し
施策の概要	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善する。
達成すべき目標	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善すること。
目標設定の考え方・根拠	<p>金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった発足当初の優先課題に対応するため、個別の資産査定や法令等遵守状況の事後的なチェックを中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。</p> <p>金融を取り巻く環境変化に適切に対応し、金融行政の目標を実現するため、金融行政の視野を「形式から実質へ」(最低基準(ミニマム・スタンダード)が形式的に守られているかではなく、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができていないか(ベスト・プラクティス))、「過去から未来へ」(過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けた健全性が確保されているか)、「部分から全体へ」(特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応ができていないか)と広げていくことが重要である。</p> <p>こうした新しい検査・監督の基本的な考え方と進め方等について整理・公表した「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(平成 30 年 6 月 29 日)を踏まえた検査・監督を実践するとともに、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善することが必要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(30 年 6 月 29 日) ・「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(平成 30 事務年度)」(30 年 9 月 26 日)

測定指標	
指標①	<p>[主要] 「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」に沿った検査・監督への移行のための個別の分野における検査・監督の方針の整理・公表の進捗状況。検査・監督の品質管理の実施状況</p>
	【達成】

30 年度目標	「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践し、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善すること
30 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス・リスク管理における、金融機関・当局の基本的な考え方を示した「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方(コンプライアンス・リスク管理基本方針)」(30年10月)を、意見募集を経て公表しました。 ・金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方を整理した、「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方(健全性政策基本方針)」(31年3月)を、意見募集を経て公表しました。 ・金融機関と対話すべき IT ガバナンスについて「金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理(案)」(31年3月)を公表し、意見募集を行いました。 ・金融機関の融資に関する検査・監督実務について、よりの確な将来見通しに基づく引当も可能にする枠組みを含め、議論、整理するため、「融資に関する検査・監督実務についての研究会」を設置し、計4回(30年7月4日、9月10日、10月2日、10月29日)開催しました。 ・モニタリングの質・深度や当局としての対応についての適切な判断が確保されるよう、個別のモニタリングに対して、関係する幹部も含めた重層的・多角的な検証を実施しました。 ・モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善するため、金融庁幹部が金融機関に訪問し、モニタリングに対する意見を直接確認する訪問ヒアリングを試行的に実施しました。 ・検査・監督の品質管理の一環として、業務改善とガバナンスに通暁した専門家による、金融機関及び金融庁職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施しました。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	<p>B (相当程度進展あり)</p> <p>【判断根拠】 掲げた目標に向けて着実に取組みを進めてきたものの(測定指標①)、検査・監督の手法の見直しについて引き続き検討している分野別の「考え方と進め方」があること等を踏まえ、「B」としました。</p>
施策の分析	<p>【必要性】 金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善することが必要であると考えています。</p>

	<p>【効率性及び有効性】 モニタリングの方向性を明らかにする必要がある分野について分野別の検査・監督の考え方と進め方を公表することや、検査・監督の品質管理の仕組みの整備を進めることにより、効率的かつ有効な取組みを進めることができたと考えています。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善するため、更なる取組みを進めていく必要があります。</p> <p>【施策】 モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善するため、更なる取組みを進めていきます。</p> <p>【測定指標】 ① 金融機関に対してモニタリングの方向性を明らかにする必要がある分野については、引き続き個別の分野における検査・監督の方針を整理し公表してまいります。また、引き続き検査・監督の品質管理を徹底してまいります。</p>

<p>主な事務事業の取組内容・評価</p>	
<p>① 検査・監督手法の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「検査・監督基本方針」において、資産分類と償却・引当について、現状の実務を出発点に今後の改善の道筋としてどのようなことが考えられるか、金融機関、公認会計士、有識者等との検討を進めるとしているところ、よりの確な将来見通しに基づく引当も可能にする枠組みを含め、金融機関の融資に関する検査・監督実務について議論、整理するため、「融資に関する検査・監督実務についての研究会」を設置し、計4回（30年7月4日、9月10日、10月2日、10月29日）開催しました。 ・コンプライアンス・リスク管理における、金融機関・当局の基本的な考え方を示した「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」（30年10月）を、意見募集を経て公表しました。これを踏まえ、コンプライアンス・リスク管理に関する金融機関の取組事例やプラクティスについて実態把握を行うとともに、幅広い情報収集を通じたリスク要因やその程度の把握を行い、金融機関へのモニタリングに活用しています。 ・金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方を整理した、「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）」（31年3月）を、パブリックコメントを経て公表しました。 ・有識者やいくつかの金融機関と意見交換を行い、「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」（案）（31年3月）に係るパブリックコメントの募集を行いました。 ・モニタリングの質・深度や当局としての対応についての適切な判断が確保されるよう、個別のモニタリングに対して、関係する幹部も含めた重層的・多角的な検証を実施しました。

	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善するため、金融庁幹部が金融機関に訪問し、モニタリングに対する意見を直接確認する訪問ヒアリングを試行的に実施しました。 ・検査・監督の品質管理の一環として、業務改善とガバナンスに通暁した専門家による、金融機関及び金融庁職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施しました。
--	--

施策の 予算額・執行額等	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	—	—	—	—
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合計	—	—		
執行額 (百万円)		—	—			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（令和元年6月13日）
-----------------	--------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（30年6月29日） ・金融庁ウェブサイト「融資に関する検査・監督実務についての研究会」 (https://www.fsa.go.jp/singi/yuusiken/index.html) ・「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」（30年10月15日） ・「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）」（31年3月29日） ・「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理（案）」（31年3月14日）
---------------------------	--

担当部局名	総合政策局 リスク分析総括課
-------	-------------------

政策評価実施時期	令和元年6月
----------	--------

平成 30 年度 実績評価書

金融庁 30(金融庁の行政運営・組織の改革－3)

施策名	金融行政を担う人材育成等
施策の概要	人材育成や職場環境の改善等を通じ、金融庁の組織文化の変革に取り組む。
達成すべき目標	職員が真に「国民のため、国益のために働く」組織へと変革していく
目標設定の考え方・根拠	<p>金融を取り巻く環境が急激に変化する中において、金融システムの健全性を維持し、金融が企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大に継続的に貢献していくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質も不断に向上させていくことが必要であり、そのためには、金融庁の組織文化（カルチャー）の変革が不可欠である（金融庁の行政運営・組織の改革－1④参照）。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成 30 事務年度）」（平成 30 年 9 月 26 日） ・金融庁の改革について（30 年 7 月 4 日） ・当面の人事基本方針（30 年 7 月 4 日）

測定指標		
指標① [主要]職員の多面的な人事評価の実施・活用状況		【達成】
30 年度目標	公正な人事の実現	
30 年度実績	360 度評価研修の対象を拡大するなど、総合的な人事情報を把握・蓄積し、人事配置に活用しました。	
指標② [主要]能力主義に基づく任用の実施状況		【達成】
30 年度目標	新たな行政課題に的確に対応できるリーダーの育成	
30 年度実績	管理職以上の職階に求められる能力（コンピテンシー）に基づき、実際の働きぶりを重視した任用を行ったほか、新たに、課長補佐クラスに求められるコンピテンシーを策定しました。	
指標③ [主要]専門分野における人材育成の実施状況		【達成】
30 年度目標	組織の専門性の向上	
30 年度実績	それぞれの専門分野ごとに育成担当者を指名し、業務遂行上求められるスキルや能力を明確化するとともに、これらを身に付けるための人材育成プランを策定しました。 また、職員研修についても、内容や実施方法を抜本的に見直しました。	

[主要] 上司が部下にきめ細かく目配りしながら育成・指導・評価を行い、活発なコミュニケーションが図られる環境整備のほか、職員のキャリア形成や成長支援の実施状況		【達成】
30年度目標	人材育成の実効性の向上	
30年度実績	活発なコミュニケーションが図られる環境整備のため、業務単位の少人数グループ化を行ったほか、1on1ミーティングを導入しました。 また、コミュニケーション活性化のため、長官が定期的に職員に向けて意見発信する「Tone at the top」や、職員と幹部が直接意見交換する「タウンミーティング」の機会を拡充しました。 このほか、座談会の開催により、職員がキャリアプランを考える機会を充実させるなど、職員の成長支援に取り組みました。	
指標⑤ [主要] 業務効率化や超過勤務縮減の実施状況		【達成】
30年度目標	ワークライフバランスを実現する職場環境の整備	
30年度実績	超過勤務縮減のため、業務の効率化に取り組んだほか、テレワークの推進に向けた制度改正を行うなど、ワークライフバランスを実現する職場環境の整備に取り組みました。	
指標⑥ [主要] 人事改革の進捗状況の検証・公表状況		【達成】
30年度目標	人事改革を定着・深化させるPDCAサイクルの構築	
30年度実績	人事改革に関する取組の進捗状況について検証し、職員に公表したほか、職員満足度調査を外部機関に委託して実施しました。 今後も定期的に検証を行い、更なる改善につなげていきます。	

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成） 【判断根拠】 組織文化の変革のために必要な人事改革やコミュニケーション活性化等のための取組が着実に進展していることから、測定結果を「A」としました。
施策の分析	【必要性】 金融を取り巻く環境が急激に変化する中において、金融システムの健全性を維持し、金融が企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大に継続的に貢献していくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質も不断に向上させていくことが必要であり、そのためには、金融庁の組織文化（カルチャー）の変革が不可欠であると考えています。

	【効率性及び有効性】 諸施策について、できるものから順次実行したうえで、その実効性が確保されるよう不断に見直しを行うことで、効率的かつ有効な取組を進めています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	<p>【今後の課題】 組織文化の変革には相応の時間がかかることから、人材育成や職場環境の改善等に継続して取り組む必要があります。</p> <p>【施策】 今年度検討した施策について、できるものから順次取り組むとともに、既の実施した施策について、不十分な点があれば改め、更なる改善につなげていきます。</p> <p>【測定指標】 [指標①]必要に応じて測定指標を見直します。 [指標②]必要に応じて測定指標を見直します。 [指標③]必要に応じて測定指標を見直します。 [指標④]必要に応じて測定指標を見直します。 [指標⑤]必要に応じて測定指標を見直します。 [指標⑥]必要に応じて測定指標を見直します。</p>

主な事務事業の取組内容・評価	
① 金融庁の組織文化（カルチャー）の変革	<p>1. 取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融庁内のみならず、外部有識者等とも議論を重ねた上で、組織文化（カルチャー）の変革について、基本的な考え方と全体像を「金融庁の改革について」や「当面の人事基本方針」として取りまとめ、公表しました。 その他、測定指標の実績欄に記載の取組を実施しました。 <p>2. 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、組織文化の変革の進捗状況について定期的に検証を行った上で、不十分な点があれば改め、更なる改善につなげていく必要があると考えています。

施策の 予算額・執行額等	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	—	—	—	—
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合計	—	—		
執行額（百万円）		—	—			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（令和元年6月13日）
-----------------	--------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	総合政策局 組織戦略監理官室
-------	-------------------

政策評価実施時期	令和元年6月
----------	--------